

平成 3 0 年 1 2 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 2 月 7 日 開会

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成30年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年12月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第 8 第 5号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 第 6号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第 7号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	平成30年12月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。これから平成30年12月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。12月議会定例会の招集に当たりましてごあいさつを申し上げます。 平成30年11月14日付、飯島町告示第59号をもって平成30年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。 さて、本日は、大雪であり、冬への備えも進んできていますが、今週に入りまして12月とは思えない異常に暖かな日が続きました。今週末からは本来の寒さになるとの予報でございますが、エルニーニョが懸念されており、ことしの冬は暖冬が予想されることとでございます。 さて、ことしも残すところ20日余りとなりました。この一年、議員並びに町民の皆様には、町の行政運営に対しまして大変な御理解、御協力を賜り、計画いたしました事務事業がほぼ順調に実施できておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げる次第であります。 一年の経過に当たり、これまでの取り組みについて少し振り返ってみたいと思います。 まず、ことしの当町における大きな出来事といたしまして、町民の皆さんの長年の夢、積年の悲願でもありました国道153号伊南バイパスの全線開通が挙げられます。平成9年の事業着手以来、21年余りの歳月と約412億円の事業費が投入され、全線開通に至ったものでございます。この開通は、来る三遠南信自動車道の開通とリニア新幹線新駅開業に対応した新たな時代の生活基盤と地域振興、災害に強い安心・安全のまちづくりへの大きな一歩と確信しているところであります。 また、異常気象の影響から、7月以降、何度もの局地的な豪雨や台風の接近があり、町民の皆さんの安全・安心の確保のために、町内に避難準備・高齢者等避難開始情報を発表し、避難所を開設するとともに、職員を非常参集し災害の発生に備えてきたところでございます。 さらには、ことし一年、みんなが安心して暮らせる豊かな町の創出という大目標を掲げ、第5次総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略などの基本的計画をベースといたしまして、これらの実現のために引き続き政策の3本柱を掲げ、

施策を展開してまいったところでございます。

第1の柱は風通しのいい行政へのチャレンジであります。町民の皆様のさまざまなニーズに応えるために、行政サービスの円滑化を進めるとともに、住民満足度向上に向けた着実な行政運営に努めてまいりました。子育て支援の充実、福祉、介護、医療の充実、インフラ整備の強化、安全・安心なまちづくりの推進などを初め、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

福祉医療の分野では、8月から18歳までの子どもの医療費を完全無料化、受診時の窓口での自己負担ゼロを開始いたしました。医療体制の充実のため、引き続き開業医の誘致を進めてまいりましたが、つどいのクリニック柿田の開院に結びつけることができましたことは、大変喜ばしく思っております。

また、なかなか一般住宅での耐震補強が進まない状況を改善するため、寝室などで安全空間を確保するための耐震シェルター設置補助金制度を創設し、実物の展示等により啓発を図ってまいりました。

インフラの整備、公共施設の長寿命化に関しましても、それぞれ計画的に事業実施に努めてまいったところでございます。

第2の柱は儲かる飯島町へのチャレンジでございます。6次産業に観光産業を加え10次産業化することを目指し、観光産業の創出、飯島町営業部の拡充などを掲げ、各種の取り組みを進めてまいりました。これまでに、観光地域づくりを進めるための飯島町観光戦略会議の設置を受け、観光基本計画の具体化の検討を開始し始めたところでございます。

昨年度事業で千人塚公園に整備いたしました千人塚地域づくり拠点施設を利用した地域の皆さんや団体による千人塚農園祭りや南信州アクティビティパークの開催など、人が集まり、にぎわう新たなイベントが企画され、実施されてまいりました。

また、農業部門では、東京大学との間にミヤマシジミ、ソバ結実研究に関する協定の締結など、町の農産物のイメージアップにつながる取り組みも行ってきたところであります。

第3の柱は田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジでございます。飯島ファンづくりと大いなる田舎の実現に向け、魅力発信の推進と定住促進の推進に取り組んでまいったところでございます。

当町への移住を検討するためのお試し住宅トレーラーハウスの貸し付けは、引き続き好評をいただいております。

また、伊那県150年記念事業、町内各駅開業100周年記念事業の実施により、町内外への町の魅力紹介、情報発信をしてまいりました。

また、結婚・新生活支援事業補助金の創設や定住促進のための南信州モニターツアーの実施などに取り組んでまいったところでございます。

その他、限られた財源を工夫しながら、懸案であった各種事業を着々と実行してまいることができました。町民の皆様を初め議員の皆様の御理解と御協力に心より感謝を申し上げます。

		さて、本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件 1 件、条例案件 2 件、予算案件 7 件の計 10 案件であります。いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集のあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。
議	長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 3 番 久保島巖議員、4 番 好村拓洋議員を指名します。
議	長	日程第 2 会期の決定を議題とします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から 12 月 18 日までの 12 日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思います。が、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 18 日までの 12 日間とすることに決定しました。
事務局長		会期の日程は事務局長から申し上げます。 (会期説明)
議	長	日程第 3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 最初に、請願、陳情等の処理について報告します。平成 30 年 9 月定例会において議決された臓器移植の環境整備を求める意見書、国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書、以上 2 件の意見書につきましては、9 月 25 日に衆議院議長を初め関係機関へ送付しましたので、報告します。 次に、請願、陳情等の受理について報告します。本日まで受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条第 1 項及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に、監査委員からお手元に配付のとおり平成 30 年度定期監査の報告がされております。 次に、例月出納検査の結果について報告します。9 月から 11 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、議会閉会中に議員派遣を行い、その報告につきましてはお手元に配付のとおりです。研修等、大変御苦労さまでした。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 次に、町当局から報告を求めます。 損害賠償の専決処分の報告についてお願いします。

町長	町道における事故の損害賠償にかかわる専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会において指定されている事項につきまして同条第2項の規定により報告いたします。 対象となりました事故は、ことし10月5日に高尾地籍の町道広域2号線におきまして町職員が行っておりました草刈り作業において、飛び石により町道を通行していた自動車の窓ガラスを破損してしまったものであります。 町の過失割合を100%といたしまして、相手方に支払う損害賠償の額を3万1,104円として10月16日に示談書を取り交わしたものでございます。 今回は物損で済みましたけれども、人身事故につながりかねない事故でありますので、特に道路沿いの草刈り作業においては、飛散防止対策を徹底するよう指示をいたしたところでございます。 なお、損害賠償額の全額につきまして、町が加入しております総合賠償保障保険から相手方に支払われております。 以上で損賠賠償の専決処分の報告といたします。
議長	以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第4 第1号議案 教育委員会委員の任命について を議題とします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議長	本案について提案理由の説明を求めます。
町長	第1号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。 現在、委員としてお務めいただいております鈴木富美さんが、この12月21日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として、山積する多くの教育課題に対処いただくため、また人格、識見とも最適任と考え、引き続き鈴木富美さんを委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。 経歴につきましてはお手元の資料をごらんいただきたいと思います。 なお、任期につきましては平成30年12月22日から4年間であります。 よろしく御審議の上、議員各位の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
議長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 この議案は、討論を省略し、これより第1号議案 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。 [賛成者起立]

議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議 長	日程第5 第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、コンビニエンスストアに設置された多機能端末機に来年3月1日より新たに戸籍の謄・抄本、附票及び所得に関する証明書の発行が追加されることに伴う飯島町手数料徴収条例の一部改正でございます。 細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。
9 番 坂本議員	住民にとっては、利便性と、料金が安くなるということで非常にメリットがございますが、窓口に来ると高くなるという、そういうことでございますので、それをきちっと住民のほうにPRしていただき、これが3月1日から実施されるに当たり、その下準備をしっかりとしていきたいと思います。それをつけ加えて賛成といたします。
議 長	ほかにありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第6 第3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 今回の改正につきましては、当町の国保運営協議会は被保険者代表、保険医等代表及び広域代表の3者で運営してまいりましたが、飯島町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の体制強化のため、被用者保険代表についても協議委員会委員として加

え、関係する条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長
議長
11 番
中村議員

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

この被用者保険者を 1 人にした理由は何でしょうか。ほかの委員は 3 人なんですけれども、これ 1 人だけなんですけれども、1 人で強化が進むのでしょうか。その辺の見解をお伺いします。

健康福祉課長

こちらにつきましては、長野県の被用者保険を総括するところがございまして、そちらのほうの代表ということでございますので、団体が 1 つでございましてということで 1 名ということでございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 3 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、

日程第 7 第 4 号議案 平成 3 0 年度飯島町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 8 第 5 号議案 平成 3 0 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 第 6 号議案 平成 3 0 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 0 第 7 号議案 平成 3 0 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 1 第 8 号議案 平成 3 0 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 2 第 9 号議案 平成 3 0 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 3 第 1 0 号議案 平成 3 0 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

以上 7 議案につきましては、一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長
町 長

異議なしと認めます。それでは、本7議案について提案理由の説明を求めます。

第4号議案から第10号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第4号議案 平成30年度一般会計補正予算(第3号)について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,958万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億4,709万6,000円とするものであります。今回の補正につきましては、国の補正予算を初め、各種事務事業や災害復旧に対応するため必要な予算措置を行うものです。主な歳入の内容としましては、固定資産税等町税に1,710万円、障害者自立支援給付費の国・県負担金としておよそ1,080万円、小中学校のブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金に5,223万円、ふるさと飯島応援寄附金に1,583万円、学校教育施設等整備事業費に1億430万円を増額するものです。主な歳出の内容としましては、ふるさと飯島応援基金積立金におよそ1,580万円、障害者福祉サービス給付費、機能訓練給付費等におよそ1,450万円、国の補正予算に対応し小中学校における夏場の猛暑対策による教育環境の改善のため冷房設備設置工事及び設計監理業務におよそ1億6,800万円、台風24号で被災した林業施設災害復旧工事及び査定・実施設計業務に1,080万円をそれぞれ増額し、その一方で、後期高齢者医療給付費負担金、特別会計繰出金をおよそ690万円、予備費をおよそ2,100万円、それぞれ減額するものです。そのほか、庁舎等修繕、ふるさと納税PR用特産品、石楠花苑照明器具改修、道路維持のための融雪剤など、各種事務事業に対応する必要な経費を補正計上したところでございます。

続きまして、第5号議案 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,810万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6,852万5,000円とするものであります。今回の補正につきましては、本年度、国民健康保険事業の広域化に伴い運営主体が長野県へ移行したところでありますが、県の示す国民健康保険事業費交付金が変更となったため必要な補正を行うものです。歳入では、県支出金の保険給付費等交付金を1億1,810万7,000円減額するものです。歳出では、保険給付費を同額減額するとともに、総務費3,000円と保険事業費を3万円増額し、予備費で調整するものです。

続きまして、第6号議案 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,584万5,000円とするものであります。今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合算出の平成30年度納付金の確定により必要な補正を行うものであります。歳入では、繰入金分を269万9,000円減額し、繰入金で計上した高齢者医療制度円滑運営事業費補助金31万円を諸収入へ組み替えるものです。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を238万9,000円減額するものでございます。

続きまして、第7号議案、平成30年度介護保険特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額か

ら歳入歳出それぞれ14万円を減額し、歳入歳出それぞれ11億1,452万3,000円とするものであります。歳入では、地域支援事業分の国庫支出金7万3,000円、県支出金3万6,000円と一般会計からの繰入金3万1,000円をそれぞれ減額するものであります。歳出では、総務費において6,000円増額する一方、地域支援事業費18万9,000円を減額し、予備費で調整するものでございます。

続きまして、第8号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額4億4,646万8,000円は変わらず、歳出予算の内容を補正するものであります。歳入は変更ございません。歳出では、七久保浄化センターの汚泥処理が当初見込みより増額していることから、委託料を40万円増額し、予備費で調整するものでございます。

続きまして、第9号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,606万2,000円とするものであります。歳入では、実績に基づき田切南部地区、本郷東部地区の新規加入金を各1戸分、合計2基137万6,000円を増額するものでございます。歳出では、田切南部地区の施設設備修繕料として150万円、また公共ますの設置工事費として137万6,000円を増額し、予備費で調整するものであります。

続きまして、第10号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正であります。初めに収益的収支であります。収入の補正はございません。支出につきましては、営業費用の浄水費において修繕費及び薬品費を合わせて67万円増額し、支出総額を2億1,936万円とするものであります。続きまして資本的収支であります。収入の補正はございません。支出につきましては、伊南バイパス関連の配水管布設がえ工事を行うための材料負担分として200万円、次年度工事に向けた事前設計業務を行うための委託料として430万円それぞれ増額し、支出総額を2億4,213万2,000円とするものであります。

以上、その他、細部につきましては第4号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第5号議案から第10号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 議 長	(補足説明) 提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑をされるようお願いをいたします。 それでは、質疑はありませんか。
9 番 坂本議員	18 ページの 2255 の障がい者自立支援事業の中の障がい者福祉サービス給付費はなかなか金額が大きいわけですが、この内容は、事業内容か人数なのか、そこら辺のところを説明していただきたいと思います。 それと、もう一つは、1171、16 ページですが、定住補助金の 19 の補助金の中の定住定職応援事業と空き家改修なんですけれども、人数とか件数がわかれば、よろしく願いします。
健康福祉課長	2255 の内訳でございますが、具体的な数字はただいま持っておりません。ここににつきましては、各それぞれの人数もございますし、内容もありますし、一人一人のサービスの積み上げでございますので、昨年度と人も変わっておったりとかするもので、なかなか比較をすることは難しいところでございます。実績として伸びているということで増額の補正をお願いしております。
地域創造課長	定住定職の補助金関係のお尋ねでございます。 まず若者等定住定職応援補助金の申請者の関係でございますけれども、今、移住者の方で就職活動をされている方、これが今 6 人ほど見込まれているということで 30 万円ほど計上するというものでございます。 それから、空き家等改修費と補助金、これは、なかなか見込むこと難しいわけでございますけれども、今現在、相談しているものにつきましては、こちら 6 件ございまして、そのうち予算オーバーが見込まれるものが 2 件ほどということで 30 万円追加計上をさせていただいているというところでございます。以上です。
議 長 1 番 本多議員	ほかにありますか。 9 ページの町民税の個人住民税の歳入補正に関連して質問します。
住民税務課長	平成 30 年度の個人住民税の課税の総額を教えてくださいたいと思います。 個人町民税の現年分の課税でありますけれども、現在 3 億 7,866 万 6,800 円でございます。以上です。
議 長 9 番 坂本議員	ほかにありますか。 先ほど太陽光発電の学校の設置……
議 長 9 番 坂本議員	すみません。ちょっと聞こえませんが、前でを向いてしゃべっていただけますか。 あ、はい。

	29 ページの 5641 の太陽光発電システムパワーコンディショナーの取りかえということですが、これ 74 万円ですが、これ新しく新設してから何年ほどというか、経過の中で取りかえるのはいたし方ないと思いますけれども、何年ほどと見込んでだったんでしょうか。
教育次長	文化館の太陽光の設置につきましては平成 26 年度に行ったということでございますので、ことしで 4 年が経過したということでございます。ちょっと原因が定かでない部分がありまして、ことし夏に雷があった関係がございます。その部分も影響しているのかどうかというところがあるんですが、そのところ、ちょっと原因のほうが特定できなかったという部分がございます、今回こちらのほうで取りかえの工事を行うということでございます。
議 長 7 番	そのほかございませんか。
竹沢議員	29 ページの学校給食センター費 230 万円減額は理解いたしますけれども、既に実施計画の理事者査定などを行って、いよいよ 2019 年度の予算編成に向かうわけですが、この課題については 2019 年度の予算に計上するという方向があるのでしょうか。お答えください。
教育次長	給食センターの改築につきましては、実施計画の段階では、今年度できなかったということで、一応、エアコン終了を見込みまして 1 年送りというふうに考えております。
議 長	そのほかございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいをします。第 4 号議案から第 10 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 7 議案については、11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 4 号議案から第 10 号議案までの予算 7 議案をこれに付託して審議することに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。 御苦労さまでした。
散 会	午前 10 時 37 分

平成30年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

橋場みどり 議員

滝本登喜子 議員

中村 明美 議員

竹沢 秀幸 議員

折山 誠 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年12月10日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いします。
3 番 久保島議員	3 番 久保島巖議員。 それでは、一般質問を始めてまいります。 今回一般質問に関係いたしますので、米俵マラソンの御報告と御礼を申し上げたいと思います。 11月25日開催の飯島町米俵マラソン大会には、906組のエントリーをいただきまして、848組 877人のランナー、そして250人以上のボランティアの皆さんに御参加いただきまして、晴天の中、盛会に無事終了することができました。これも、町民各位並びに町当局、そして町職員の皆様の絶大なる御支援の賜物と、今大会実行委員長として厚く御礼を申し上げるところでございます。また、沿道の皆様には、道路使用者の皆様初め大変御不便、御迷惑をおかけいたしましたけれども、交通規制に御理解と御協力を賜りまして、なお、沿道で多数の応援をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げるところでございます。まことにありがとうございました。 さて、大会当日、参加者に越百黄金の新米を召し上がっていただく「ごはんですよ」とか、おかずを提供するテント村「おかず横丁」を開設しております。3年前から、これを総称して「飯島飯ごはんですよ」というのぼりをつくってアピールをしているところでございます。そもそも飯島飯というのは、下平町長から「上から読んでも下から読んでも同じで、非常に語呂もいいインパクトもある。」と、「これを使った米とか飯についての活性化をしていきたい。」と、その中で「米俵マラソン、先行してやってくれよ。」というお話をいただきまして、「あ、じゃあやりましょう。」ということで私の独断で始めたことございまして、そうすると、やっぱりちょっといろんなブーイングもあったんですが、これが定着してきたというふうに思っています。この飯島飯をキーワードにしたプロジェクトといいますかね、これを仮称飯島飯プロジェクトというふうに名前をつけましょう。そして、ここから後は、仮称はちょっと省きます。簡単に飯島飯プロジェクトと言わせていただきます。丸2年たつんですけどもね、これで3回目ですけど、あの旗ののぼりを立てたのは。一向に飯島飯プロジェクトっていうのは姿が見えてこない。米俵マラソンが飯島飯をうたって走り出したというところなんですけど、単独走行で、後ろを振り返ってみても誰もついてこない、これはどういうことなんだということで、今

回質問するものでございます。

1-1に入ります。毎年正月に東京ドーム開催のふるさと祭り東京の一角で、魅力発見全国ご当地マラソンというコーナーがございます。そこに、ここ2年連続米俵マラソンが出演しているわけでございますけれども、ことし1月のことです。越百黄金の1kg袋がありましたので、それを一緒に販売しようということで持っていきました。そうすると、若い女の子——女の子って言っちゃいけないですね、若い女性の方から「これ何。かわいいけど何が入ってんの。何なの。」って聞かれるんです。これじゃだめですよ。越百黄金って誰も米だってイメージする人はいなかったわけですよ。やっぱり、すぐ連想できるネーミングとかパッケージとかが必要だなあというふうに思います。どこかに米っていうのが必要だったかもしれませんね。町長は、越百黄金を町民の皆さんに食べてもらって次第に拡大を図っていきたいというふうにお話をされているんです。私は、ちょっと違うなあと思っているんですね。ローマ法王に献上したということで有名な神子原米という取り組みをしている石川県の羽咋市の話でございます。水田の上に住宅が何もないというだけの、こんなこと言っちゃいけないけれど、それを売りにしているんですね。だから、きれいな水でつくっていますというお米です。これをキロ700円で売っているんです。売れているんですね。羽咋市は、さらに海辺のところで無農薬無化学肥料のお米を栽培し始めました。それで、ことしで3年目になるそうなんですけれども、それを売っているんですね。それは羽咋米という名前です。それは、たまたま道の駅が近くでオープンして、その特別価格でキロ1,000円なんです。10キロ10,000円です。それが売れていると。役場の職員、市役所の職員に聞きました。「神子原米は食べているの。」って言ったら、神子原地区の人でさえ「出荷していて自分で食べていない。」ほとんどの人が。「300円程度のお米を買って自分は食べている。」役場の職員の皆さんも「1度か2度食べたことがある。」羽咋米のほう、1,000円のほうは「食べたこともない。」ということなんですね。じゃあ誰が買っているかと、全国のセレブの方とか環境問題に敏感な方とか、それから海外のセレブとかが買っている、売れている。じゃあね、越百黄金も、どうなのと、名前だけじゃなくて、希少価値を前面に、減農薬減化学肥料なんで、ちょっとそこんところはどうかあというふうに思いますけれども、越百山の伏流水を使った水ということでは、何とか競争ができませんかと、もう少し、300円程度じゃなくて600円、倍ぐらいに上げちゃうと。町民は食べられないけど、これは貴重なお米なんですよということで売り出してはどうかあって私は思うんですね。これコシヒカリだと南魚沼産コシヒカリに負けちゃうんですよ、どうしたって。ですからコシヒカリじゃなくて、新種のお米もしくは日本古来の古来種とか、何とかそんなふうにして、越百黄金または飯島産のお米について、もっとブランド化をするということを図っていくべきじゃないかなあと、定義とかターゲットとか周知方法とか今後の展開など、ちょっと路線を変更しませんかというお話をしたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長

久保島議員の質問にお答えいたします。越百黄金は米の30年問題対策といたしまして、米を売る力のある地域づくりと地産地消を目的に、長野県の栽培基準から農薬と化学肥料を50%以上削減した安全・安心な米という定義で取り組んでおります。ことしで3年

目を迎えたところでございます。ターゲットは、まず地元消費、地産地消ということで取り組むこととしています。現在は、学校給食や農家保有米での取り扱い、道の駅などの直売所販売を中心に、外部には東海コープへの販売を行ってまいりました。先日、飯島町営業部食部会が地元産のお米の消費拡大の取り組みを進めるために、町民や事業所向けに行った越百黄金のアンケート調査で、越百黄金がどんなお米なのか知らない方が多いという実態がわかりました。情報発信が不足していると思いますので、営農センターを中心に各種イベントやケーブルテレビでのCM、また道の駅等に注文チラシを置くなど、さらなる周知を図っていく必要があると考えております。今後の展開としては、外部への販売改革も大切でございますけれども、まずは町内の飲食店などでの取り扱いと非農家の皆さんへの販売促進を進めることが肝要ではないかと思っております。町といえども越百黄金の取り組みを支援してまいりたいと考えております。議員は、もっと高級感をつけて高く売ったらどうかと、セレブへのターゲット、これはどうかと、こういうお話をいただきました。飯島町のお米は、30年代を迎えて、自分でつくった米は自分で売するという時代が日本全国きております。まず農家の皆さんは高齢化の中で米をつくるのが非常に、この飯島町の土地は米づくりに利用されておるわけで、毎年毎年お米ができてくるわけです。まず、それを売ることが大事で、生産者は、まず自分のお米を誰が買ってくれるか、売れるかどうか、これが一番心配なところでございます。つくった米は売れるということが一番の生産者としての安心だろうと、このように思っているわけでございます。その中で、50%以上削減、結構安全・安心なお米なんです。しかし、日本の市場インターネットを調べてごらんになられるとおわりのとおり、完全無農薬完全無化学肥料、こういう生産を行っている方がいます。それは、自分ができる範囲での完全無農薬無化学肥料、非常に手間がかかります。しっかりかけたお米だから当然高くなる、そういったお米を望む方も1億2,000万人の日本の中にはおられます。しかし、それは一部です。その方々も長い間の苦労でそのブランドを築き上げてきたことだと思います。商売は、品物は、そう簡単に売れるもんじゃありません。やはり、ブランド力というのは時間のかかることだと思っております。一人の農家が苦労して完全無農薬で手をかけて、手に手をかけて88日間、毎日面倒を見たお米、それは1,000円の評価が値し、それを評価することがあるでしょう。飯島町のお米は、やはり50%以上削減ということの中で、そういう方から見たときの評価、1,000円で売れるという評価にはならないだろうと、これは普通の消費者心理からいって当然推察できることだと思っております。ときに越百黄金というお米の名前をつけました。お米の名前をつけただけで売れるわけではございません。やはり、営農センターを中心に売る努力をしなければものは売れないんです。まだまだその努力が足りないと思っています。しかし、一番この努力をわかっていただける飯島町の町民の皆さんに、近くにいる皆さんにそれを訴えてほしい、一生懸命つくったお米、安全・安心のお米、そのことがまずは肝要ではないでしょうか。飯島の皆さんの9,500人の胃袋を満たすだけでも十分なお米の量はあるんです。まずはそこで評価されなければ、外では評価されないでしょう。価値というのはだんだんについてくるものでございます。300円、その次は400円で売れるかもしれま

せん。飯島町が外へは不出の米だと、自分たちでしか食べられない、そういう米になれば、俺たちにも分けてくれよと、こういうお客さんだっているじゃありませんか。そういう販売の方法もあるんじゃないでしょうか。第一発目から熱弁を振るわせていただきまして、時間を無駄に使いまして申しわけございません。しかし、私の本心でございます。よろしくお願いいたします。

久保島議員　やっぱり、町長は町民に食べてもらって拡大をしていきたいという思いだそうでございます。お米ってわかるようにちょっとするようなことはどうでしょう。あの越百黄金だけでは、ちょっといまいちびんとこないの、そこら辺をちょっと考えていただきたいと思いますが、その辺の考えは。

町　長　ブランドというのは、その時流時流によって、僕は幾つ出てもいいと思っています。飯島町でつくっているお米、ある部分は越百黄金、この時代を捉えると土俵米というのは面白いんじゃないでしょうか。皆様方の今の土俵で飯島町の米俵が使われている、そういったことをアピールするとともに、その神事に使われる米である土俵米、これも一つの面白いネーミングかなというふうに思っております。これは、もうこういったことは、どんどん自分で積極的に、団体がまとまるまで待っておるのではなくて、自分で積極的にその名前をつけていくことが大事ではないかと思っています。

久保島議員　先に土俵の話をされちゃいまして、1－2に入りたいと思います。町長も、たまたまいろんな会議があったときに「米俵マラソンの飯島町の町長ですよ。」と言っていただけでいうことで、米俵マラソン大会の知名度も上がってまいりました。また、米俵をつくっている南信州米俵保存会では猫つぐらをつくって、ふるさと納税でもコンスタントに注文が入っていると。御承知のように、今町長もおっしゃいましたが、日本相撲協会の土俵俵をつくっているということになりまして、非常に注目されているところでございます。その土俵俵、土俵俵米と、土俵米という話が出ましたけれども、俵をつくる職人がつくるしめ飾りとか正月飾りとか縁起のものとかということで、米の飯にふさわしいんじゃないかなあというふうに思いまして、わら細工っていうことにちょっと注目をしたんですね。わら細工を飯島の産業の一つに組み込めないかということで、これをブランド化する。担い手については、ちょっとやっぱり、いつもお願いしているんですが、地域おこし協力隊の若い人たちにぜひ挑戦していただきたいなあというふうに思っています。この辺のわらによる地域おこしのブランド化っていうことについては、町長いかがでしょうか。

町　長　11月25日に開催されました第6回飯島町米俵マラソンに全国から約900名のランナーが飯島町に集いました。大会開催に当たり、久保島議員を筆頭に、実行委員会を初め多くの町民ボランティアの皆さんに御協力をいただきまして盛大に実施できたことに感謝を申し上げるところでございます。また、これらの活動を通じ、飯島産のわら細工の技術が評価され日本相撲協会の土俵俵に使用されることになったことは、大変すばらしいことであると思っております。しかしながら、大相撲での使用はまだ始まったばかりであり、事業の採算はもとより、土俵俵制作に必要なわらの確保や職人の育成など、土俵俵を安定的に供給する体制の構築など、事業継続のためにはクリアしなければなら

ない課題も多々あるのではないかと感じております。町としましては、まずはわらの安定的確保と農業関係者との調整や事業の推進の支援等が重要であると考えておりますが、あわせて飯島町の主要農産物である米というキーワードで結びつくストーリーに沿って米俵を初めとするわら細工についても、町が誇る観光資源として磨き上げられるような支援も行っていきたいと考えております。

久保島議員

職人について地域おこし協力隊をと思って提案するんですが、その点はいかがでしょう。

町 長

その方法もあるかと思っております。

久保島議員

1-3に入ります。飯島飯というプロジェクトの一角として米の関係やわらの関係の話が出てまいりました。そこで、それに関連した食品開発っていうことがもうちょっとできないかなあというふうに思っているところです。米関係では、小麦粉アレルギーの方がいらっしゃるので、米粉を使ったパンとかピザとかっていうのもいいでしょうし、それから、ずっと伝統的にある五平餅も、何かもう少しネーミングをしたらいいかなあというふうに思っています。みそやみそこうじっていうのが非常に町でも、町の皆さんにつくっていただいて好評なものでございますので、その辺もおかずとしてうまく組み合わせたら面白いかなあというふうに思っているんですね。わらの関係ですと、わらだと納豆ができるんですよ。この納豆は、いわゆる今はパックに入っているのがほとんどなんですが、昔ながらのわらに入った納豆っていうのを飯島でつくるというのも面白いかなあというふうに思います。この辺の納豆菌の開発等、管理については、大学の食品研究の連中とかとタイアップすると、非常に産学官協力ということで注目される商品になるんじゃないかなあというふうに思います。ミヤマシジミを初め自然環境に対するものっていうのも飯島町固有のものでございます。それから、非常に貴重だという意見もいただいているわけでして、その辺のこともアピールする、セットにするということも非常に大事かなあというふうに思います。我が町には幸い酢の工場とかみその工場、それから食肉の工場と、食品加工っていうことに対して非常に扱っていると、そういう町だなあというふうに思っています。食品加工の町というイメージは既にあるわけですので、その皆さんにも協力いただいて、ぜひとも、飯島飯という一角でもって新しい商品開発っていうことをやったらいいかなあというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

町 長

大相撲の土俵俵に使用されるわらは、白毛餅、白毛餅米という古くからの上伊那に伝わる餅米で、特徴としては、味はいいものの栽培に手間がかかる、収穫量が少ないというデメリットがあり、栽培者も少なく幻の餅米と言われているそうでございます。この白毛餅は、俵が相撲という勝負事に使用するため、名称の「白」、「白毛」の「白」は相撲の白星につながることで縁起がよいと言われておるそうでございます。南信州米俵保存会では、現在栽培している農家の方や関係者などと協議を進めているようでございますけれども、町としましても、町内での栽培に向けた栽培体系の確立や栽培者の確保などに課題があれば、解決に向けてかかわってまいりたいと思っております。また、白毛餅米を使用した加工品や飲食店でのメニュー開発、わらを

使用したわら細工製品など、新たな産業創出も考えられます。町のブランドとなる可能性は十分にあると思いますので、これをビジネスチャンスと捉え、町民の皆さんも保存会と連携して新たな取り組みをどんどん企画していただき、民間活力で大きな成果を上げていただきたいと考えております。そういった新たな取り組みに対しましては、町としても力いっぱい支援をしてまいりたいと思っております。

久保島議員

ぜひとも前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

1-4に入ります。町長も以前からおっしゃっていましたように、今の観光は見て回る観光から体験型っていうふうに変わっているという話でございます。実は、米俵保存会も年間数組の海外からの米俵作成ツアーを受け入れているところです。「こも」と、それから棧俵の部分をつくっておいて、それを組み立てるという簡単な作業なんです、非常に喜ばれるということでございます。そこで、農作業、それからわら細工作業の農作業体験ツアーっていうのも商品になるだろう。それから、当然果樹や野菜のもぎ取りとか採集とか収穫、この辺もいいと思いますね。それから当然、そばの町ですから、そば打ちや五平餅づくりとか、おやきとか米粉パンとかっていうのもツアーの中にはいいと思います。こういった自分でつくって自分で食べるっていうような観光ツアーっていうのも、これは一つの商品になるんじゃないかなあというふうに思っています。そのほかに、先ほども言いましたけれども、ミヤマシジミなんかを観察する、そういう研究ツアーとか、それから、飯島町には各神社で三国の花火上げるって、これは非常に貴重で珍しいんですが、そこをめぐって歩くという、そんな商品も、観光ツアーもあってもいいんじゃないかと。そのような皆さんに写真を応募してもらうというコンテストっていうのもいいだろう。こうした体験型ツアーの商品化っていうことは、飯島町のプロジェクトの中で非常にメリットになるんじゃないかなあというふうに思っているんですが、この辺の観光ツアーの取り組みについてはいかがでしょう。

地域創造課長

体験を中心とした観光ツアーのお尋ねでございます。議員御提案の町の産業、それから文化、自然に関する体験活動につきましては、既に一部でありますけれども、民間事業者での体験ツアーの実施ですとか、あるいは飯島町営業部の活動におきまして地域資源の掘り起こしに取り組んでおります。町といたしましても今年度から観光戦略会議を設置いたしまして、町の地域資源の観光資源化のための議論を始めたということで、今そういう状況にあります。先ほどお話がありましたように、近年の観光客の動向というのは地域特性のある体験ツアーっていうものにシフトしてきているんだろうというふうに認識をしております。こういった、これらのニーズを的確に捉えまして、地域資源の掘り起こしを行った上で、町内の旅行会社ですとか、あるいは来年度立ち上げる予定の伊南DMO、観光機構の関係になりますが、こういったところと連携しながら、飯島町ならではの体験メニューの商品化、こういったことを目指して取り組んでまいります。以上でございます。

久保島議員

いろんな話をしてまいりました。町長は先ほども申し上げておりましたけれども、民間活力という話をされておりました。私は、やっぱり一本化してまとめて、町長主導型の飯島飯プロジェクトというのにまとめてもらいたいなあと思って提案をしていると

	ころです。これ、まさしく地方創生そのものだということに感じているんですね。地方創生推進交付金の対象になるんじゃないかなと思います。30年度の予算では1,000億円計上されておりまして、事業費ベースで2,000億円、要するに2分の1補助ですので、比較的要件は緩いと言われているので、これは非常に取り組みやすいんじゃないかなあというふうに思います。また、大学との連携とかっていうのが入ってくると、まさしく国が望んでいる姿だというふうに思います。私のような頭の固い人間が幾ら考えてもだめなんで、もっと若い人たち、役場の中の各課横断的に若い人たちに集まってもらって、飯島を売り出すにはどうしたらいいんだということの中で、この飯島飯プロジェクトっていうのを、ぜひ立ち上げてもらいたい。そして、地方創生推進交付金の対象になるようなプログラムにしてもらいたいといふふうに思いますが、町長のお考えはいかがですか。
地域創造課長	それでは、議員御提案の飯島飯プロジェクトの地方創生推進の交付金の関係ということでございます。こちらにつきましては、飯島町の米を地域振興の中心に据えました6次産業の振興ですとか、あるいは伝統工芸、あるいは観光等の多方面にわたる取り組みにつながるものであるというふうに理解をしております。飯島町の特産品等を用いて地域振興に取り組む事業というのは、これは地方創生推進交付金の対象となる可能性があります。いろいろ既に取り組んでいる事業もございますので、事業内容の精査ですとか、政策のパッケージ化をして、こういった提案ができるように研究を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。
町 長	飯島飯のブランド化も有力なまちづくりの一つだと思っております。やはり、こういうものは、住民の湧き上がる熱意、これがまず基本になれば物事は動かない、山は動かないというふうに思っております。行政の職員もある部分で法的に、あるいは観光庁に得意な部分、そういった部分での得意さを発揮すべきでしょうけれども、しかし、住民の皆さんのまちづくりの一環、または自分のつくったものを徹底的に売ると、そういった部分での熱意が、やはり中心になればならないと、このように考えております。
久保島議員	飯島飯っていうのを、私どもが、米俵マラソンが先行してやってしまったものですから、我々の取り組みではないかというふうに勘違いされているところがありまして、そうではないよと、飯島飯っていうのをを使って、これが一緒に波及的に効果していったということを願っていたもんですから、そこんところが寂しいなあというのであれば、やっぱり町側がもうちょっとてこ入れをしてもらって、プロジェクト的に立ち上げてもらうっていうのが一番いいかなあというふうに思っていたんですが、その点については、町長、どうでしょうか。
町 長	町民の皆さんに考えていただきたいことがあります。それは、飯島飯の、本来は、例えば飯島町独特のかやく御飯、飯島町の独特の味つけ御飯、そういったものを飯島町に來た方々に、飯島町にはあんな飯があるよと、こういう形で提案、提供できるものがあつたらいいなあというふうに思っておるところでございます。ぜひ、この議会の傍聴をテレビでされている方々の中で、特色ある飯島飯、こんなのをどうだというのがありましたらお寄せいただきたいと思いますし、行政としては、そんなもののまたコンテストも

面白いかなあというふうに思っております。飯島町営業部でもいろいろなことを考えていらっしゃるんですけど、当然その中にも入っているんじゃないかなあというふうに思うところでございます。町民の皆さんの奮起を期待申し上げるところでございます。

ぜひとも町民の皆さんも巻き込んで、飯島をブランド化し売り出していきたいというふうに思いますので、町長も、ぜひ御奮闘をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の項目に入ります。項目2でございます。11月16日、長野県県庁講堂で県議会研修実行委員会主催の長野県地方自治政策課題研究会というのがございまして、中村副議長、橋場広報委員長、私の3名で出席してまいりました。前 内閣府地方創生推進事務局長次長で、現在は財務省の大臣官房政策立案総括審議官とおっしゃられる岡本直之さんという方の講演でございまして「SDGsによる地方活性化に向けた地方公共団体のアプローチ」という講演でございました。岡本さんは以前に長野県庁にも出向されていたということで、長野県に対しては非常に思い入れが深いというふうなお話もございました。SDGsって、目新しいっていうか、耳新しい言葉なんですけど、別に特別なことではなくて、持続可能な開発目標の複数形ということでございます。何でも国連で決議されたということでございまして、17ございます。1が貧困、2飢餓、3保健、4教育、5ジェンダー、6水・衛生、7エネルギー、8成長・雇用、9イノベーション、10不平等、11都市、12生産・消費、13気候変動、14海洋資源、15陸上資源、16平和、17実施方法という17項目でございまして、これで、世界加盟の国、それから企業もこれに従うということでございます。日本自体は、この辺のところで全部当てはまることではないでしょうけども、関係するものとして国が考えているのは、成長・雇用、それからクリーンエネルギー、イノベーション、循環型社会、温暖化政策、それから生物多様性の保全、女性の活躍、児童虐待の撲滅、国際協力などが挙げられているということでございます。(現物掲示)これがSDGsの推進ピンバッジでございまして、国連でつくっているものらしいです。政治家の間でも、官僚の皆さん、それから財界人でもつけている人が増えてきたということでございます。

2-1に入ります。先ほど飯島飯プロジェクトの取り組みは地方創生交付金の対象になるんじゃないのっていう話をしましたけれども、SDGsのモデル事業にもなるんじゃないかなあというふうに思ったところでございます。長野県はSDGsの未来都市自治体SDGsモデル事業というのに全国で10に選定されました。このテーマが「学びと自治の力による自立分散型社会の形成」というものでございます。そんなことを言っちゃいけませんけど、この抽象的なタイトルでSDGsのモデル事業になったわけですから、我々が示そうとしている飯島飯プロジェクトでは、これはもう絶対にSDGsになるなというふうに思うところです。これは、ちょっと身びいきというものもあるかわかりません。この事業に採択されますと上限4,000万円、そして定額で2,000万円、2分の1補助の上限2,000万円ですから、4,000万円の事業ができるということでございます。これは、2030年度に目標の持続可能なまちづくりを目標とするということになっていますので、ちょうどこれから10年ちょっと先ということで、非常に飯島飯プロ

町 長

ジェクトにジャストフィットではないかと私は思うんですね。次年度の再募集が多分あると思います。それから、ないとしても、違う形で今度は変わってきて、このSDGsの推進交付金みたいな形で出るかもしれません。その辺の準備もぜひしたらどうかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

久保島議員

持続可能な開発目標であるSDGsは、経済、社会、環境といったさまざまな分野の課題の解決に向けた世界の普遍的な目標であると理解しております。現在、飯島町においては、第5次総合計画に基づき、地域課題解決のため、さまざまな施策に取り組んでおりますが、それぞれの施策はSDGsの方向性である持続可能性に合致した取り組みであると認識しており、今後もSDGsの理念を共有しながら取り組んでまいりたいと思っております。飯島飯プロジェクトの取り組みは、持続可能な経済成長に資するものと考えております。観光は地域の総合産業であり、農商工官学が連携して取り組むことで、経済社会環境の課題に対し総合的な取り組みを行うSDGsの理念が共有されているものと思っております。このSDGsの支援について、常に状況を把握しながら、我々の事業と合致するものを探して、またその対応をとっていきたいと思っております。

ぜひ、町長得意な使えるものは何でも使おうという姿勢でぶんどってきていただきたいと、ちょっと言葉悪いですけども、そんなふうに思っています。

2-2に入ります。これもまた御提案なんですが、塩尻市でも始まっていますし、東御市においても起工式が行われたということで、バイオマス発電ということが非常に注目されて、既に県内でも動き始めています。今年度、バイオマス発電の町主催ってうか、産業振興課主催といいますか、勉強会がございまして、私もそれに参加をさせていただいて勉強してまいりました。再生可能エネルギーについては、太陽光に当町は取り組んできた、太陽光発電に取り組んできたわけでございますけれども、今後はバイオマスのほうにシフトチェンジがされるのかなあというふうに私は感じています。町が推進しようとしているというのは、私がそういうふうに感じているということでございまして、町が本当に推進しようとしているかどうかは、これからお伺いしようと思っております。町の森林保全ということ、それから林業の再生という点からいっても、ぜひともバイオマス、我が町にとっては展開されるべき事業ではないかなあというふうに思っていますし、非常に有益だとも思います。この事業も官民協力ということになれば、エネルギー問題ということで、非常にSDGsの事業対象になるということで、この点もどうかなあという話、お伺いしたいと思います。お話できる範囲で結構なんですが、現在のバイオマス発電の状況、町はどうかかわっていくのか、今後の進捗等について、お話できる範囲で結構ですので、お話いただけたらと思います。本事業をSDGsのモデルとして、これもどうか、対応したらどうかというふうに思いますが、町長、お考えいかがですか。

町 長

現在、町は、バイオマス発電事業について視察研究などを通じて研究をしているところでございますけれども、この事業はSDGsの大きな目標やターゲットの多くの部分に該当する事項がありますので、総合的にSDGsの考えに沿った事業になるかと考えております。新たな方式による発電施設の建設や木質バイオマスの燃料となる木材確保

が課題ではありますが、官民共同の事業として地域住民や上伊那森林組合、民間企業と一緒に木材が集まる仕組みを構築し取り組むことができれば、SDGsモデル事業になるのではないかと考えております。今、私どもが研究しておりますバイオマス発電、これは伊那谷の7～8割の面積を占める森林、この資源を有効活用しようと、こういう話でございます。今、森林について県も国も大きな力、資金を注いで、その活用について、全国的にその行動を促しておるわけでございます。やはり、森林は資源ではありますけれども、消費材として使用されなければその価値がない、切り出せない。やはり国内で、日本で育った森林資源が使用されない状況、これが、この産業が滞っている大きな原因ではないかというふうに思うところでございます。今、太陽光、石油にかわる、そういったエネルギー開発の中で、バイオマスというのは非常にクリーンで、しかも、それが使えるようになると、この地域の森林という資源が活性化してくるということの中で、バイオマスが注目を浴びとるわけなんですけれども、この事業は、やはり流れ、川上、山の材を切り出して製品にして消費する、その川上から川下までの製品の流れをつくるという部分においては、一飯島町の範囲でとどまることはできない、もっと多くの広い範囲での協力、理解を得ながら進んでいく事業であろうと考えております。また、それだけに資本もかかる事業でございます。まずは、資本的には、その技術力、開発、研究された民間企業がしっかりとその方向で地域の方々と協力しながら進んでいく、歩んでいくということと、やはりこの地域の森林を預かっている各市町村の理解を得る中で、この事業が進められると考えています。また、その資源、バイオマスを、その燃えるだけの、木の中で本当に、ホワイトペレットというんですけども、木の皮や端っこの葉っぱや枝葉や根っこのほうじゃなくて、真ん中の白いところだけ欲しい。こういうことだと、あとはどうするんだと、こういうことになるわけございまして、そのほかのものも全て利用して川に流れる、川上から川下へ流れていく、こういうシステムは、やっぱし、そのものをつくってもはける口がなければならぬということで、非常に広範囲にわたった事業だと、今、我々は研究しておる中でそう感じておるところでございます。多くの方々の理解のために、いろいろの説得を今しておる最中でございます。飯島だけの話ではなくて、上伊那全体の、あるいは、その力のある民間企業とさして話をしておるわけございまして、これがかなえば、飯島町の大きな発展振興、産業振興、福祉にも利用できるのではないかなというふうに考えておるところでございます。ただいま飯島町が一生懸命取り組んでいる課題でございます。

久保島議員

ぜひ町長にリーダーシップとっていただいて、各市町村からそんなような方向に向けるように御努力いただければうれしいというふうに思います。

2－3に入ります。2019年にはまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの総合戦略最終年になります。といいますか、目標年に達するというところでございます。2019年の目標を立てて、それに進めてきたということの総合戦略でした。岡本審議官もおっしゃっていたんですが、国は、総合戦略の見直し、または新たな目標年の設定による総合戦略を求めてくるということは確実だというふうに思っています。私も思いますし、岡本さんもそうおっしゃっていました。この際には、今までもそうなんですが、SDGsの持

持続可能な開発目標を勘案したものにならないといけない、沿ったもの、のっとったものにならないかならないということでございます。しかし、町の基本計画、総合計画なんです、その1年前になっちゃうわけですね。2019年、来年です。そこは、私も前回、基本計画の策定審議会のほうに入っていたんですが、そのときには1年前倒しの素案のものを総合戦略に見立てて提出したということを記憶しています。二度手間だなあというふうにちょっと感じていたんですね。ですから、今後は、まち・ひと・しごと創生の総合戦略は1年延長させておいて、2020年目標に変えて、そこを基本計画と同一時期にするということができないか、ちょっと国に働きかける必要があるんじゃないかなあというふうに思います。もっとも、総合戦略を立てなさいって言われていないのに、いかがでしょうかというのもおかしいものです、言われてからの話になるかもしれません。いずれにしても、SDGsの取り組みっていうのは、自治体ばかりではなくて、民間企業もコンプライアンス研修と一緒にSDGs研修というのも行われているようでございます。世界の進出している企業については、17項目の中から幾つか取り上げて、我々はSDGsに貢献していますっていうようなことをアピールしているということでございます。このマークをつけてパンフレットをつくっている会社、自社のマークの隣のところに載せているというところもあるようでございます。そういうことで、当然、町も職員の皆さんにSDGsの研修会っていうのをやらなきゃいけないのかなあというふうに思います。その際には、お国がリーダーでもありますので、企業の皆さんにも、ぜひ参加していただく窓口を広げたらどうかなあ。総合戦略の立て方、それから基本構想との関連性、SDGsの取り組み、この辺について町長のお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

町 長

国が定めたSDGsの実施方針では、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが推奨されております。当町がこれからも住みやすい町であり続けるためには、SDGsなど世界基準とも照らし合わせた視点での取り組みも必要であると考えております。これから策定が見込まれる町の総合戦略や各種計画については、SDGsの世界基準とも照らし合わせながら、町として必要なSDGsの要素を具体的施策の中で反映させて取り組んでまいりたいと考えております。SDGsのこの言葉は、ここ2〜3年言われ始めましたことで、今、どちらかというと、やはり言葉のように使われておるわけでございます。行政の政策には、基本的には持続可能な政策、皆が安心して暮らせる町、これがやっぱし基本に置かれているわけで、SDGs、今、世界からの売り言葉で日本に上陸しておりますけれども、それとは別にしっかりと政策を組んでいく、これをやっていたらSDGsにちゃんとかなっているんだ、こういうふうに考えておるわけでございまして、SDGsがあるから持続可能なまちづくりをするわけではございません。日本の進めている政策、どこもやっている政策は、SDGsに当然合っていることでありまして、SDGsは、そういった国が、持続可能な政策がとられていないような国から、もしかしたら入ってきて、今騒いでいるんじゃないかなあというふうにさえ思うところでございますけれども、この政府が取り組んでおる、そういった支援については、うまく利用する必要はありますので、利用してまいりたいと思っております。

す。

議 長
5 番
橋場議員

5 番 橋場みどり議員。

それでは、通告に従いまして質問いたします。今回は「1 電子母子手帳の導入を。」
「2 自治会加入促進の取り組みは。」「3 ふる里愛について。」「4 米俵マラソンの
定着と発展は。」についてお聞きします。子育て世帯の利便性の向上や住民懇談会からの
地域活性化という課題の中で、定住してもらうには、また若者に帰ってきてもらうため
にはどうしたらいいのか、また米俵マラソンが町の核となり町の活性化につながらない
かという質問であります。

初めに「電子母子手帳の導入を。」の質問です。母子健康手帳は、産婦手帳から始まり、
母子健康手帳になったのは昭和 40 年からです。現在の母子健康法に基づき、改正されな
がら現在に至っております。母子手帳は、母親と子どもが共有し、父親は見る機会が余
りなかったと思います。町長も余り見たことがなかったのではないかと思います。今
時代を反映し、自治体で妊婦の健康診断結果や未就学児童の成長記録をインターネット
上で管理する電子母子手帳を採用する動きが広がっています。例えば浦安市では育児日
誌などを家庭で情報共有できるスマートフォンアプリを導入しています。近隣では、箕
輪町が 2017 年 3 月にアプリ「みのむし」、そして宮田村では 2018 年 10 月にアプリ「み
やさんたち」、駒ヶ根市が 2016 年 4 月にアプリ「こまっぷ」を導入しています。ママ
と家族に向けた未来型健康支援、子育て支援サービスを提供しています。今やスマホは
体の一部のような存在です。年月日を導入すれば予防接種の時期もわかります。熊本の
水害のときにも、母子手帳を持ち出せず、我が子の常備薬でありながら薬の名がすぐに
答えられなかった、そういう親も多くいたそうです。多くの事柄が書き込めるのは紙の
比ではありません。スマホは必ず手にしており、無料で使用でき、子育て世帯の利便性
が向上します。提供される情報、サービスの主なものはイベント日程、それから情報や
お知らせ、妊娠届け、妊産婦健診、不妊治療助成制度、予防接種のスケジュール管理、
休日当番医、保育園、学校に関する情報施設一覧などですが、町独自に病歴や服薬記録
などの掲載をしておけば緊急時や災害時にも役立ちます。医療、介護、教育分野、防災
分野にも ICT 利活用は進んでいます。紙のイメージが強い母子手帳ですが、紙の母子
手帳の補完サービスとして電子母子手帳の導入をするお考えはあるのかお聞きいたしま
す。

町 長

橋場議員にお答えいたします。電子母子手帳は、災害などの緊急時に町から情報を発
信ができる、災害に備えて母子健康手帳のバックアップに利用できるなどの機能があり
ます。日ごろからタイムリーな情報の発信、予防接種や健診のお知らせの配信、保護者
が子どもの成長記録をつけることもできるそうでございます。母子手帳は全ての方を対
象としておりますけれども、アプリを利用できない方もいると想定されますので、対象
者全ての方へのサービス提供には不備があると思っております。また、IT 時代の流れ
ではありますが、一人一人と顔を会えたフェース・ツー・フェースによる子育て支援サー

	ビスという部分を大事にしていきたいと町の担当者は考えているそうでございます。今後町内の子育て中の家庭にニーズ調査を行い、導入について慎重に検討してまいりたいと思います。こういうITの時代が進む中で、必ずや橋場議員の思いというのはだんだんにそれに体制がとられていくんじゃないかなというふうに思っているところでございまして、今すぐにとすることは、もっと少し研究をさせていただきたいということでございます。
橋場議員	いま少し研究をとということでございます。確かにフェース・ツー・フェース、これが一番大事かとは思いますが、やはり今の時代に合ったそういうものを取り入れていただくということも望んでいられるお母さんたちもいらっしゃるということも考えていただきたいと思います。そして、電子化には個人認証やプライバシー保護の難しさはありますが、フェイスブック、ツイッターなどIDパスワードを使う手法もあり、個人情報管理するリスクを負わずことなく届けられるようになっています。もう一つ、母子情報サービスにマイナンバーカードの活用があるのは御存じでしょうか。ここからの情報サービスは、自治体からのお知らせ、日記機能、初めての記念日、法定健診結果のデータ連携、予防接種履歴のデータ連携、予防接種のスケジュール管理、御家族や遠方の祖父母との情報共有機能です。マイナンバーカードの個人認証を活用することで安全に本人確認ができ、パソコンで情報サービスの利用ができます。マイナンバーカード発行率向上やコスト削減にもつながると考えますが、この点ではいかがでしょうか。
町長	安全には大丈夫と、パスワード等で個人情報が守られるということでございます。いろいろの利点はやはりあると思います。そういった利点が本当に自由自在に使えるような時代がもうすぐだと思っております。それを見据えた中でしっかりと研究し、その対応がとれたときには、できるだけ早く対応してまいりたいと考えております。
橋場議員	ぜひ検討していただきまして、本当にいつ災害が起こるかわからないという状況ですので、母子手帳を持って出ることができないということもありましたので、ぜひ早期に検討していただきたいと思います。子育て世帯の利便性や家族で子育て情報の共有ができる、遠くにいるおじいちゃんおばあちゃんとも共有ができるというような利点もありますので、ぜひ早期の導入をお願いしたいと思います。 では、続きまして2番へまいります。町の自治会加入促進の現在の取り組み状況をお聞きます。最近どこでも問題になっているのが自治会加入問題です。10月12日に行われました住民懇談会でも自治会に対する御意見が出ておりました。町は28年に自治会に対するアンケートをとっていますが、そのアンケートの結果と同じような御意見がまた出てきておりました。アンケートの結果から現在までの取り組み、また町の状況はどのようなになっているのかお聞きいたします。
町長	自治組織は、住民の皆さんにとって心豊かで安心して暮らせるための最も身近な住民組織であり、行政と対等な立場で協力をし合えるパートナーであると考えております。そういった中で、自治会への地域住民の皆さんの加入は特に重要と捉えております。加入促進の具体的な取り組みの現状につきまして担当課長から説明させます。
地域創造課長	自治会への加入促進への取り組み状況についてでございます。現在の自治会への加入

率でございますが、人口ベースでは、ここ数年、9割弱ぐらいで推移をしているというところになってございます。現在、窓口では転入時に自治会への加入をわかりやすくお勧めするチラシを渡したりして加入をお願いするとともに、各自治会長さんとも連絡、連携をとりながら加入促進を行っているところでございます。また、町が進めております定住促進の施策につきましても、補助金等を受ける際には必ず自治会への加入を交付要件と、条件とするということもしてございますし、移住を進める際には必ず自治会への加入もお願いをしているところでございます。また、なお、自治組織の呼称も、皆さんの御理解と御協力をいただきまして、今年度から、耕地とかありましたけれども、自治会という呼称に統一できましたということも、わかりやすい面ということで加入促進の一面があるものではなかったのかなあというふうにも考えているところでございます。以上でございます。

橋場議員

自治会に対する加入促進、町のほうでは結構やってくれていると思いますが、問題になる点は、自治会では、役員のなり手不足ですとか活動参加者の不足、若い層の関心の薄さがある一方で、集合住宅ですとか移住者の未加入者の増加や自治会から抜けていかれる高齢者の単身世帯があります。また、来年4月からは外国籍の方が労働力として入ってくると、さらに未加入者が増えてきます。そうすると、避難訓練など、文化の違う外国籍の方への対応にも非常に影響してまいります。近隣のあるまちの自治会では「自治会に入らない方へは一切手を貸さないと決めた。」というきつい言葉も聞いております。いよいよそんな言葉も出るようになったのかなと思うわけですが、こういう言葉が出てこないように、高齢者のひとり世帯も増える中、未加入者は地域とのかかわりも薄く、また災害時や緊急時など、地域の対応や見守りなどに大きく影響が出てきております。これらの課題に先進的な取り組みをしている八戸市では、地域と市の協働による取り組みをしています。今お話聞いていますと結構町の取り組みのほうが多いわけで、自治会側からの取り組みというのが思っただけでも出てきていないところなんです。それで、その内容なんですけど、地域主体の取り組みとしては、町内会に関するアンケート調査の実施、職場、工場などでワークショップを開催、町内会加入促進ガイドブックの作製、町内会加入案内チラシづくり、こういうものをして、うちの自治会ではこういうイベントがあるんだよとか、出てきてほしいですみたいな呼びかけを大変にしているようです。行政主体の取り組みとして、不動産関係者へ町内会加入呼びかけの協力依頼、広報「はちのへ」を活用した町内会の紹介、市職員への町内会加入推奨、テレビ広報での町内会特集放映、転入・転居者に対する市民窓口での町内会加入チラシの配布、市営住宅の新規加入者説明での町内会加入促進チラシの配布など、積極的な取り組みをされています。こういう一步一步が必要だと思います。町にも耕地係、今は自治会係ですかね、そういう方がいらっしゃいますので、そういう方を通じたりしてもう少し働きかけをされていったらどうなのかなあというふうに思うわけです。自治会は自治会の必要性やメリットを理解してもらうためにのおおの自治体の手法で働きかけ、行政は団体、企業、自治会と共同で取り組む、そうしたことで自治会加入促進へ進むのではないかと思います。ことしも蜂の巣の問題がありまして、そこに住まれている方、連絡をと

りたかったんですけども、いつもいらっしゃるわけではないので、じゃあどこへ連絡をとったらいいかかわからない、役場のほうへお聞きしました。役場のほうでは不動産会社のほうへお聞きして、その方に連絡をとってもらったというようなことも出ておりますので、ぜひ、もう少し自治会加入へ勧めるということに力を入れていただけたらなあと思います。このような取り組みを、本当にいつ起こるかわからない災害にも備えて早急に取り組んでいくべきだと思いますけれども、町はどのようにお考えになっているのでしょうか。

町 長

ただいま橋場議員がおっしゃられました自治会の加入の必要性、あるいは入らない方々の状況、あるいは今後の対策について、今しっかりとまとめてお話しをされたわけでございます。全くそのとおりだと、私も同感でございます。自治会に入らない理由は、今さまざまな要因があると思っております。十数年前までは、やっぱり町の中の地域の中の一員に、私も仲間にとということの、そういう意識の中で、自治会というのがあうんの呼吸の中で成立しておったわけでございますけれども、今、都市からの田舎への移住者の中で自治会に入るか入らないかという問題もございます。都会に比べれば、それは、都会は隣近所、全然おつき合いがないですから、「隣は何をする人ぞ」という感じであろうと思います。しかし、田舎へ来ればいろいろと干渉される、悪い言い方で言えば干渉されるんですけども、いい言い方にすれば助け合えると、こういう裏腹のものがございます。そういった価値が田舎にはあるということをやはり認識してもらう必要もありますし、また一方、地元の方も、自治会はあるんだけど役が嫌だと、こういう状況も今平然と言っている時代の中で、非常に苦慮しておるのではないかなというふうに思っております。この3月でしたか4月でしたか、自治会長会と区長会、毎年スタートする前にお話し合いがあるんですけども、この高齢化社会あるいは人口減少の中で、自治会の組織の維持ということが非常に難しくなってきたと、こういう状況がございます。町としても、やはり自治会というのは末端に届く住民生活の最小限の組織でありますから、そこがしっかりしておっていただかないと住民サービスが届かないという部分において非常に大事なんですけども、役が多過ぎる、こういう状況も歴然としてあるわけでございます。今まで自治会組織について言い出せなかったタブーが多分あると思うんですけども、そういった部分は、もうみんなで言い合おうよと、そういった表面化していただいて、こういった次の問題について、自治会あるいは区のあり方、そういったことについて理想な方法、こんなことにならないかっていうことはみんなで考える時代が来ているのではないかと、こういうお話をさせていただきまして、機会あるたびにそんなことを話し合っていたきたいと、急に変わることはなかなか難しいんでございまして、だんだんにそういった意識づけというものが熟成、醸成されていることが大事かなというふうに思っております。そういった部分もあると思います、自治会離れ。あとは、行政で必ず移住してきた人には入ってくださいというお話をしていますが、そういったことを、外国人もありましたね、外国人労働者。やはりコミュニティーの築いた輪というのは、やはりそこでぎくしゃくするのではないかなあという心配はあります。私も感じておるところでございます。最近法律は通りましたが、

大丈夫かなあと、こういう思いがあるわけでございます。そういった負の部分も考えながら、自治会、地域住民のコミュニティーというのは自分たちでつくっていくものですから、みんなでやっぱし話し合うことが大事なというふうに思っております。橋場議員さんのお話には大変感動、賛成の意を強くしたところでございます。一生懸命今後とも対応してまいりたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

橋場議員

一生懸命対応していただけたということで、本当にありがたいなあと思います。本当に災害がいつ来るかわかりませんので、そんなときに、やっぱり自治会に入っていないから手を出さないんだというわけには人道的にもいけないわけですので、どうか町や地域が協働の取り組みによって「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指していけるように努力をしていただきたいと思います。

では、続きまして「ふる里愛について。」質問いたします。子どもへのふるさと愛教育にキャリア教育が始まっていますが、具体的にどんなことをいうのか、どんな教育を指すのかということをお聞きします。現在、小中学校で進められているふるさと教育、キャリア教育ですが、今年度は飯島町で第5回キャリア教育産学官交流会が開催されました。私も参加してみましたけれども、これがどういうふうにつながっていくのかなあということがちょっとよく理解できませんでした。一般にキャリアというと、その人の経歴、経験を指すと思います。国家公務員のエリートをキャリアと呼ぶようなのは、テレビドラマでもそう呼んでドラマ化されたりしておりますけれども、職業の中でさまざまな方向に広げていく仕事の道筋や、そこで積み上げられたスキルをキャリアというのではないかと考えています。キャリア教育というと進路指導につながっていくのかなあとも思っています。キャリア教育の意味と、また、どのような教育を指すのかお聞きします。

教 育 長

キャリア教育とふるさと教育についてのお尋ねです。まず、キャリア教育のキャリアですけれども、本来は、私の聞いている範囲ではラテン語の車道、^{しやどう}車道を意味していたのが、英語になったときには競馬場のトラックというような意味に変わって、現在は働くこと、勤労観とか、それから自分の生き方を模索する、そういったところにこのキャリアというのが教育の面では使われております。ですから、キャリア教育というのは、もともとは一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てる、こういうことを通じて社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく道筋を形成していく教育、こんなふうに定義されているわけです。今進路の話もございましたが、学習指導要領では、生徒が自己のあり方、生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進するというふうになっております。ですので、小中学校では、総合的な学習の時間とか学活の時間に進路指導ということをももちろんやりますけれども、そのほかにも各教科だとか日常生活、道徳などの中で、全般的にその子の発達を促していくための教育をしております。もともとは、平成10年代に入ったころに、世の中が情報通信社会になって、それまでとがらっと変わっていく。一方で、子どもたちは人とかかわりが大変苦手な子どもたちが増えてきたので、そこを系統的にやっついこうという考えから始まったものです。一方、ふるさと教育につきましては、キャリ

ア教育と全くイコールということではありませんけれども、キャリア教育の大きな目標であります自分らしい生き方を探るという中で、地域に生きる人、あるいは自然、歴史、産業、文化、こういったことを子どもたちが学ぶことによって、自分たちがこれから学んでいく目的、あるいは働く意味、生き方などについて子どもたちに学んでいってほしいということであるさと教育が始まっております。職業観、勤労観については、以前から米とか大豆とかソバの育成を通じて子どもたちは学んでおりますし、あるいは、小学校も高学年になりますと郷土を開拓した人々の体験の話だとか、6年生くらいになりますと社会福祉施設に出ていって地域の方とかかわり、あるいはその中で自分が役割を果たすことによって喜びを感じるというようなところに力を入れてやっております。お話にありました産学官交流集会につきましては、これは、ここ数年、上伊那広域連合の中にある郷土愛プロジェクトという組織が、地方創生ということもあって、もっと子どもたちに地域のことを理解してもらうにはどうしたらいいかということを考えているような手だてを講じているわけですが、そのうちの 하나가、この上伊那の産学官の、これは大人対象ですけれども、交流して自分たちの取り組みを発表し合ったり勉強し合ったりしようというのが産学官交流集会ですので、一番多いのは教員の出席者であります。そのほかにも、昨年、飯島町では、やっぱり郷土愛プロジェクトですが、ふるさと再発見という総合学習で学んできたことを発表する上伊那全体の会を文化館でやりましたし、今月13日には飯島小学校でキャリアフェスといいます、これは町民体育館と小学校の体育館にブースを設けて、そこに子どもたちが来て、自分の関心のあるブースを訪れて、そこで少人数がお店の方だとか産業界の方と交流しながら勉強すると、小学校でやるのは初めてですので手探りのところもありますけど、今、小学校で準備をしていただいております。こういったことで、ふるさと教育というのは、要するに、本来的には子どもたちの生き方を探るために地域の方々の体験や知恵をお借りしたいというところが大きくあるんですが、大人たちの希望の中には、そうやって地域を知ってくれることによって将来ふるさと、地方創生にも力を貸してほしいというところはあると、そんなふうには感じております。

橋場議員

説明していただきました。職場体験や職業観、それぞれのものを養うものなのかなあというふうにお聞きしました。その中で、職場体験とか働くことの意義みたいなことを学ぶというのがあったんですが、アントレプレナーシップ、起業家精神教育というのも最近ありまして、経済産業省が2015年に行った調査では、小学校の10%、中学校の33%が既に起業家教育に取り組んでいるとあります。あれからもう数年たっておりますので、もうこれも盛んになっているのかなあというふうに感じるんですが、全国各地の小学生を対象とし、事業や事例がたくさんあるということも聞いています。起業家教育とキャリア教育との違いとか、あるいは、それがキャリア教育の中にも含まれているのかっていうことをお聞きします。

教 育 長

端的に申し上げますと、起業家精神を育てる教育は、大きな意味ではキャリア教育の一部と捉えております。昨年、飯島中学校で、起業家というのはなかなか小学生には難しいところがあると思うんですが、中学生で取り組んだことがありまして、地元で生き

生きと働く方から学ぶという、幾つかのグループが町で活躍している方々のお話を聞くんです。その中には、もちろん起業した方、地方で自分で会社をやっている方、そういったところに子どもたちが、2カ所ぐらいですけど、行って、そのお話を聞いて、自分が将来どういう生き方をするかという中に、その起業をした方、あるいは自力で運営している方、こういう方のお話を聞くというような取り組みもしております。ですから、アントレプレナーシップという言葉でやっていることはないですけども、キャリア教育の中でそういう生き方も参考にしながら勉強していくという取り組みを行っております。

橋場議員 これは仕事や職場で求められる実践的な活動をお聞きするというふうなことなんですね。キャリア教育は、今お聞きしていますと教科として取り組まれているものではないと思いますので、これの評価っていうのは難しいと思うんですけども、この評価っていうのはどのように評価して、どんな教育にしていけるのかお聞きします。

教 育 長 教科と結びつく部分、例えば小学生が消防署とか、いろんなところを見学に行くときに、もちろん社会的な役割としての消防署の役割ということもありますけれど、その中で働いている人たちの働き方とか生き方とか、そういったことも一緒に勉強してくる、これは教科の中の大きな評価の中の、そういうことにどれくらい興味、関心持ったかとか、そういったことは評価の観点の一つになります。それから、キャリア教育は、結果的には、最後、進路指導であったり、総合的な学習の時間で扱うことが多いものですから、そういったところでこういったことに取り組んだとか、こういった研究をしたとか、こういったことに興味を持っているなどに行ったという文章的な表現で子どもたちは評価されているということになります。

橋場議員 活動の様子を記述するということで評価されていくということです。これからの時代を生きていくために必要な力、社会人としての基礎力育成のための教育方法かなあと思いました。キャリア教育の実施により学校と地域社会とのつながりが強くなり、地域を知ることからふるさと愛が生まれてきます。子どもたちが将来町に帰ってきて、町のために貢献してくれることを期待し、見守っていきたいと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

町 長 キャリア教育につきましては、上伊那の経営者協会が中心になって、上伊那8市町村、順繰り順繰りにこの大会をやっております、飯島町も昨年そこに参加させていただきまして、行政としても支援をさせていただいております。ただいま澤井教育長のほうからは教育の立場で今る説明があったわけなんですけれども、私は、キャリア教育の重要性というのは、やはり、この地域の方が地域の子どもたちに直接フェース・ツー・フェースでいろいろものをお話し教えてあげると、こういうことが、やはり数多くなければならないと思っています。特別な経営者が話すというよりも、さらには、地域、耕地、自治会の中で、じいちゃんばあちゃんが子どもに対していろいろ遊びを教えたり、この地域の伝統を教えたり、昔話をしてあげたり、そういったことも、やはりキャリア教育だと私は信じております。ぜひ、各自治会のお年寄り、まだまだ知識があつて経験があつて元気なじいちゃんばあちゃんは、子どもたちにそういったお話をする機会を設けてい

ただきたいと思っております。一方で、アントレプレナーで起業家精神を育てているのかと、こういうふうにおっしゃいますけれども、決してこの地域の子どもたちをこの地域の企業に縛ろうということではございません。教育した中で、お勉強して、世界に出ていきたい、羽ばたきたい人は、どんどん羽ばたいていただいて結構だと思います。しかし、昔あの人がああところで、地元で、ふるさとでお話ししていただいた私は、私の命を、この飯島町、この伊那谷で何をしたら役に立てるか、こういうことを考えるのも重要な機会だろうというふうに思っております。起業家精神というよりも、自分は何をしたらお役に立てるのかということを考えていただくことが根底にあるかと思っております。

橋場議員

わかりました。ちょっと次の質問に絡めていきたいと思いますが、今、町長がおっしゃるように、本当にフェース・ツー・フェース、よくおっしゃいますけれども、そうだと思います。地域自治会の皆さんやおじいちゃんおばあちゃんのそういう言葉、そういうことが米俵マラソンにかかわっていくということの中にも大きな教育になってくると思います。米俵マラソンについては、先ほど久保島議員がもう語られておりますので、本当に簡単にお聞きしたいと思いますが、米俵マラソン、ことは6回目を迎えました。その6回目の中で、やっぱり皆さん少しずつ、一步一步、どうしたらいいだろう、こうしたらいいだろうという考えの中で、熱心にいろんな話し合いをしながら今日に至っております、参加者も増えております。知名度も上がってまいりました。何よりことしうれしかったのが自治会の方の中からマラソンに参加していただいた方がいらっしゃったということです。これは本当に何よりもうれしく、遠くから来ていただく参加者の方にも感謝申し上げるわけですが、何より地元の方が参加していただいたということが、私たちには、かかわってきた者にとりましては、本当に、ここのところが一番欲しいところでございますので、自治会の――自治会というか、町の皆さんとともにマラソンを楽しむ、つくっていくということが今でき始めているのかなというふうにも感じております。米俵が、それから国技である相撲の土俵俵、それにもつながりました。ということは、少しずつこれがいろんな産業にも発展していくのではないかと思います。その中で、今これは本当に絶好のチャンスとして捉えていくべきではないかというふうに思います。久保島議員もいろんな産業につながる米俵のこと、今たくさん話をさせていただきましたけれども、本当まさにその今入り口だと思うんですね。これを逃がさないように、ぜひしていただきたいと思っております。これを本当に町の核としてやっていけたらば、本当にリニアが開通した折にでも、飯島町に来て、とどまって、見て、味わっていただける方が増えてくるのではないかと考えておりますが、町長は、この米俵マラソンの今後をどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

町 長

ただいま橋場議員がおっしゃいましたとおり、その米俵マラソンの本当の底力、隠れた力を評価しているところでございます。今地元の人がボランティアでは協力していただいているんですけれども、その大会に参加して走っていただいた、これが非常にうれしかったと、これは、その喜びはよくわかります。やっぱり地元の方に評価していただ

きたいという思いは、いろいろイベントを仕掛けている人たちにとっての最高のエネルギーになるし、御褒美だというふうに思っておるところでございます。いい機会が6年たって、だんだんに土台を築き上げてきました。これ、やっぱり大きなチャンスだと思っています。しかし、大事なのは続くことが大事だと、このように思っています。あちらこちらでマラソン大会、行われております。一気に2,000人3,000人増えるマラソン大会もございます。しかし、それには、かかわるボランティアの皆さんが、やっぱり陰で苦勞をしているわけでございます。そういった皆様方に急激な負担がかかるということは、やはり長続きしないことの一つの大きな要因ではないかなというふうに思っております。米俵マラソンの売りのチャンスは十分わかりますけれども、やはりゆっくりと、じっくりと続けていく、「かんてんばば」の塚越会長のように年輪経営、年輪一つ一つ成長していくと、こういうゆっくりの成長が大事だなと思うところでございます。

橋場議員

年輪運営を私たちも求めていますし、そう思うつもりでやっております。ところが、やはり今おっしゃられましたように、ボランティアさんがやはりなかなか入ってきてくれない。たくさん今、二百何十人というボランティアさんがかかわってきていただいておりますけれども、久保島議員も先ほどおっしゃいましたけれども、後ろを向いたら後ろに誰もいないというようなことなんですね。俵マラソンを有名にしていく、または知名度を上げていくとか、そういうことも大事なんですけれども、そういうことを願っているわけでもありません。私たちは、米俵マラソンをいかに継続していくか、そして、子どもたちにイベントの中で町のことを知ってもらい、イベントをつくっていくにはこういうことが大事なんだよという人とかかわり合いも学んでいただきたい、そういうことが、世界に向かって羽ばたいていくにしても、非常にそういう人とかかわり合っているのが大事だと思うんですね。一つ一つをつくり上げていくことの学びということが、そこで実践できて学べると思っております。なので、そういう点で、ぜひ町長にもその辺のリーダーシップをとっていただいて、後に続いていけるような方をつくっていただくような努力をぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長

やっぱり継続するためには年代年代の引き継ぎが大事かと思っております。それで、進むばかりが進歩ではなくて、「3歩進んで2歩下がる」という有名な歌があるとおり、やはり下がるときもあっていいと思います。それは、地固めする、充電期間で大事、いろいろの不満を解消する意味で大事だと思っています。人数が減っちゃったから、それを評価しないということはないと思います。じっくりと、この米俵マラソン、本当に米俵マラソンって言うだけで飯島町が一発で説明できる、こういったイベントでございます。私も東京へ出て行って、全国の町村会の前で「米俵マラソン、飯島町は飯の島と書く。」と「そこで米俵マラソンをやっているんだ。」と、これだけで一発でわかる、こういった大事な地域資源、文化資源をやっぱし守っていくためには、じっくりと、じっくりと、20年30年のつもりで取り組むことがいいのではないかなというふうに思っております。町も一生懸命、地道にしっかりと支えていきたいと思っております。

橋場議員

地道にしっかりと支えていただきまして、リニア開通の折には、町長の祝砲3連発が町民全員で大きな声で上げられるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく

		お願いします。以上で終わります。
議 長		ここで休憩をとります。再開時刻は 11 時 5 分といたします。休憩。
休 憩		午前 10 時 44 分
再 開		午前 11 時 05 分
議 長		会議を再開します。一般質問を続けます。 2 番 滝本登喜子議員。
2 番 滝本議員		それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回、質問事項は 1 つで、高齢化に関する諸問題にどう取り組むかでございます。町の人口は 9,500 人を切りました。高齢者の割合は平成 26 年より 2.2% 増えて 34.9% となっている現在、高齢化によりいろいろな問題、課題が上がってきております。 要旨 1 です。農業委員会の調査によりますと、ことしの 10 月現在、遊休荒廃農地は町全体で約 5.8 万平方メートルあり、これらの農地は管理がされていない、相続放棄のため手が入らない、非農地や山に戻したいなどの希望がありますが、高齢により手入れができないことも大きな要因と思われます。これらの解消地は約 1 万平方メートルで、遊休荒廃地の約 5 分の 1 しか解消されておられません。耕作放棄地は、自給的農家や土地持ち非農家で増えています。耕作しないことや手が入らない農地の今後の対策をどう考えますか。町に提供したいという人もいます。農地中間管理事業や J A の農地利用集積円滑化事業の利用もありますけれども、条件があり、面積も少なく飛び飛びにある耕作放棄地は利用できません。これらの土地を町で管理して有効活用はできないでしょうか。耕作したい人に貸し出すことや駐車場にする、公園にする、振興作物を生産するために貸し付ける、農地つき住宅にする、また、そのための組織を設けるなどがあると思います。お考えをお聞きたいと思います。町長にお願いいたします。
町 長		滝本議員にお答えいたします。耕作放棄地への取り組みといたしましては、農業委員会や地区営農組合、担い手法人等による農地パトロールにより現状の把握に努めております。耕作できなくなる理由はさまざまですが、大切な農地ですので、まずは農地として有効利用することを目指し、不可能な場合は対応策を検討する必要があると考えます。飯島町の多くが農地であることから、農地の維持管理は良好な生活環境の維持という側面でもございますので、しっかりと対応すべき課題であると思っております。具体的な現状、対応策につきましては担当課長より説明申し上げます。
産業振興課長		現在把握しております耕作放棄地は、議員が今おっしゃられたとおり 5.8 ヘクタール、約 6 ヘクタールということでございます。この 6 ヘクタールの内訳でございますが、2 つに分けておまして、再生利用が可能な荒廃地として約 5 ヘクタール、再生利用が困難と見込まれる荒廃地として約 1 ヘクタールというような区分になってきております。こういった耕作放棄地への対策としましては、簡易な復旧で解消が可能な場合は担い手

法人への貸し付けにより解消を行いまして、受け手が見つからない場合には土地所有者へ草刈りの管理等をお願いしておるところです。また、一方で木が生えるなど完全に非耕地化しているような場合には、農業員会で非農地決定を行いまして、現状によっては山林へ戻すよう指導をしているというところがございます。今後の課題としましては、近年、農地の出し手が急激に増加しておりまして、担い手でも受け切れないほどの農地が出てくるというのが、これが大きな課題となっております。このため、町全体として将来的に農地として守っていくエリア、また農地以外の利用を検討するエリア、こういうふうに色分けをしていく必要もあるんじゃないかというふうに今考えておるところです。また、草刈り作業を請け負う、これが一番大きな作業になるわけなんです、こういった請け負い隊、草刈りを請け負う草刈り隊というような組織も、自給的農家の皆さんや土地持ち非農家の皆さんにも参加協力を狙いながら、地域全体で農村環境を守る仕組みづくり、これが必要ではないかというふうに考えております。

滝本議員 地域全体でというお話をいただきましたけれども、その中でも高齢者という方は、農地を持っていたとしても高齢になって手が入らないという方は、これからますます増えるかと思います。そういうことも考えての対策はいかがでしょうか。

産業振興課長 どうしても、そういった、先ほど議員がおっしゃられたとおり、手の入らない農地というのは大型機械が入らないような農地になってくると思います。自分のところで管理をしていただくというのが大前提なんですけれども、先ほど言った草刈り隊、またシルバー人材にお願いして草を刈っていただいている方も実際にはおられます。そういった形で、まずは自分の農地、自分の所有地は管理をいただくというのが大原則かなと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、ほかに有効利用があるような、そういった検討も、地域、また地区営農組合等でも検討していく必要はあるのかなというふうに思っております。

滝本議員 先ほどお話ししましたように、例と挙げまして農地つき住宅という提案をしたところでございますけれども、町長の施策の中にも、クラインガルテン、これを行いたいということがありましたが、それは今どうなっているのでしょうか、現状をお聞きしたいと思います。

地域創造課長 農地つき住宅の状況につきましてお答えをいたします。今現在、農地つき住宅につきましては、町内の事業者さんに農地つき住宅のモデルを募集しておりまして、それを集約した上で、町として定住とか移住を考えている皆さんに情報として提供するためのパンフレットっていうことを今作成しているところでございます。今後とも、そういったパンフレットを生かしながら、定住してくる皆さんの相談の中で、こういった農地つき住宅のモデルがあるので、そういったものを考えてみてはいかがでしょうかということ、で勧めるようなことで、今対応をとっているところでございます。

滝本議員 手の入らない土地、または貸したいという人がいるということもあるということですので、ぜひ実現をするように早く取り組んでいただきたいと思います。

②です。農業後継者の実態はということでお伺いいたします。農業従事者も65歳以上の割合が75.3%と大幅に増えております。また、50歳以下の経営者も減少し、高齢化が

	急激に進んでおります。規模の縮小や農業をやめたいという理由の人は、後継者がいないなどで6割を超えていて、後継ぎが農業経営者ではない割合も8割を超えています。農業後継者を増やす対策は何かありますか。また、若者が気軽に農業に取り組める体制づくりはあるかお聞きいたします。
町 長	農業後継者を増やす対策との御質問でございます。これにつきましては特効薬があるわけではありませんので、大変難しい課題であると思っております。農業を取り巻く厳しい環境の中、農産物の生産、販売の競争に打ち勝つ経営体でなければ持続可能な農業経営は難しい時代となってきました。しかし、A IやI Tを利用して、見方によっては伸び代のある夢のある産業であることも事実でございますので、農業の魅力を理解していただき、若者が自然豊かな飯島町で農業を営めるよう取り組んでまいりたいと思っております。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。
産業振興課長	現在、町内の認定農業者の数でございますが、今 65 人となっております。そのうち45歳未満の方は12人ということですので、全体の18%ほどが認定農業者の中に若い経営者として入っているのかなというふうに思っています。また、平成26年以降、国からの青年就農に関する交付金、これが出ておりまして、この対象となった方は8名おいでになります。新規就農は、少しずつではありますが育ってきているのかなあというのが現状です。農業後継者への対策としましては、専業農家の育成として協力隊制度を活用したユリ研修を今行っております。また、多様な経営体として道の駅などへの農産物の出荷者の育成としまして野菜栽培教室を3年前から行いまして、ことしは55の方が登録されて実施してきております。若者が気軽に農業に取り組める体制づくりは、決まったものはございませんけれども、例えば経験のない若者が農業に取り組みたいという相談もあるわけなんです、こういった場合には町内の農業法人で臨時的に雇っていただきまして、農業の経験をした上で就農の判断をしていただく取り組みも行っております。以上のように本気で農業に取り組む、そういった方、また気軽に取り組みたい方、両方の窓口をあけて対応しておりますけれども、町としましては10年後20年後まで地域の農業の担い手として活躍いただける本気で農業を始めたい方を大切にしていまいりたいと思っております。
滝本議員	ただいまのお話しにありました協力隊の方たちが新テッポウユリの生産ということで従事しているということをお聞きしましたが、その生産の状況をお聞きしたいと思います、お願いいたします。
産業振興課長	地域おこし協力隊として今、過去4名経験しておりまして、1名は既に1年たって自立して、ユリをもう出荷して農業所得を上げています。ただ、1年目に始めてやりましたので、ことしの状況ですと、台風だとか夏の猛暑、いろいろありまして、ユリの収入については大きくよかったというわけではないんですが、何とか生活していけるくらいというふうに聞いております。あと3名の方は、まだ協力隊として今勉強中でございますので、まだ出荷等はそうはありませぬので、これから、また自立していただくという状況でございます。
滝本議員	何とかいい方向に進んでいくことを私たちも期待しております。

③です。商工業者の後継者問題についてでございます。小売業、飲食業、製造業、建設業などで後継者がいないことや経営状況などにより廃業するなど、町内で減少しております。経営者が高齢化していく中で、後継者が見つからない現状があります。行政の支援をどう考え、町なか活性化に若者はどうかかわっているかということでございます。商工会の会員数は、この4年間の創業者を含めた数は21件増え、廃業も含め脱退した数は27件と増えています。4年間を通じては、ほぼ横ばいの状態ですが、事業継承は15と廃業を下回っていて、後継者がいないことが主な理由と挙げられております。ほとんどの経営者は何らかの形で継承を望んでおりますが、子どもも従業員もいますが後継者が決まっていないところが多いということです。子どもや役員、従業員に継ぐ意思がなく、事業に将来性がないこと、今の仕事と違い経験が生かせないことや、経営者としてではなく勤めたいということなどが理由となっております。少子化で働き手も少なくなるこの現状の中で、飯島に残してほしい商い、工業はあると思いますが、行政として事業継承のための支援はありますか。また、若者や後継者は商工業の町なか活性にどうかかわっているかお聞きいたします。

町 長

事業継承には5年～10年の期間が必要と聞いておりますけれども、工業系の事業継承は比較的うまくいっているように感じております。一方、小売業、飲食業、建設業は、御指摘のとおり後継者の問題が喫緊の課題と捉えております。即効性の打開策はなかなかないわけですが、町では平成27年度に商工業後継者支援補助金を創設し、現在までに11件の申請がございました。今後も商工会と連携して事業継承につながる支援やセミナー開催の周知などに取り組んでまいりたいと思っています。町なか活性化への若者のかかわりにつきましては、団体でいえば商工会青年部やB T W若手農業者の会などが各種イベントなどへの出展や自主事業を展開されておるところでございます。また、個人単位としましてもまちの駅事業などへ多くの方々に御協力をいただいております。

滝本議員

どこでもこういう問題は起きていると思いますし、今の現状では難しいこともあると思いますが、できるだけ飯島町にしかできない商いとか工業とか、いろいろあると思いますので、それらを伸ばしつつ、現状の維持または増やすことの支援に向けて御努力いただきたいと思います。そこで、先ほど橋場議員の中にもキャリア教育ということでいろいろ説明をいただき、確認したところでございますけれども、この飯島町の若い子どもたち、中学生を対象にした職場体験というものがあると思いますけれども、これについて少し詳しい、どういう取り組み、内容かということをお聞きしたいと思います。

教 育 長

中学2年生が現在3日ほど、それぞれの職場で体験しております。1年生のときに、先ほど申し上げたように町内で働く方々のお話をお聞きしたり、職業調べをしたりして、自分たちで体験してみたい職業のところに行きます。今までは、もちろん町内にある職種もありますし、そうでない職種もありまして、広い範囲、例えば伊那あたりまで通う生徒もおりました。今後、町の商工会とキャリア教育推進協議会との連携も進んできましたので、だんだん町内の業者のことについても中学校で理解していただけるようになりましたので、町の中でより多くの生徒がキャリア教育として職場体験できればいいか

	なあというふうに思っております。来年もほぼ同様の方向ですけれども、今申した点が改良できればいいかなあというところであります。
滝本議員	中学２年生が取り組んでいるということですが、これは全員の方が職場体験ということで出ているわけですか。
教 育 長	はい。全員の生徒が、１人で何う場合もありますし、複数のお子さんが一緒に行く場合もありますが、全員が出ております。
滝本議員	わかりました。 では、次の質問にまいります。高齢者の担い手ということでございます。定年延長や高齢者を 75 歳以上と定義するなどと言われております。再雇用やシルバー人材センター、ボランティア活動で活躍していますが、高齢者はますます今後増える中、活躍の場の提供をどう考えるか。また、町は職員の定年延長をどう考えるかでございます。町長にお聞きいたします。高齢者の活動はといいますと、いちいの会やマレットゴルフなど、交流の場やスポーツ、いろんな趣味の会、シルバー人材センターで仕事をしていたり、ボランティアなど、元気な高齢者も多いですが、その中でもまだまだ活動していない人も大勢いるのではないかと思います。健康で楽しく長い人生を送ることは、誰でも願っております。そして、きょう行く、きょうやるという言葉があるということをお聞きいたしました。これがこれらにつながっているということだと思います。過日、社協のボランティア交流会があり、約 90 名の参加でしたが、まだ参加されなかった方も大勢いるかなと思います。交流や生きがいつくりのためボランティア参加を促す取り組みもいろいろあると思いますが、シルバーでの仕事はできないが手仕事や趣味で少しは収入を得たい人などもいるかと思ひます。農業以外で働きたい人、そんな人たちのために高齢者の共同作業所を設けてはと提案いたしますが、お考えをお聞きいたします。
町 長	高齢者の担い手は、人口減少時代にあつて重要な地域力と労働力、何より知識の宝庫であると思っております。今後、高齢者はますます増える中、活躍の場の提供は必要と考えております。定年後の雇用は、以前に比べ年齢を重ねながら長い期間働く時代となり、シルバー人材センターにおいては登録者自体の高齢化が進んでおるところでございます。また、ボランティアや地域活動の担い手として積極的に活躍されている状況もございます。その中で、ボランティアにつきましては、人口減少が顕著になる中、地域互助を補助する担い手などとしてボランティアセンターへの登録を促し、ボランティアとして活躍する場を提供しております。労働力としての活躍の場としては、シルバー人材センターへ登録を推進するとともに、町内事業所への紹介などを行い、引きこもり防止などを含めた高齢者の活躍の場を今後も確保したいと考えております。次に、町職員の定年延長についてですけれども、国においては人事院が国家公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げるよう意見申し入れを行ったところでございます。町といたしましては、国家公務員の定年延長制度を見ながら対応していくよう検討してまいりたいと思っております。
滝本議員	国の動向を見てという町の定年延長の問題でお聞きいたしましたけれども、先ごろ長野労働局が実施した高齢者の雇用制度状況調査によりますと、労働者が 31 人以上の企業

が対象でございますけれども、定年の引き上げや定年制の廃止、継続雇用制度などで 65 歳まで働ける措置を設ける企業が 100%に達したということがわかりました。70 歳以上まで働ける制度も約 3 割に増えたということでございます。こういう状況もありますけれども、町の再雇用についてちょっとお伺いしたいと思います、再雇用の条件などというのをお聞きしたいと思います。

副 町 長 再雇用の条件でございますけれども、特に規約等、要綱等は備えてございませんけれども、やはり、それまでに職員として培ってきたスキル、経験、そういったものを十分に生かせる職員については、その専門的な分野での再雇用をしていきたいというふうに考えております。

滝本議員 わかりました。

では、次の質問にまいります。⑤でございます。災害時の高齢者や要支援者の問題です。この要支援者という言葉は、現在、要配慮者という言葉を使っているということですが、高齢者も含め、障害者や妊婦、外国人などとしているそうです。毎年行われる町の防災訓練に歩ける人でも高齢者は出てきていないことがほとんどです。自治会などで災害時の支え合いマップはつくられておりますが、毎年かわる組長にもきちんと伝えられているのか、よくわかっていない点が多いと思います。今まで自主防災会では支援の必要な人や高齢者を対象とした訓練を行っていないのではないかと推察いたしますが、どうでしょうか。昼間家にいる人は誰なのか、隣近所の実態も組合の中で知っている人は少ないのではないのでしょうか。そんな話をする機会も減ってきております。幾つかの高齢者の集まりがあると思います。いちいの会もそうでしょうし、そこでの学習もよいと思いますが、実際に訓練をする必要はあります。先日配布されたみんなの防災ガイドマップには、災害発生の時間帯、特に昼間に災害が起きた場合の要配慮者に対しての対策が記されていないように思いました。支援協力できる人は近所には昼間にはいないことが多いし、高齢者自身や支援者対象に町で訓練を行うことや自治会で行うよう強く依頼するなど、防災学習や訓練の実施を望みますが、お考えはいかがでしょうか。

総務課長 訓練等に関することでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。まず高齢者でございますけれども 65 歳以上の方、また要支援者とは高齢者、障害をお持ちの方、妊婦、新生児や幼児、またその母親などで、避難するに当たり誘導や介助、手助けを必要とされる方と整理をさせていただいて応対をさせていただきます。まず、災害への備えでございますけれども、自助、共助、公助、この 3 つの助け合いでそれぞれが連携して当たるということが基本でございます。町では、防災訓練にあわせて年に 1 度は要配慮者助け合い台帳、また住民支え合いマップの更新をしていただくよう各自主防災会のほうにお願いをしております。要配慮者助け合い台帳は、これ隣組ごとに集めておるものでございますけれども、誰が誰を助けるのかを、昼間の場合、また休日の場合など、分けて把握できるように、様式等をしてございまして、より実効性のある内容としてございます。これらの台帳、またマップをもとに避難の支援を地域住民の皆さんの手で行っていただくようお願いをしておるところでございます。台帳やマップの更新の状況でございますが、町が開催しております地区の自主防災会の会長さん、また

役員を対象としております防災研修会で積極的な取り組みをお願いをしましてまいりました平成 28 年度以降、こういった定期的に取り組んでいただいております自主防災会は増加をしてきておりまして、要支援者につきましても地域の皆さんが把握ができていく状況となってきました。また、地域支え合いマップの更新頻度が少ない自主防災会につきましては町からも働きかけを行いまして、作成に当たりましては関係職員の派遣をするなど更新の支援の対応をしましてまいっております。訓練の実施でございますけれども、町の地震総合防災訓練では、ここ数年、安否確認に重点を置いた情報伝達訓練等を実施してきております。自主防災会の訓練では、避難を想定した要支援者への声かけ等も行っているところでございますが、避難所までへの誘導ですとか、自力で避難できない方の搬送等の訓練につきましては、これまでほとんど実施されていないのが状況でございます。次年度以降、高齢者の皆さんを初め要支援者とされている方もできるだけ参加していただけますよう、地域の高齢者の集まりでございますいちいの会などで訓練の参加をお願いをいたしましたり、民生児童委員さん、また防災士の方々にも御協力をお願いしながら、高齢者の皆さんも含めます要支援者の訓練参加を検討、また働きかけをしましてまいりたいと思っております。

滝本議員 今までのいろいろな方法で防災の学習、訓練に取り組んでいただいておりますけれども、本当に高齢者とか、実際にあった場合、昼間その地域に人がいないというときにどうするかという対策は本当に必要だと思いますので、ぜひ、来年度ということでありますので、実現をさせていただきたいと思います。それで、自治会などにそういう依頼をしているということですが、実際に行った自治会はありませんか。

総務課長 そういった避難誘導の訓練、具体的には、自治会によりましてはリヤカー等も購入された自治会もございまして、そういった形で、実際にちょっと体が御不自由な方を載せて搬送したかはちょっと確認してございませんけれども、そういったリヤカーに載せての搬送等の訓練もやった自治会もあるというふうに聞いてございます。

滝本議員 ぜひ実現に向けて取り組んでいっていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。飯島の子ども広場の場合でございますけれども、毎月第 2 第 4 の水曜日、放課後の午後 2 時から 5 時まで、長期休業などを除いて毎日運営しております。子どもたちが学び遊び交流する場所、また地域の大人による交流や体験の場としております。小学生時代は、鬼ごっこやさまざまなボール遊びや競技を通してバランス能力が鍛えられると話をされている方もいます。子ども広場はいろいろなスポーツ体験ができる大切な場所で、子どもたちが宿題や軽スポーツ、工作、手芸などをして、サポーターにより見守られております。参加者は増える傾向にあり、子どもたちは多いときは 40 人ぐらいで、大抵は 10 人～30 人ですが、サポーターは 10 人ぐらいで、高齢化してきて、何とか対処して運営しておりますが、子どもたちの対応に苦慮しているというのが現状であります。子どもの居場所として大切であるこの子ども広場に、町は区に委託し、地域づくり委員会が運営して、物質的な面で支援はしているということでございますけれども、学童クラブ並みにすることは難しい問題があると思いますが、指導員の配置、サポーターの支援をどう考えるかということでございます。例えば、ある 1

日をスポーツ連絡協議会の人や退職した先生とか、また文化関係団体、そして近隣の短大や大学生と交流するとか、そういうことを考えられますが、これに対してどうお考えでしょうか。

教 育 長

ただいまの御説明ありました子ども広場につきましては、地域社会の中で放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所をつくり、地域の子どもは地域で育てるということを基本に置きながら月に2回～4回ほど町内の4地区で開催しております。今年度の登録者は町内全体で子どもが237名、それからサポーターは70名となっており、地域の皆様の御理解のもと、子どもの自主的な活動を支援し、地域の活動も積極的に取り入れながら、地域の主体的な取り組みとして運営されております。子どもたちにとっては、異なる学年や世代を超えた方との交流を図り、人と人とのつながりを通して、子どもは地域の大人と触れ合い、さまざまな体験ができ、大人は子どもたちの生き生きとした様子から元気をもらい、地域社会の中で生涯現役として活躍していただいております。しかし、今お話しにありましたように、どの地区もサポーターの確保が課題となっております。登録は70名ございますが、ほぼ常時参加されるっていう方がさほど多くないというのも現状であります。そこで、特にサポーターに困っているところでは、コミュニティ・スクールのお便りで募集をしましたが、実際はなかなか集まらないという状況です。教育委員会としまして、今後も学校やコミュニティ・スクールのお便り等に加えて、今後はホームページや町広報誌での募集も検討してまいりたいと思っておりますし、今お話しにありました各地区の地域づくり委員会あるいは公民館を中心に地域の人材の掘り起こしと活用をお願いするところでもあります。なお、お話しにありました放課後学童クラブのほうは、指導する方の中には資格要件、あるいは指導員の研修を受けていただくということがありますが、子ども広場のほうは特段そういう条件はありませんので、加わっていただけるボランティアでやっていただける方があれば大歓迎でお迎えをしたいというふうに思っております。

滝本議員

子ども広場の現状をお聞きいたしましたけれども、これも例なんですけれども、学童クラブでの取り組みでありますけれども、松川町では、夏休みの延長対策として松川チャレンジと称した企画を立て、元教員やスポーツ指導員を依頼するなどとするということで決まったようでございます。これに対してですけれども、子ども広場に対してもできないことはないのではないかと考えますが、そこら辺のところはどうでしょうか。また、ボランティアとか、そういう方たちをお願いするにしても、学童クラブのほうには幾らか支援などということもあるかと思いますが、子ども広場のほうにも、ぜひ、そうした支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長

夏休みの件ですけれども、学童クラブのほうは通常どおり平日も、ある一定の期間を除いて行っております。通常の倍ほどのお子さんを終日お預かりしているという状況がございます。松川町で報道があったことは、もちろん承知しておりますが、飯島町のほうでは、特に何かまとまって何とかクラブとか、何々クラブ、応援団というような形ではありませんけれども、中学生の場合には未来塾の学習塾を運営したり、子どもたちの場合には、一番大きなのはいなん100km徒歩の旅が何日かありまして、こういったとこ

		ろに大学生のボランティア、伊南の地域全体からボランティアや大学生のボランティアを募集しております。町でも生き物調査、水辺の生き物調査等をやりながら、子どもたちの学習環境っていうんですかね、そういう体験活動を支援しています。子ども広場を拡大してやるというのはなかなか難しいと思いますけれども、そういった実行委員会形式で何かができてボランティアを募集するということは応援できるというふうに思います。
滝本議員		子ども広場っていうのは本当に子どもたちが自由に遊んで、そして見守るサポーターがいるということで、月に2回ということで開催されております。その中の1日でもいいですので、先ほどお話しいただきましたようなスポーツ指導員の方、また元教員の方、そういう学生の交流ということを加えていただくように、教育委員会のほうでも何とかお願いしたり依頼したりするなどのことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上で質問は終わりにします。
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。
休 憩		午前11時49分
再 開		午後 1時30分
議 長		会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
11 番		11 番 中村明美議員。
中村議員		それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は大きく4つの質問をいたします。 「1、飯島駅乗車券類発売業務委託事業の見直しを」について質問いたします。飯島駅の駅員無人化の話があった当初、親御さん方から電車通学の子どもたちに安全・安心な駅舎環境をとの強い要望があり、平成25年度、駅乗車券等を販売する業務委託を開始、午前8時から夕方5時まで駅員が配置され、現在に至っています。あれから5年以上がたった現在、駅周辺にまちの駅が開設され、子どもたちが電車の待ち時間に活用する安全な空間ができてきました。また、駅舎内に加え駅前広場にも防犯カメラが設置され、駅周辺は当初に比べると子どもたちにとっても安全な環境になってきました。この年間事業費は平成29年度行政報告書によると389万円余、そのうち中川村負担金が30万円余、乗車券販売手数料48万円余、2つを差し引くと実質町負担額が310万円余になります。駅周辺の状況を見たとき、この事業の役目は果たし終えたのではと判断いたします。確かに5～6年前は必要に思えた事業でしたが、現在は当初から思えば、先ほども申し上げましたが安心・安全な環境に整備されてきました。不安、心配事は考え出せば果てしなくあるものですが、ここで事業を一区切りしてもよいのでは、財源310万円をほかに有効活用していくときに来ていると思います。この事業効果と廃止による課題、また廃止に向けての検討状況を伺います。

町 長 中村議員にお答えいたします。平成 24 年 10 月に J R から飯島駅の無人化の説明があり、町内の皆さんからは、無人化による駅舎、駅周辺の治安の悪化による通学時の子どもたちの安全・安心が心配、2 番目に定期券や急行券が購入できなくなることが不便、3 番目に電車利用にかかわる対面相談ができなくなる、4 番目に町の玄関口である駅、駅周辺のイメージが低下するといった心配する声が多く寄せられました。当時、熟慮の結果、町費で駅員を配置することと決定いたしました。そして、平成 25 年 4 月から乗車券類販売業務を駒ヶ根伊南シルバー人材センターに委託してきています。乗車券類の販売とともに、学生の登下校時の見守りや駅周辺の安全に気を配っていただいております。駅員設置から 5 年が経過いたしましたけれども、乗車券類、定期券の販売実績は、平成 27 年度をピークに年々減少してきている状況でございます。一方、町では平成 27 年 10 月、飯島駅前にまちの駅を開設し、この中に地域おこし協力隊員を配置いたしました。このまちの駅を拠点といたしまして、まちなか活性化事業を展開し、地域の皆さんとともににぎわいのある駅前づくりの取り組みを進めてきておりまして、駅周辺のイメージアップや安全・安心の向上の効果も認められるところでございます。このようなことから、5 年を経過した中で飯島駅への駅員の配置について効果の検証や検討を開始する節目の時期と考えております。しかし、課題としましては、1 つには中学生、高校生の定期券の購入が不便になることがございます。また、中川村や切符等の販売業務に関する御負担をしていただいておりますこともございます。これらの課題の整理を行い、関係者、関係機関との調整を行いながら検討を進めてまいりたいと思っております。

中村議員 町の今後の様子、検討状況等を伺いましたけれども、これから関係機関といろいろと検討しながら進めていきたいということでございます。とにかく駅員がいなくなるということは、確かに子どもさんの定期券、年度当初はいいんですけれどもね、その後に買うときにちょっと支障が出るかなあとと思います。そういうところは町の機関の中でも何かいい知恵を絞っていただくとか、どうしても生徒さんまたは親御さんが買いに行かれない場合は、教育委員会、町側が何か対応してあげるといふ策も考えられると思いますので、今後、ぜひともその予算が有効に使われるように検討していただくことを求めまして、2 つ目の質問に移ります。

「全ての公共施設電力を新電力に替えコスト削減を図るべきだが」昨年 6 月、新電力導入提案に関する質問の際、町長は、県内でも 17 市町村で導入している実績があるとわかったので、新電力を導入した場合の料金の比較を初め、メリット、デメリットを整理し検討いたして、準備が整った施設から順次導入を考えたい、新電力導入につきましては、規制緩和の国の方針の中から、ほかの業者が参入できる環境をつくったが、その中には外資の規制もないこと、また非常時等の不安もあり、よく精査していきたいとの答弁でした。私の調べたところでは、新電力に切りかえたことで停電が増えたり、非常時の電力供給に支障が出る心配はないと認識しています。現在、飯島文化館に導入のみでありますが、その後の精査状況と今後の計画を伺います。

町 長 新電力の導入につきまして昨年度から役場庁舎を含め検討をいたしておりますが、新

電力に切りかえた場合、災害発生時等において災害対応の本部となる役場庁舎を初め避難所となる施設への電力の安定供給、安全供給が担保できるという確信が得られなかったため、一気に切りかえをせず、飯島町文化館と与田切公園について、ことし4月から試験的に導入をいたしたというのが今までの経過でございます。導入後の状況ですけれども、新電力を利用する他自治体や企業の動向を聴取しながら、本町でもこれまで何らトラブルがなく、今までどおりの使用ができていることが確認できましたので、順次新電力への切りかえを指示したところでございます。精査の状況及び今後の計画については総務課長に説明させます。

総務課長

まず現在の新電力への切りかえの状況でございますけれども、先ほど町長がお答えしましたとおり、ことしの4月から町の文化館と与田切公園で試験的に導入をしております。その後、来年1月からでございますけれども、指定管理で行っております道の駅花の里いいじまが切りかえの予定ということで手続を進めているところでございます。成果等の状況でございますけれども、電気料につきましては月々の基本料金が安くなるということから、経費の削減効果は大変大きいものがあると、安くなるということがございます。また、現契約の電力会社からも役場庁舎にかかわります契約プランの見直しについての提案がありましたが、それを比較いたしましても新電力導入後の電気料の試算額のほうがはるかに安いという形でございまして、新電力導入のメリットを実感をしたところでございます。また、あわせて近隣市町村の導入状況等、調査をいたしましたところ、ここに来まして加速度的に導入をされている市町村が増えてきていることを確認したところでございます。今後の計画でございますけれども、役場庁舎を初め小中学校、保育園等 10 施設につきまして新電力への切りかえの準備を進めておるところでございます。

中村議員

大変、今後切りかえということで大変評価するところでございます。迅速に進めていただきたいと思います。この新電力の自由化の考えは、我が国は国際的に見ても高い電気料金を下げ、日本産業の空洞化を抑制するなどの経済的側面から国策として 2000 年から進められ、2016 年には家庭用も自由化の対象となり、制度ができてから 18 年がたちました。県内でも 20 以上の自治体、今はもっと多いでしょうかね、切りかえてコスト削減に努めております。町は慎重に徐々に進めてきたことでございますけれども、来年度は学校の冷房の設置計画もありますので、迅速にこの電力量の増加が懸念されることから、公共施設、思い切って全公共施設を新電力に切りかえることを考える次第でございます。そして、2 番目の質問は、②の質問は今町側からお答えいただきましたので、②は飛ばしまして③の質問にまいりますけれども、町が新電力に切りかえることで経費が、前回のときの質問のときに全施設合計で 2,000 万円余かかるということでした。新電力に切りかえることになって、少なくともその 3 分の 1 以上が削減できることになると思います。要するに 2,000 万円が 700 万円削減されるというのが計算上出てくるような気がいたします。少子化による生産人口減少により、町の財源も厳しさを増していくのは明白です。であるならば、限られた財源を町民の豊かな生活環境づくりに有効に生かすよう努めるのが行政また議員の責務であるとの思いから、この提案を再度いたしました。

早急に新電力を導入し、電気料コスト削減を福祉サービスの充実に努めていくべきです。そして子育ての支援、また住民の交通手段として課題が多い循環バス事業を見直しタクシー券事業費に充て高齢者の交通手段の充実を図る。以前タクシー事業の一本化を提案した際に財源確保が困難だということを言われました。しかし、新電力を導入することで、そのコストも生まれてくるように思います。よって、新電力に切りかえコスト削減分をこのタクシー事業にしていこうと考えたらという思いでございます。町は、各事業が住民生活に有効に運営されるよう、慎重さの中にもスピードを持って無駄削減に努めることが求められます。新電力導入によりコスト削減分を福祉の充実に向けていくような考え方を持っていただきたいのですが、町長の所感を伺います。

町 長 新電力の安全性、安定性を確信しましたので、平成 31 年度の予算編成会議におきまして積極的な新電力への切りかえについて具体的に指示をさせていただきました。それで、町所有の公共施設における新電力への移行を進めるに当たり一定の電気料金の削減が期待されます。議員のおっしゃるとおりでございます。今後、役場庁舎を初め複数の公共施設で新電力に移行することにより、余剰財源が、その発生が見込まれますので、御提案いただきました福祉サービスの充実はもとより、さまざまな住民サービスの必要経費として活用できると期待をしておるところでございます。

中村議員 ぜひ、そのように前向きに、住民に有効に財源が活用できるように求めまして、3 の質問に移ります。

「持続可能な開発目標（SDGs）について企業・民間・教育現場に浸透させる取り組みを」について質問いたします。午前中の久保島議員の中でも同じSDGsについての質問がありました。この質問をするに当たって久保島議員からバッチをお借りいたしましたので、そんなわけで質問をいたしますが、私も 11 月 16 日、県での研修会に参加し学んでまいりました。午前中の久保島議員の質問は経済、産業、そのような課題に特化したSDGsの質問であったように思います。町長の答弁の中では、SDGsの活用は今後の状況を把握しながら、合致するかを研究していきたいということでした。また、SDGsは、我が国で既に取り組んでいる、取り組んでいない国から入ってきたのかと思うということを言われましたが、このSDGsは、経済先行だけでは地球社会の平和が危惧されることから、新たに制定された目標を立てたということでございます。重なる部分もありますがSDGsについて少々説明をしたいと思います。SDGsとは、Sはサステナブル、Dはディベロップメント、Dsがゴールズの略です。持続可能な開発目標という意味になります。SDGsは2030年までにさらに住みやすい世界を実現するための世界共通の目標として、2015年ニューヨーク国連本部で開かれた国連持続可能な開発サミットにおいて、国連に加入する全ての国が採択したものです。それは、国際社会が2030年を目指す解決すべき課題を国連の場で明らかにした17の項目です。その中には経済ももちろんありますけれども、貧困と飢餓の撲滅、初等教育の普及、幼児死亡率の削減、女性の地位向上、環境の持続可能な確保といった目標が含まれました。今SDGsが日本で注目されるようになったのは、このSDGsで示された目標が開発途上国のみならず先進国にも共通課題であるからです。その中では地球温暖化、生物多様

性、持続可能なまちづくり、雇用と経済、クリーンなエネルギー、日本を含めた先進国が率先して取り組むべき目標が多数含まれたことによります。そして、日本ユニセフ協会と外務省がSDG sの副教材を本年10月から全校の中学校へ約1万部配布が始まりました。そして学習が進められることになりました。東京板橋区赤塚第二中学校の公開授業の様子が新聞に掲載されましたので紹介いたします。「副教材は、貧困撲滅や気象変更の対応などSDG sで掲げる17項目の目標を、図表や写真を用いて解説している。」

「授業は、〈持続可能な世界にしていくために、これから何が必要か〉という議論を展開していく。」そして「最終的に、「今できることは何か」、あるいは「将来取り組みたいことは何か」などの視点から生徒一人一人がSDG sの達成をめざす「行動宣言」を作成する。」。副教材の初めには「様々な社会の課題とSDG sとのつながりを知り、「持続可能な世界を築くためには何をしたらいいのか。また、将来自分はどのように目標達成に貢献できるだろうか。」それを考えることが、2030年の世界で主役となって活躍している君たちに課せられたミッションである。」とあります。このSDG sの学習は、日本社会の将来、持続可能な社会、持続可能な地球社会を考えていくために、未来の主役となる中学生、子どもたちの時代の学習が重要と考えます。当町の学校でのこの副教材の配布状況と、またSDG sへの取り組みについて伺います。

教 育 長

ただいま御指摘の副教材は、「わたしたちがつくる持続可能な世界」と題するもので、外務省とユニセフによって作成されたものであります。今年度秋には全国に配布予定と聞いておりますが、当町には配布の通知は来ておりますけれども、まだ現物そのものは届いてはまだおりません。しかし、ネットに掲載されていたのを見ますと、17の目標のうち不平等をなくそうなど3つの目標が取り上げられており、話し合いなどにも使える形式になっております。教育での取り組み方につきましては、SDG sの掲げる17の目標のうち、学校の教育に関連したものをSDG s以前から文科省が取り組んでおります持続可能な開発のための教育、E S Dと呼んでいますが、このE S Dに取り入れて、このE S Dを推進していくことが中心となると考えております。つまり、学校では、SDG sそのものを単独で学習していくというよりも、それぞれの教科学習の中に織り込みながら学習が進められております。新学習指導要領では、SDG sの考えは新学習指導要領の柱の一つにもなっておりまして、持続可能な社会のづくり手となることができるようにといった表現が新指導要領の中でも小中学校の前文、それから中学校の社会科、中学校理科、小学校家庭科、中学校技術・家庭科、小中学校道徳に取り入れられております。例えば中学校の道徳では、指導要領では「社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取り扱いにも留意し、身近な社会課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるように努める。」とあります。道徳の教科書にも「考えの違いを乗り越える」「国際人道支援」「雨水は天の恵み」「本当に意味のある国際協力とは」などが教材として取り上げられております。ですので、子どもたちはSDG sという言葉そのものは知らなくても、その考え方に沿ったものについてはさまざまな教科や教材の中で学習を続けるということになります。

中村議員

これから、では順次その教材が配布されることと思います。このSDG sという言葉

が最近になって広まってきたのかなあというふうに思います。今、教育長が言われましたとおり、E S D、そこにプラスされたものがこのSDG sというふうに私は認識しております。今日本社会は大変に、難民が来たりとか、武力争いとか、そういうことがなく、一旦平和な社会に見えております。しかしながら、それによって個人的な自分の私利私欲というものが大きくなっていて、周りにどういう人がいるのだろうかとか、周りの人に気を配るといふ、そういう気持ちが少し薄らいできている。それによって、現在のうも教育長、人権の講演会の中で言われておりましたけれども、以前は考えられなかったようないろいろな子どもたちの犯罪なり、そういうものが出てきているのが現状のように感じます。このSDG sは、自分のことを主体に考えることよりも、周り、他人、そしていろいろな個性を持っている人たちに寄り添ったり、そして悩みを解決することに自分はどのように力を出せばいいのかということ学ぶ、本当に今、人間としてちょっと薄らいでいるものに目覚めさせてくれるというのが、このSDG sの中に大きく入っているのだなあというふうに思います。この考え方がしっかりと子どもたちの時代に植えつけられることによって、経済、そして国際社会というものがお互いの国々を思いやる、そして助け合うというものが行き届いていくというふうに私は感じており、このSDG sの取り組み、2030 年に向けて、本当に我が町としてSDG sの 17 項目が一体何ができていて何が足りないのか、そしてSDG sが住民にとってどのように浸透しているのかということも大事になると思います。既に平成 30 年度SDG s 未来都市選定された都市が 29 自治体あります。また、先ごろ新聞では、県は三井住友海上保険がSDG sの推進に協力すると協定を結びました。そのほかにも 2 社が協定を結んでおります。その中には自治体のBCP策定支援なども盛り込まれております。この連携の中で何をやるのかというのは、県内の産業や農業推進や健康長寿、文化、芸術などの振興に、その提携された事業者が、企業が応援していくというものになります。今後、市町村 5 年計画、午前中の質問の中でも言われておりましたが、このSDG sを入れることが義務づけられ、全国的に推進が図られると感じます。SDG sの推進は、世界が、先ほど来申し上げておりますが、2030 年に向けて誰一人取り残さないという理念のもと、国際的な目標が掲げられました。実現には、我々一人一人の意識改革が重要です。それには町民がSDG sの認識を深める必要があります。昨日の講演会、その前に海外協力隊と飯島の子どもたちの交流が紙面でありましたけれども、そういう交流も他国を知るといふ子どもたちのSDG sの活動の一つに感じます。これらは、子どもたちはもとより、全世代がSDG sの理解と意識の共有を図り、よりよい社会の構築に努めなければなりません。そこで、今後、町では、積極的にこのSDG sに関する専門家などの講演を行って、そして理解を深めたりしていくことを提案するわけですが、その辺、今後どのような町民への周知をしていくのか伺います。

町 長

この公開放送をお聞きになられている町民の皆さん、SDG sとは何ぞやというふうに疑問を持ってお聞きのことと思います。まずはSDG sとはということを、やっぱし知らなければならないというふうに思います。そして、それを我が生活、我が政治、我が社会に振り返って、どのような位置に値するのかということを町民の皆さんが御自身

で判断していただければいいかなというふうに思っています。町としましては、そのような機会をつくりながらSDG s というものを御理解いただくための努力をしてまいりたいと思っております。

中村議員

このSDG s は、日本では、行政の政策や企業の経済活動のほかに、高校生などの個人が我が事と捉えて、いじめ、環境など社会問題の解決へ行動しています。また、先進的なところでは小学生向け小冊子でSDG s を学ぼうと取り組んでいます。SDG s の推進は、地球の未来にとって国際社会が真剣に取り組んでいく目標となりました。その目標を達成させるためには子どもたちの教育が大変に重要であること、また共生社会が叫ばれる中であって一人一人が人権に改めて向き合う必要があることから、町民意識の啓発を求める次第です。SDG s への意識が高まることで町民の生活環境が豊かになり、地域の支え合いの強化にもつながります。全町民の学習機会の検討を早急に行っていただき、進めていくことを要望いたしまして、最後の質問に移ります。

「仮称「元気（健康）ポイント制度」に向けての検討状況は」。健康ポイント制度を設けるよう過去2回質問をしてまいりました。もちろん町もさまざまな角度から検討をしていると承知をいたしております。いちいの会は健康ポイントへの先駆けとして考え、健康意識を高めていくとのことでしたが、単純に高齢者クラブがいちいの会に移行しただけになっていないでしょうか。今年度、地域おこし協力隊員が採用され、町民の健康指導が展開されたことは評価いたします。しかし、近隣市町村と比べ、住民への健康サポート、要するに楽しみながら運動習慣ができるような支援が弱いと感じます。町民への特定健診、運動などの啓発活動も、残念ながらいまいち町民の健康意識向上につながり切れていないと感じます。町民が健康意識を高めることは、人生100年時代にあって基本中の基本であり、町が重視していくべく課題の一つと考えます。今後は次代を担う若い世代にも健康意識の啓発が重要で、言うまでもありませんが、健康への住民意識の向上が医療費の費用対効果につながります。町民がポイントをとめながら楽しく元気な生活ができるような、この事業実施を求めます。健康管理のきっかけづくりと健康で活動くださる皆さんへの感謝の思いも形にする、仮称、元気ポイントへの取り組みをするよう3度目の提案をいたしますが、次年度実施に向けての考えはあるのか伺います。

町 長

以前から御提案をいただいている健康ポイント、元気ポイントでございますけれども、健康に関する部分では、ポイント制度の検討は行っておりますけれども、メニュー設定、ポイント財源などが検討課題となっております。また、高齢者の健康づくり、介護予防の部分にも導入検討し、全世帯での健康づくりへの啓発、動機づけのツールとして実施が可能になるよう検討しております。また、ポイントの管理基盤としては、カードなどを利用した電子ポイントシステムが最善と考えますけれども、この事業だけで実施する費用対効果はありませんので、現段階でポイント管理を実施するにはスタンプカードなどの安価で簡単な形でできるポイント基盤が考えられます。また、多くの住民の皆さんが使っていただくために、地域通貨との位置づけや、ポイントをためる意義や使い道、町全体のポイント基盤として活性化への貢献度などを検討することが必要だと思っております。ポイント基盤の導入に向けては、広域的運用も視野に入れ、引

き続き総合的に検討してまいります。地域の生活の中でボランティアの問題もきょうは午前中にも出ておりますけれども、だんだん少なくなってきた、ボランティア精神というのがどこまで引き継がれるかということも心配の種でございます。そういったのが、結いの社会だという考えが、やっぱり基盤になってはならないと思うんですけれども、いつまでも結い、結い、ボランティアということも、この世知辛い社会の中で、何かで評価しておいていただきたいということも思うのが人情ではないかなというふうに思っております。健康に頑張ったことも、町の保険料が低く抑えられることにおいて非常に町には有意義なことでございます。そういったことも含めて、地域通貨のあり方っていうのを総合的に考えていく必要があるかなと思っています。このポイントカードを使うと、やはりIT、AIの技術を使う、そこが使えるいい土壌ではないかなというふうに思っておりますので、これは一町で対応するというよりも、なるべく広範囲の中での検討をするのが、これはベストかなと、だんだんにそういった体制を整えていかなければならないかなというふうに考えておるところでございます。差し当たっては、判子をぺたぺたと押すような形からでも、まずは始めてなれていくことが大事かなというふうに思っております。この件について担当課長さんがもし何か述べたいことがありましたら、急に振って申しわけございませんけれども、どうぞお願いいたします。

健康福祉課長

それでは、健康福祉課、健康づくりや健診関係、それから高齢者の健康づくり、全て担っておるところでございますので、お答えをいたします。このポイント、元気づくりや健康づくりへの取り組みについては、やっぱり何かをやったときにポイントをもらって、それをやる気にしたいとか、一個一個貯めることがその生活の糧になるといいますか、励みになるというか、そういうことはすごく大事なことだと思いますし、人が生きていく上での楽しみというところでもありますので、すごくいいことだと思います。ほかの市町村でもかなり始めていまして、いろんなやり方があることも、結構調べていて、わかっています。その中で、飯島町としては町ぐるみで総合的なものをしてほしいという思いがございまして、ちょっと検討に時間がかかっていて申しわけないんですけれども、いずれはいい形のものをつくりたいなというふうに思っています。ほかの課等とかとも今お話を進めさせもっているんですけれども、町長がお答えしましたとおり、差し当たっては判子をぺたぺたから始めることもあるのかなというふうに今は考えているところでございます。

中村議員

いつも検討で来て、これで3度目なんですけれども、かなり長い間検討されているなあというふうに思うんですね。ここでまた検討、判断して広域でつてなると、一体いつになったら、この制度がやるやらないの判断が出るんで、いつまで検討されるのか、期限をお聞きいたします。

町 長

この問題は、えい、やあというわけには、まずはいかないだろうと思っています。やっぱり地域住民の皆様の認知度、認証度、理解度、こういったものがポイント制を支えると思っています。せっかくなつくても数年で「それ何。」ということになってはなりませんので、やっぱり、その基盤の構築ということ、理解ということが大事かなというふうに思います。組み立てるときから、これは町民の方々に参画していただいて、よく理解

中村議員

した中でスタートすることが、その興味を持ち続けられる要因ではないかなというふうに思っております。時間がかかっておるのは、その部分だろうと、そこはじっくり時間をかけていく必要があると思っております。

町長がじっくりと時間をかけるというふうに言われておりますけれども、住民の理解っていうのも確かに必要なんですけれども、認知度っていうのもね、これ、一気に始めて、すぐ、ばあっとみんなが、住民が理解して、そして認知度が高まって始まるなんていうことは、なかなか難しいことなんですよね。まず始めてみて、それが口コミでというのが、世の中、多くの常ではないかというふうに思います。私も、この間、インターバル走法の講習に行っていました。40名ほどの皆さんが集まりました。60代からそれ以上の人たちなんですけれども、正しい歩き方を勉強したわけですね、体験して。そういう中で、理論的なところから歩く姿勢、そして歩き方っていうものを習ったわけなんです。それが、本当に来た皆さんが生き生きというか、いやあ、これは歩き方を気をつけなくちゃいけないなあということを学ばれて、今後につながっていくのではないかなというふうに思います。こういうふうに行った人たちにポイント制度をしていこうじゃないとか、または健康診断の人にポイントをついていうね、そういうふうには、最初は少し小規模の中から進めていって、だんだんこういうものにもというふうに広げていく、また無駄なものは削除していく、そういうやり方であっていいと思いますので、そんなに慎重にならなくてもいいのかというふうに私は思うわけです。しかも、このポイント制度は、ポイントがたまるわけなんですよね、そんな何万円もたまるものではなくて、1冊で多くて1,000円かなあ、それか500円ぐらいのものなんです。そのたったポイントも、箕輪とか、ほかのところでは、それは自分のものだけではなくて、介護施設にそのポイントを、何ていうのかな、寄附する、または小学校に寄附する、そういうような形をして、自分が健康であることが目に見える形で子どもたちの、また高齢者の弱者の皆さんのお役に立っているっていうことを実感する。すると、それが生きがいになってくる、何か人のために生きて人の役に立つっていうことが健康と結びついていくということを実感されて、そして町が元気になったり住民がやる気になったりというふうに変ってきているということを私はひしひしと感じている次第でございます。ですので、認知度、そんなに認知度を上げるのに、町長、ちょっとよくわからないんですけれども、余りやる気がないのかなあみたいなふうに思うんですけれども、ぜひとも、そうではなく、前向きにできるところから取りかかっただけのように、今後迅速に検討をされることを求めまして、質問を終わります。

議 長
7 番
竹沢議員

7 番 竹沢秀幸議員。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。今回は4項目について質問いたします。

まず、第1に「下平町長の就任3カ年の総括と残任期間の課題は何か。」についてであります。

質問要旨１－１でございます。３つのチャレンジを公約に掲げ町長として奮闘しておるわけですが、過去を総括し、今後１期目の仕上げをどう展開していくのかについてであります。３年前の下平洋一の政策マニフェストによりますと、皆さん御案内の３つのチャレンジ、その施策として１つは風通しのいい行政へのチャレンジ、２つ目は儲かる飯島町へのチャレンジ、３つ目は田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを掲げまして、多くの町民の皆様の御支持を仰ぎ、１２年ぶりの選挙に勝利されまして、飯島町長に初当選されまして、日夜奮闘され今日を迎えているところでございます。そこで、過去の３年間で振り返って成果や実績が上がったこと、また、まだまだ不十分なことなど、また今後取り組んでいかなければならない課題などについて大いに語っていただきたいと思っておりますので、御答弁を求めます。

町長

竹沢議員の質問にお答えします。おかげさまで町長就任以来３年を経過することができました。おかげさまで元気に健康で務めさせていただいております。ありがとうございます。町長就任して以来、まず念頭に置いていたことは、やはり前町長さんの政治、１２年間の政治の流れを、これは受け継がなければならないということが基本でございます。急激の変動があってはならないし、懸案事項は着々と実行していくと、これが、まず第一に私の頭の中に据えて行動を起こしてきたことでございます。そういったことを引き継ぐ中で、まず行政の３つの分野が考えられるわけなんですけれども、行政の仕事としては、医療、教育、福祉の増進、これが大きな行政の窓口であります。もう一つは産業振興事業、そしてインフラの安全管理、この３つは何かあっても継続して行っていく必要がありますし、総合計画の中でも盛られていることを着実に進めていくということは、これはやっぱり理事者としてそれを受け継ぐことが当たり前のことだと思っています。３年間は、それを理解しながら、それを進めながら、着実に進んできて、成果の出たところ、具現化したところもでございます。私の掲げた３つの柱、たびたび申し上げておりますけれども、風通しのいい行政、儲かる飯島町、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ、３つのチャレンジにつきましては、その種をまきつつ全行政を一生懸命進めてきたという、ある意味、その陰に回っているか、準備段階であったのかということのほう为正しいかと思います。まずは、まちづくりに住民の皆さんの参画による、この地域というものを見直して、何が売りの資源であるのかと、飯島町の特性の発掘、開発、磨き上げ、これを住民の皆さんと一緒にやっていこうと、こういうことの中で飯島町営業部をまずつくらせていただきまして、多くの方々に御参画いただきまして、今も着実な運動を進めていただいております。そして、新しい産業の構築ということで観光事業に着手しようということが大きな柱でございました。これもあらゆる角度で取り組まなきゃならないということ、地域資源開発、観光、総合的な飯島町の開発という意味で、飯島町の庁舎の中にそれを専門に担当する部署が必要だろうということの中で地域創造課をつくって、しかも、新しいワインを新しい革袋に入れようと、こういうお話があるとおり、まずは県の職員さん、県とのつながりの中でそれが進められるということが非常にメリットがあるということの中で、県の職員さんをお願いして課長さんにお招きしたと、こういう経過がございます。そして、最近

では、その観光を具体的に誰がどのように進めていくか、どんなところから着手していったらいいのかということを戦略的に考える観光戦略会議というのを立ち上げさせていただきました。これらは、だんだんに種をまいて、形になっていくのは今後のことだろうと思っております。差し当たって、いま3つの柱の中で今できることを開始したところでございます。3つ目には次に行うことですが、やはり将来を見据えた中で飯島町がどうあるべきかということにも着手しなければならない。また、飯島町という町が広域連携盛んな中で埋もれてはならないので、飯島町の存在感、これを伊南行政組合や上伊那広域連合あるいは下伊那の行政体、その中において飯島町というものを、やはり各首長会のあったときにしっかりと意見を述べ、飯島町ここにありという部分も見せなければならぬと、こういう対外的な面もあるわけでございます。そういった一環の中で、1期も満たない私の提案の中で、153号バイパス、これがめでたく今回完成しましたけれども、その次に、このバイパスは北に向けて、伊駒アルプスロードということで宮田、伊那に向かって、このバイパスが国県事業になるようにという運動の中で進められております。それはそれで頑張っていたきたいんですけれども、飯島町としては、これは今できている本郷から9年後に開通するリニア新駅に向けての153バイパスの完成、これを進めなければならない、これは私の仕事だろうと、このように思っております。新参者で僭越なんですけれども、松川町長さん、高森町長さん、また中川村村長さんにお話をし、もう将来何年、この伊南バイパスでさえ30年かかっております。我々はもう動き出そうと、まず勉強会から始めようということで、皆様方から推挙されて、私が座長に推挙されて、その任を負っているわけなんですけれども、職員にも迷惑をかけておるんですけれども、そういったリードを今後しっかりと進めていき、議会の皆様方にも御協力いただく中で、今後は首長だけでなくて議会の皆様にも輪を広げた中でそれを進め、住民の皆様にも理解していただき、期成同盟会までつくらなければならないというふうに思っているところでございます。これは町として対外的に務めさせていただいております私のお仕事でございます。その中で、内を固めるには、まずは、その9年後の近代的なリニア新時代の中で、飯島町の産業基盤がどのようになったらいいのか、それと生活基盤、どのように整備したらいいのか、選挙演説の中で町民の皆様とお話ししているときに、やはり買い物不便だと、こういうお話は異口同音どちらからも聞かれておまして、大きな問題になっているなあというふうに思っております。それも含めて高齢者の買い物弱者の対応、そういったものを町の中にどういう形の中で形成したらいいかと、生活基盤、これをしっかりと、やっぱり構築していく必要があるだろう。あわよくばスーパーマーケットを招致したいし、このスーパーマーケットの社長にも数人お行き会いしまして、ただ店を出してくれという話ではなくて、行政とスーパーマーケットが共通で抱える課題、行政はどうしたらいいのか、スーパーマーケットは町のためにどういうふうに役に立つのか、そういった観点でのお話をさせていただきました。そういった中で、真から理解ができる形の中で出店、計算だけだと、それは算数が合わない出店になるかもしれませんけれども、一つの社会のありようっていうことの中でスーパーマーケットの果たす役割という部分をしっかりと理解していただきたい

なあ、私の思いを伝えた中で、何人かにお話をさせていただいておるところでございます。もう一つは経済基盤、この飯島町特有の経済基盤がしっかりと構築できたらいいなあというふうに思っておるところなんですけれども、それは、就任して3年の中で、やはり町長の目の前にいろいろの情報が流れ去っていきます。その中で、常に課題に挙がっている中の、うん、これだと、これはおもしろいって思って食らいついたのが午前中もお話申し上げましたバイオマス発電の事業でございます。これは、まだ苦戦をしておりますけれども、何とかまとまれば飯島町の産業改革にも匹敵する大きな産業基盤が構築できるのではないかなというふうに思うところでございます。そういった生活基盤、産業基盤を整える中で、観光というものを今度は具体的にどこで何をと、誰がということの中で進めていくことになろうかなというふうに思っております。今こうやって立っておられますのも、私は役場の職員の皆さんの協力だと思っております。

竹沢議員

過去を振り返って課題を含めての答弁がありました。3～4年間の中では基本的に3つのチャレンジの種まき準備の期間であったということで、基本は住民参加のまちづくりをどう進めていくかということの中で営業部を立ち上げ、また観光づくりについては地域創造課を設置し県から職員を招集し、また現在は観光戦略会議などで具体的に練っていますよと、将来を見据えた政策というところでは、この飯島町の存在感というものを常に訴えていかなければならない、それから、インフラの整備の中では153が開通いたしましたけれども、飯島から南に向かってリニアのいわゆる本郷一下市田間の153の改良、これをやっていきたいということ、そして、リニアの開通を見据えた中で、2027年、産業基盤の整備、具体的にはバイオマスの発電の推進、それから生活基盤の中では行政とタイアップしたマーケットみたいなものの招致など、そうしたことも取り組んでいく課題があるんだということのお話がありまして、何にしても、この3年間やってこられたのは部下である職員の皆さんの支えがあって今日まで来ていると、こういうことだというふうに理解をいたしました。

そこで、質問1－2に入ります。マスコミの方もおいででございますので、楽しみに答弁を求めたいと思いますが、2期目も挑戦を期待するわけですが、いつ意思表明をするかということについてであります。我が町、昭和31年以降ですけれども、8代目の町長が現在の下平町長でございます。振り返ってみますと、古川町長が実質2期、それから高坂宗一町長が2期、小池卓美町長のみ御不幸もございまして1期、末永卯之次町長が2期、早稲田吉次町長が3期、熊崎安二町長が2期、先ほど答弁もございましたが、それを引き継ぐということで高坂宗昭町長が3期お務めいただいたところであります。先ほども答弁いただきましたけれども、下平町長御自身1期目でありまして、もう1年ありますけれども、道半ばというふうに私も判断を受けとめた次第であります。町民の皆さんからは、下平町長に2期目も挑戦してほしいという声がたくさんございます。2019年の秋には任期満了に伴う飯島町の町長選挙が行われるわけでありまして、この課題については、もちろん後援会の皆さんとの協議もしないと難しいことかと思っておりますけれども、夢に向けて態度表明を2019年のいつころなされる御予定なのかについて差支えない範囲でお答えをいただきたいと思います。

町 長	もったいないお言葉をいただいておりますけれども、私は、2期目をどうするかということを本当これぼっちも考えたことはございません。今ある課題に一生懸命取り組んでおるところでございます。町長の任期は4年でございますので、まだ25%残っておりますので、その間に燃え尽きたいというふうに思っております。一生懸命やらせていただきたいと思っております。次のことは、まだ頭にございませんので、お許しいただきたいと思えます。よろしくお願いします。
竹沢議員	いずれにいたしましても、師走ですので、もうじき2019年を迎えます。そのいずれどこかで意思表示があるかと思いますが、ぜひ後援会の役員の皆さんにも御意見していただいて、適切な時期に、これ準備もしないと、もちろん来年の11月まで一生懸命やることは結構でございますけれども、準備もしていけないとだめかと思えますので、早目の御決断をいただきますように期待を申し上げて、次の質問に入ります。 2つ目の質問項目であります。来年から県内公立小中学校の夏休みが延長ということで、これについてどう取り組むかということであります。 質問要旨2-1であります。長野県教育委員会は去る11月16日、夏休み期間延長方針を固めました。これを受けまして飯島町教育委員会はどうか受けとめて実施するかについてであります。2018年の飯島町の小学校は7月の26日から8月22日までの28日間、飯島中学校は7月の27日から8月の20日までの25日間が夏休みでございました。長野県下では、信毎の報道も含めてですけれども、大体27日間の夏休みが小中合わせて多かったという結果でございます。また、長野県教育委員会の調査で全国的には8割以上の小中学校で36日以上と、こういうことでございます。全国と本県を比べますと、県内の公立小中学校の夏休みにつきましては短いわけでありまして、そこで、県教委といたしまして期間延長を市町村が具体的に決めてやるようにということの方針を固めたことが11月16日にわかりまして、信毎のほうでの報道があったわけであります。これは、あくまでも学校の裁量で認めるものとして、市町村教委が決めることとしておるところであります。さて、そこで、飯島町教育委員会は、この課題について、いつまでに、どのようなふうに取り組んでいくのかについて教育長に御答弁をいただきます。
教 育 長	ただいまお話しがありました夏休みの期間につきましては、県教委の方針が11月16日に示されて、11月19日に県の検討委員会で夏休みを延長する方向で市町村教委や学校に検討を促すという、こういう方針が決定されました。延長の目安等は示さず、各学校の実情にあわせてもらうという内容だったと思います。この方針は年内に市町村教委や学校に示されるということになっておりますが、現在のところ、その検討会での議論の経過だとか、あるいはそれに伴う課題等のアンケートについてはお答えをしたところでもありますけれども、正式な通知は今後というふうに思われます。ただ、前々から報道されておりますので、町の教育委員会でも10月以降検討を続けております。ただ、先生方も生徒も近隣市町村と同時にする行事もありますので、その近隣市町村の議論の行方、最終的には学校長が情報収集をしながら年間行事を組み立てていく中で、ある程度の案を出していただいて、教育委員会として検討をしていくという方向です。例年ですと2月中くらいには翌年度の行事計画ができて、教育委員会で検討するスケジュールに

なっておりますので、そんな日程で進む予定でおります。近隣市町村では、既に方向性を出したという教育委員会は聞いておりませんが、夏休みを長くするという案が出たり、あるいは休みは増やさずに日程を前後にずらすという案、あるいは集団登山を夏休みの中でやると、あるいはエアコンが設置されるんだから延ばさなくてもいいと、そういったようなそれぞれの案が出されておりますけれども、まだ何か決め切ったというところではないようであります。また、方法についても校長が日程を検討しながらということで、市町村によっては、近隣市町村によっては、中学校が複数あるところでは日数が学校によってかなり違うという市町村もありますので、かなり学校の裁量を生かしているんだというふうに思っております。教育委員会の中では、授業時間を確保しつつ夏休みが果たして延長できるかどうかということや、保護者の皆さん、現在働いている方が多いわけですし、地域の行事がところどころあって子どもたちの受け皿はあるわけですけど、実際には学童クラブしか受け皿がないという、そういった状況であることは確認しております。いずれにしても、長野県は、運動会、音楽会といったような大きな行事が学校行事であり、また地域文化の一つになっておりまして、他県に比べると登校日数は多いんでありますけれども、春休みが長く、夏休みが短いという傾向が続いております。夏休みの議論については、猛暑対策を含めた議論の一環として検討していかなければなりませんけれども、なすべきというか、やらなければいけない授業時数等が決められておりますので、学校行事全般をある程度検討しないと、果たして延ばすことが可能かどうかということも含めて検討ができない状況でありますので、今後、学校と一緒に検討していくことになると思います。できるかどうかというぎりぎりの状況でありますので、特に来年は 10 連休もあるということで、なかなか状況としては厳しいんですが、学校と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

竹沢議員

ただいまの教育長さん、まだ正式には方向は出ていないということですが、実施するという前提でももう少し議論を深めていきたいと思っておりますけれども、質問要旨の 2-2 であります。保護者、教員の声はどうか、また課題としての子どもの居場所、受け皿や授業時間調整をどうするかについてであります。長野県教育委員会が夏休み期間延長を市町村教委に促す方針を固めたものは、1 つは、休み中、子どもたちに学校ではできないことを経験してほしいという期待感があるというふうに報じております。子どもたちに体験的な学びを深め、成長してほしいという県教委の考え方です。また県教委は、この夏休みに県内にある子ども向けの民間のプログラムをつくる、そうしたことを認証する制度なんかも検討しておるようでありまして、市町村ともに行うという構想を打ち出しております。これは、学びの機会を充実させ、保護者が安心して子どもを預けられる場につながるということが目的であるわけでありまして、保護者には子どもの居場所、受け皿が必要であるという声が根強くあるわけでありまして、こうしたことが打ち出されておるということでもあります。前段の午前中の質問にもありましたが、お隣の松川町教育委員会は、小学校の夏休みを 5 日間延長いたしまして、子どもの学びの場であり、仮称ですがチャレンジスクール松川を設置いたしまして、夏休みのうち 18 日間、英語、それから体験の講座を行うという方針を決めたということで 12 月 1 日の信

毎に報道されております。我が町は、これをまねすることの必要性はないと思いますけれども、どういうふうにするのか、先ほど、うちの孫もそうですけれども、夏休みは学童クラブへ行ったりしておるわけですが、そのほかに伊南のウォークですとか、育成会で行う学校で宿泊体験だとか、いろんな取り組みもありますし、当町では3校ともどもコミュニティ・スクールの組織もあるので、そうしたところでの活用とか、いろんな町民の皆さんに御協力いただく中での受け皿づくりというのも考えられるわけですが、そうしたことについて何かお考えがあるかどうか。それから、孫たちの率直な声ですけど、休みが多くなると宿題が多くなるんじゃないかと、こういう声がございます、それもそうなのかなあとと思います。あと、教育現場の先生からってということで、町内の先生がこういうことを思っているかどうかは知りませんが、一般論としては、ゆとりの教育からの転換で子どもの学校生活にゆとりがないという声が多くあるというふうに、現場の先生方は思っているということもあるようであります。具体的に先ほどもありましたけれども、共働きのお父さんやお母さんたちは、夏休みが増えることによる問題点もありますので、こちら辺はどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、また、先ほど登校日数の問題、授業時間の調整ということもありましたけれども、こちら辺も含めて、まだコンクリートをされていない課題だと思いますけれども、現時点における教育長としての考え方を求めます。

教 育 長

話し合いの手順としましては、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、実際、夏休みのところでは、小学生のプールの開放日などは保護者の皆さんに当番になっていただくということでありますので、そういった面では保護者、PTAの意見を、そのプール開放日の延長等についてはお聞きしていくということは必要だというふうに思っています。子どもの居場所、受け皿については、今もちょっとありましたが、いなん100km徒歩の旅ですけれども、これはかなり規模が大きく、伊南の4市町村で行っているものですけれども、平日何日か行方なんですけれども、ボランティアを確保するのに大変苦労しているというのを毎年お聞きしております。町の事業としては、受け皿としては学童クラブがありまして、通常の申し込みと長期休暇のみの申し込みがあります。飯島小では通常70名、長期39名、七久保小学校では通常30名、長期25名ということで、合わせると170名弱の申し込みがありますので、この子たちが通常、全部の期間ではないにせよ、学童クラブを親御さんは当てにして夏休みを過ごしているという、そういう状況であることも確かであります。そういったことでありますし、現在、松川町の先ほど例をお話しいただきましたけれども、飯島は、そういう体系的に何とかスクールというような銘は打ってありませんけれども、今まででしたら、例えばあんどん市のときに俳句大会の表彰式があったり、親子健康教室があったり、あるいは合唱コンクールの、何ていうんですかね、大きな大会の予選会があって、そのための準備に学校に来たりというようなことがあったり、中学校では夏休みの補習講座や未来塾があったりということで、かなり子どもたちの居場所は、系統ではなくてもかなり受け皿ができておりますし、先生方も研修会や、例えばAEDとか企業見学とか、3校研修もありますし、先生方によっては、今免許更新講習もあって、夏休みを中心にそれに先生方が行っていると、あるい

は、今年度からですが、学校閉庁日で、もう一切先生たちが登校せずに休みをとれるような日を設定もしておりますので、そういった中で、学校を使ったり、地域の皆さんが集まるっていうのは、今すぐかというと、少しそういうボランティアの確保ができたりっていうようなことが必要じゃないかなあと。今考えているのは、やれるかどうかはともかくとしても、手を挙げていただくというか、ボランティアに登録してもらってというようなことも考え合わせて、少しその土俵をつくっていくことはしたいと思っておりますけれども、すぐに、来年延長できるかどうかはわかりませんが、延長した場合に何か系統的なっていうのは、ちょっと今のところまだ準備段階であります。

竹沢議員

いずれにしても、この課題は、学校長と教育委員会と十分検討していただいて、その目的が達成できるようにお取り組みを求めまして、質問項目の3番目、赤ちゃんの下水道料金を無料化したらどうかという提案をするものであります。下水道の料金の徴収方法でありますけれども、御承知のように従量制と人数制がございまして、飯島町は人数制で料金徴収しております。飯島町では、一般家庭の場合、人数制でありますので、赤ちゃん1人について下水道料金を無料にいたしますと、町内の子育てをする保護者の支援になりますし、また定住促進にもつながるということで提案するものであります。飯島町では、一般家庭は基本料金と世帯人数割によりまして使用料を徴収するようにそれぞれの条例で定めております。毎年5月1日を基準日といたしまして、住民基本台帳に定める人数によりまして使用料を算定することになっております。まず、この会計の規模ですけれども、平成30年度公共下水道の予算は4億4,646万円で、うち使用料が9,037万円ほどであります。農業集落排水のほうの予算は2億4,468万円で、うち使用料が3,315万円ということになっております。例えば、飯島町公共下水道条例によりますと、基本料金が1世帯、月に1,500円、それから世帯人数割が1人～10人までの区分で、10人くくりになっておりますけれども、1人月1,000円以下となっておるわけでありまして、これは農業集落排水のほうの条例の全く同じであります。一方、赤ちゃんの数ですけれども、過去5年間を見ますと、平均大体60人生まれているところであります。赤ちゃんの定義ですけど、いろいろ何歳から何歳までを赤ちゃんというかつていうものの考え方もありますけれども、とりあえず1歳までの者を赤ちゃんというふうに規定した場合ですけれども、赤ちゃん1人月1,000円を無料にいたしますと、年間で1万2,000円になります。これが使用料が減るわけですが、これが平均60人の赤ちゃんですので、トータルで一年間に72万円減少すると、こういうことになります。これだけやりますと片手落ちでありまして、実は、町内は公共下水と農業集落排水と、もう一個、合併浄化槽があるわけでありまして、公共と農集配の場合は月1,000円ずつ安くしてあげる、逆に合併浄化槽のほうは赤ちゃんが生まれた一年間1万2,000円を補助してやると、こういうことで均衡が保たれるのかなあとと思うわけでありまして、この場内にも合併浄化槽の方、農集の方、公共の方、それぞれおるのが現実であります。そういうことで、要するに赤ちゃん、1歳までの一年間を無料にする制度を導入したらどうかと、これは長野県下少ないですけど、飯島町は、先ほど冒頭申し上げましたように、料金の徴収の方法が、要するにその世帯の人数割、頭数で料金を徴収することになっておりますので、他

	の市町村、主にはいわゆる水道を使った水の量で計算するんですけれども、私たちの町は頭数で料金徴収するのを、逆に発想すると赤ちゃんを1歳まで無料にするっていうことは可能になる、これが飯島町の一つの特徴であるわけでありまして、この制度を逆に発想を変えていったらどうかということで、1歳までの赤ちゃんの下水料を一年間無料にするということをやったらどうかということで、これが実現すれば、町長がいつもおっしゃっている3つのチャレンジの中の一つの田舎暮らしランキング1位へのチャレンジに必ず貢献することかなあというふうに思っておるわけでありまして、この課題について検討を求めますが、町長の考えをお伺いします。
町 長	下水道料金についてでございますけれども、赤ちゃんの下水道料金につきましては、かねてより住民懇談会で値下げを希望する御意見をいただいております。議員、御提案のとおり、子育て支援、定住促進にとりまして赤ちゃんの下水道料金というのはマイナスイメージともなっているとも考えておりますので、担当課に検討をするよう指示してあるところでございます。細部につきましては建設水道課長より説明を申し上げます。
建設水道課長	当町の下水道事業でございますが、平成11年の供用開始以来、人数制による料金徴収により業務を行ってきております。県内で見ますと、77市町村のうち人数制により徴収を行っておりますのは、当町のほか、公共下水道では2町村、農集配では6市町村でございましたが、いずれも年齢による割引等の制度等はございませんでした。今回の御提案について検討を行うに当たりまして幾つかの課題がございます。1つ目といたしましては、下水道事業は一般会計からの繰り入れによりその費用を補填していること、2つ目といたしまして、下水道へのつなぎ込み率、この12月1日現在で83%でございましたけれども、まだ接続をしていない世帯があること、3つ目といたしまして、町内污水处理区の約3割弱が合併浄化槽で処理を行っている世帯であることなどでございます。それぞれの御家庭の事情によりまして支援の差が生じてしまうこともございますので、関係部署との連携をとりながら、これらの料金の減免に限らず、政策的な子育て支援なども含めて多角的に検討を進めてまいります。
竹沢議員	町長の指示によりまして検討していただけるということでありまして、先ほど申し上げました、今最後のほうで3つ申された中で問題点がありまして、そこで私もさっき提案したように、合併浄化槽のほうは逆に補助金を出すことによって均衡が保たれると、こういう制度設計を提案したところでありますが、手続的には、理事者の御判断、決定をいただいて、上下水道審議会かな、そこにも諮らなきゃいかんと思うんですけれども、おおむねの目標、検討の目標の時期はいつでしょうか。
町 長	まずは精査することが大事かと思えます。できるだけ早く、実行するんだったら早くしなければ意味はないと、このように思っております。
竹沢議員	今の町長の御答弁を重く受けとめまして、実施できるように強く求めて、最後の質問に入っております。 人口減少に歯どめをかける政策の具体化についてであります。飯島町は、この11月に人口がいよいよ9,500人台を割りまして、この2018年12月1日現在の人口は9,484人

であります。下平町長の掲げた人口目標、当初は1万5,000人でしたけれども、その後修正して1万2,000人で、そういう目標をお持ちであります。現状と目標の1万2,000人を差し引きしますと2,516人の乖離があるわけであります。3年前の12月1日を振り返ってみますと、このときが9,810人で、これと現在を比較すると326人減っております。それで、この平成27、28、29、過去3年間を振り返ってみますと、お亡くなりになった方が392人、生まれてきた赤ちゃんが169人、この自然増減を差し引きしますと223人自然に減っておると、こういうことでありまして、この速度でいきますと毎年75人、人口がどんどん自然に減っていくと、こういうことになります。我が国の国土交通省における国土のグランドデザインによりますと、2050年度には1平方キロの地点で見たときの現在の居住区域の約6割以上が人口が半分になっちゃうと、こういうことであります。それから、国立社会保障人口問題研究所、略称社人研、ここの日本の地域別将来推計人口を見ますと、我が町は2040年には、2010年を基準とした場合には40%が減っちゃうと、こういうことで、2010年が9,902人ですので、その40%っていうことになると6,216人、こういうことになるわけであります。加えて、20歳から36歳までの女性の人口移動が限りなく減っていっちゃうよということの推計によりますと5,697人になるというふうに推計されておりまして、これが例の飯島町は消滅するという根拠になっております。緩やかに見ても2040年には、今から22年後ですけれども7,000人台になるというふうに思われております。ちなみに、中川村と松川町は、お隣が30%減るというふうに推計されております。我が町は40%、宮田村は20%しか減りません。こうした推計値がある中、飯島町は確実に今人口が減ってきておるわけでありまして、特に小学校の児童数が減少する飯島町における2025年問題というのがあります。全国的には2025年には団塊の世代が全部75歳以上になると、このことが我が国の2025年問題ですけど、我が町では2025年問題は飯島小学校が現在学年2クラスあるのが1クラスになってしまうと、こういうことであります。これは確実にあります。こうした状況から、いずれ7年後には小学校の統廃合という議論も避けて通れない、そういう時代が来るのかなあと思うわけですが、きょうは、この小学校統廃合の問題については議論をいたしません。さて、ことしの人口動態、これ8月ですが、我が町は、赤ちゃんはゼロでした。生まれたのがゼロ人です。先日ある会議で町民から出た声ですが、保育園児、すなわち3歳から5歳までの子どもがいない自治体がこの飯島町の中のあちこちあると、こういうのが現状ですね。定住促進策は前高坂町長のときから取り組まれました、人口の社会増に取り組む施策として成果も上がってきておりまして、細かく分析しますと、平成27年度62名増、平成28年からは8名減ですね、それから平成29年が22名減ということで、この2年間は自然減が、また社会の増減で減少、いわゆる転入よりも転出のほうが多いということで、こっちのほうでも人口が減っておると、こういうことであります。したがって、確実に減ってくる人口減に対してどう歯どめをかけていくかということがこれからは考えていかなきゃいけない一つの政策課題になるのかなあと思うわけでありまして、そこで、いろいろな考え方があるんですけど、2040年に7,000人くらいになるだろうということで、これもいいんだと、開き直って、そういう

_____ , _____ ° _____ , _____
 _____ , _____ °
 _____ °

て結婚を促進し、赤ちゃんが生まれたらお祝いをする、こうしたことを定住促進の一環として改めて制度創設をやったらどうかということを提案いたしますが、町長の答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

町 長

人口問題でございます。人口の増減につきましては、人口対策は、やはりこれは長期的に取り組まれるべき課題であって、その積み重ねが10年あるいは20年たって、その成果があらわれてくるというものだと思っております。今何々をしたから、すぐ増えるというものではあり得ないというふうに思っております。補助制度等もありますけれども、それが人口減をとめるキーだったら簡単な話なんですけれども、そうはならないという現状は、やっぱり把握しなければならないというふうに思っております。この間、高校改革の話の中で、高校改革っていうこととは違うんですけれども、それへ入っていくと大変なお話しになっちゃうもんですから、修学を終えた女子が帰ってこない、逆に男子のほう帰ってくる率が、故郷へ帰る率が多いと、こういうお話を聞きました。女性にとって魅力的な町をつくるということは非常に大事な事かなというふうに思っております。もちろん赤ちゃんを産むのは女性ですから、飯島町を勉学で離れた女性にも、やはり飯島町がいいよと、子育ては飯島町だねということの中で帰ってきていただく、こういった意識を醸成した町というのが将来的に魅力的な町かなというふうに思っております。それは、やはりどうしたら女性に魅力的な町になるかということは、やっぱり総合的な問題だろうというふうに思います。先ほどから懸案事項を申し上げましたけれども、産業基盤がそういった方々に適した、向いた産業基盤であるか、生活基盤がそういった方々にとって魅力的な生活基盤であるかということは、やっぱりここら辺の総合的な魅力というものを醸し出して底力を上げていかないと、女性が帰ってきて子どもを産む、結婚するというものにはならないだろうなあと、真からの行動は。それで、ポイントは、これからは、男性には申しわけないんですけれども、これ差別しちゃうんですけれども、女性を中心に帰っていただく方策はないかなあということの中で、先ごろ、これは野郎が――すみません。こんな言葉は、はしたない。男性が考えていても糸口は見つからないから、役場の職員の活発な女性の中でどうしたら魅力ある女性を引きつける政策ができるか考えてくれと、こういうことで、まずは町の女性の職員による女性誘致大作戦ということで研究をしていただいております。その方々があちらこちらへ研修に行っておるわけなんですけれども、その回答を楽しみに待っております。しっかり応援していきたいと思っております。私の考え方は、こんなことも考えられるかなあと思っているんですけれども、女性が仕事に縛られる社会、これ、やっぱり女性にとって子育てしにくいだろうなあと、働いていても子育てができて生活ができて、みんなで助け合ってと、こういう環境でないと、女性だってやっぱり何か社会に貢献したいし、何かやりたいし収入も得たいしということだと思うんです。それには、やはりいろいろお仕事考えられるんですけれども、もしかしたら農業というのは一つの切り口になるかなあ、その一つになるのかなというふうに思っております。女性だけのレディースファーム、女性が助け合って連携して、赤ちゃんの子育てをしておる人はそれを助け合って、こういう形の社会組織ができれば、農業は今まで男の仕事、重労働、汚い、汚れる

		仕事なんですけれども、A I 化、機械化、I T 化されることによって非常に集約性の高い魅力ある仕事になってくるのかなというふうに思うわけです。そんなことも、先日、農業者の方々にもお話をさせていただきました。そういう魅力は、この町にあるのかなと思っています。今、東京へ人が集まっていますけども、東京が一番暮らしにくいと思っています。子育てにしても何にしても。やはり田舎が見直される時代は来るだろうと、人口大移動が始まるんじゃないかなあというふうな気がしております。それに向けて魅力あるまちづくりをやっていきたいと、このように思っておるところでございます。
議 長		ここで休憩をとります。再開時刻は3時30分といたします。休憩。
休 憩		午後3時09分
再 開		午後3時30分
議 長		会議を再開します。一般質問を続けます。
8 番		8 番 折山誠議員。
折山議員		通告順に質問してまいります。初めに質問事項「1、旧紅葉園の現状と町の宿泊施設減少を問う」このことについて伺ってまいります。この質問項目は、町長の観光に対する基本的な政策を伺いたいと同時に、旧紅葉園が取得後十分に生かされていないということ、このことに地域住民は極めて高い関心を現在持っているわけであります。私自身、多くの町民の方から紅葉園はどうなっているのかと問われているからでございます。そのようなわけで、項目を旧紅葉園に置き、関連した趣旨として観光産業に対する町長のお考えを伺うことといたしました。 質問要旨1-1「自然環境を生かした観光立町と逆行した現状をどう考える。」ということについて伺います。最近あるホテルが廃業をいたしました。3年前にさかのぼりますと、旅館・飲食業を営んでいた旧紅葉園が町の買収により事業を廃業いたしました。また、私が経営してまいりました山荘明林館も、消防法の改正により消防設備投資が多額でございまして、やむなくこの12月をもって廃業することといたしました。同様にまちづくりセンターが指定管理する緑風荘、これも現在消防法に基づく設備投資を求められているわけでありますが、営業をどうするのか、継続するのか、緑風荘も廃業するのか、町の新年度予算編成を見れば、その町の方針がわかってこようかと思います。もしこれが廃業ということになれば、町長の就任された平成27年秋には町内で5軒の宿泊施設が営業しておったわけなんですけど、今日は2件に減少するという極めて異常な状況になるわけでございます。町長は就任時に外から人を呼ぶ、世界一の自然資源をもとに交流人口を増やす、そのような壮大なテーマを町民に訴えられ、今日もそのテーマに沿って力を尽くされていることと思いますし、私もその姿勢に大きな期待を寄せるものでございます。宿泊施設は、観光客がこの地に滞在し、自然や町民と交流する最低必要な滞在、対流の基盤ではないでしょうか。その基盤が減少し、現状を見る限りは町長のもく

ろみに対し残念ながら逆行した方向に進んでいるように感じるものでございます。その点、町長はどのように認識、分析をされているのか、まずはお伺いいたします。

町 長

本日最後、折山議員にお答えいたします。当町の観光開発に当たっての宿泊施設がだんだん少なくなっていると、こういうお話でございます。飯島町の観光振興を図る上で宿泊施設が少ないことは、今後充実されるべき点であると思っております。これは、まだ総合的な観光力が弱いことが多くの要因であり、観光施設を増やす、こういう動向には至っていないと、諸般の都合でやめざるを得ないと、こういうことになろうかなというふうに思っております。御承知のとおり、町が旧紅葉園を取得してから3年が経過いたしました。この間、売買や賃貸での活用事業者を募りましたが、いまだ誓約には結びつかない状況があります。やはり、あそこで今開業してビジネスをするには観光的要素が薄いというふうに思うのは当然のことだろうと思っております。また、しばらく休業していたんですけども、お宿陣屋さんは今月1日よりおかげさまで営業再開していただきまして、また飯島町の表の顔として、宿泊の顔として活躍をいただけることになりました。今のところ飯島町の観光の魅力というのはアウトドアのキャンプであろうというふうに思っております。担当の課長さんに調べていただきました。飯島町って何人の観光を収容できる能力があるのかなあとということです。明林館さんも含めて今まで880人の収容能力がありました。その中でキャンプ場、飯島町がかかわります与田切オートキャンプ場、与田切公園キャンプ場、千人塚公園キャンプ場で480人、いなかの風を加えますと600人のキャンプによる収容ができると、880人に対して600人ですから多くの部分をキャンプの宿泊者の対応ができていると思っております。今の時点では、この部分を充実していくことが大事なあと、今後、観光の戦略がいろいろ出てくる中において宿泊型の観光ということに取り組まなければならないというふうに考えておるところでございます。

折山議員

ちょっと法改正で私も期待しているんですが、民泊の事業者はかなり手を挙げて増えているんでしょうか、お尋ねします。

町 長

担当の産業振興課長、お願いします。

産業振興課長

農政の関係で農泊ということで営農センターを中心に取り組んでおりまして、昨年来から研修会を開いております。一番最初の研修のときには多くの方、20名を超える方がいらっしゃったんですが、昨年、中川村等の先進地を見にいったときには、もう少し人数が少なくなってきました。細かい数字、今何人というのは、研修会に来られなくてもやりたいという意欲のある方が実際に名乗り出ていただいておりますので、ちょっと水面下でどのくらいあるかっていうのはわかりませんが、自分の感覚としては、ちょっと10軒には満たないのかなあというようなイメージでとらえております。

折山議員

私の聞いたのは民泊のほうで、農家民泊のほうは体験型のものでありまして、ちょっと種類は違うと思うんですが、10軒って、これ期待できる数字かなあと、ぜひ、なかなか営業、ちょっと大規模、中規模、小規模であっても今から旅館業を営業で町内へ建てるっていうのはなかなか厳しいと思いますので、ぜひ、宿泊施設、民泊、そして農業の関係の部分、両方で増やしていただければなあというふうに期待するものであります。

平成 27 年 9 月の定例会に前 高坂町長のほうから旧紅葉園取得の補正予算が提出されて
して全会一致で可決したところでございます。また町の財産となりました。多くの町民
が喜び、千人塚に以前の活気が戻ることをその時点で期待したところでございます。3
年が経過しました。下平町長は、その 27 年 11 月に御就任され、その後 3 年、3 度の新
年度予算編成を町長自身みずから行っておられます。今行っている予算編成は任期最後
の 4 回目となるわけであります。そこで伺います。3,800 万円という税金を投じて取得
した紅葉園の現状はどのようになっているのか。なかなかめどがつかないということは
お伺いしましたが、町民の大きな関心事でございますので、新年度予算で何らかの方策
——施設は老朽しているっていうこともよく中へ入られた方にお聞きをしております。
やはり何らかの営みをそこで期待するのであれば、やはり人に貸す前に直すべきは直し
て貸さないと、というのが一般的な常識かと思いますが、その点どのようにお考えでしょ
うか。

町 長

紅葉園の跡地の利用、その周辺の利用につきましては、そこへやはり集まってくるシ
ステム、観光の魅力というものをベースに置かないと、その投資が効率的に利用できな
いということになってこようかというふうに思っております。いろいろのアウトドアの
関係の計画があるんですけども、それが充実してくることによって外部要因的な集客
力があり、それを見て、やはり紅葉園というのに新たな投資、あるいは利用者、積極的
な利用者が出てくるのかなあというふうに思っております。今紅葉園を宿泊施設として
復活、あるいは観光施設として復活しても、やっぱしビジネスは 365 日通じての成績で
ございますから、年間通じて魅力があるということでない、なかなか動かないのかな
あというふうに思っております。今の状況は、あそこをみんなに使っていただき、いろ
いろな方法を試していただいております。具体的にあそこに投資して今直
すということは考えておりません。まずは千人塚に魅力ある観光要素を形成することだ
と、このように思っております。

折山議員

ちょっと町長の過去の御発言とぶれがあったのかなあとと思いますが、あそこを使っ
てもらうために公募を何回もかけて、しかもホテル経営者とも懇談をしながら取り組ん
でまいったという今日になって、あそこは周りの環境が整わなければ誰も営業する者はない
というのは、ちょっと今までの御発言と比べるといかなのかなあというふうに思
いますが、ただいまのお考えだと思ってお伺いをしておりますが、何かあれば、どうぞ。

町 長

当然、以前からあそこを、紅葉園を観光宿泊施設として、あるいは地域の資源、魅力
ある資源として活用していただくことは、前から変わっておりません。しかし、その方々
が異口同音に「ううん、まだね。」という言葉、ちゅうちょしている、投資にちゅうちょ
していると、こういうことが現実の問題としてあるわけですから、やはり外堀を埋め魅
力を重ねていくと、そういったことからやっぱりやらなければならないというふう
に思うわけでございまして、何ら私の考えが揺れ動いておるわけではございません。

折山議員

あの魅力のない場所を貸し付ける家賃を月額十数万円とお伺いしたときもござい
ます。ですから、場面、場面をそのようにお考えになるのであれば無償で、私以前に質問申
上げたことがございます。無償で貸し付けて、町民が喜ぶ施設、誰かが営業してくれて

桜の時期から通年あそこへ飲食に通う、町外から来ても——この間の米俵マラソン、皆さんどこへ泊まれたんでしょうかねえ、それだけの人数が。町外へ泊まられているんでしょうね。だから、そういうものの受け皿ということで、ぜひ、今の町長の方針は、そういうところへ御尽力いただけるということできずっと信頼を積み重ねてきておりますので、ぜひ周りの環境が整うまでということでき誰か誰かに自由に使っていただいて、どんな使い方がいいか、地域資源を発掘しているような感覚ではなくて、もうある建物、大枚を投じて得た建物でございます。先ほどのお話を伺っておりますと、まずは前町長の方針に、そこに全力を尽くすと、その陰で自分の掲げた部分を着実に積み重ねていくというようなお話しを先ほどされておりましたので、前の高坂町長の強い方針でございましたから、ぜひとも引き続きの御尽力を求めまして、質問要旨1－2へ入ります。

「観光基本計画とアウトドア・ブランディング、誰が何をするのか。」という質問であります。これまでも、この関係、何回もお尋ねしてきていたんですが、どうか、多くは町民の皆さんの思いがというところで、ちょっと余りよく見えなくなっているような気がしまして、ちょっと私も勘違いをしていた部分もございまして、改めて伺いますが、私、この通告書を出すときに局長のほうから指摘を受けまして、プランだと思っていましたからブランディングでございました。私は町の観光アウトドアプラン的なものかなあと思っていたんですが、大きな勘違いをしておりまして、ブランディングってブランドの意味合いということをちょっと勉強してみました。また、ちょっと一口では語れないほどの多くの意味合いを持っているようであります。そこで伺います。ブランディングとは、そもそもどのようなものでしょうか。また、私どもに示していただいた飯島町のアウトドアブランディング、これは何を表現しているのでしょうか。町長のイメージするところで結構です、大雑把な大きくりの。御自身で語ってください。

町 長

あの飯島の千人塚の魅力、何で人を呼び込むかと、どんな魅力があったら人が来るのかということを考えたときに、やはり自然の中で遊ぶ、アウトドアで遊ぶ、そんな魅力を創造することが、あの千人塚の大パノラマに見合う観光形態ではないかなあというふうに思っているわけでございます。最近のアウトドアの趣向は多岐にわたっております。山遊び、川遊び、湖遊び、いろいろの部分がありまして、あの千人塚という場所はいろいろの地形を持っておるわけでございます。そういったものを利用するにはどんな、簡単に言うと遊びがあるのかと、どんな遊びができるのかということの中で、専門家に来ていただいて、この場所では、これを利用して、こんなメニューがあるよと、遊びがあるよということを7つ8つ挙げていただいたわけでございます。そういった提案をいただきましたので、各地区、アウトドアブランディング、千人塚、あるいは与田切川溪谷、あるいは近辺の山、林、川、湖で遊ぶ、遊びができる方法を4地区にわたって紹介させていただきました。その中で、我はと思う方は手を挙げていただいて、そんな事業に取り組んでいただきたいということでございます。約1年ほど経過する中で、いろいろのチャレンジをしようとグループができまして、会社もつくってみようというような動きも出ておるようでございますけれども、そういった方々にとって一つのスタートが切れば、それを町が推していくと、支援していく、そういったことでアウトドアの飯島の

千人塚のブランドづくりというものが形成されてくるのではないかなというふうに思っております。アウトドアブランディングというのは、千人塚で自然の中で人間の癒しがどのようにできるかということアピールする計画であるというふうに御認識いただければありがたいと思っております。

折山議員

そうすると、誰が何をするのかという点については、町は業者の委託をして出された提案を各地区へ説明をして、誰か手を挙げてくれる方があったら、それを支援していく。一方で、手を挙げようとしている方たちは、あそこに飲食ができる場所があれば人も来てくれるだろう、宿泊する場所があれば来てくれるだろう。高齢者の方がキャンプといっても無理だろう、なら宿泊施設必要だろう、どちらを先にやる方がいいのかどうかって考えたときに町長が最初に手をつけたのはトイレです。受け皿として最低必要なものだという御発言でした。今、私が申し上げているのは、やっぱり飲食をできる場所も人が来てもらうためには必要ではないか、こんなことで御提案しておるわけなんです、これを1時間繰り返していても、町長のお考えは、あそこを誰かがブランディング、アウトドアのメニューの中から手を挙げてくれる方を待つ、水かけ論になってしまいうので先へ進みますが、もう1点、町長に伺いたいのが、イメージを内外へPRしていくのがブランディングというふうに今、あそこの魅力を発信していくのがブランディングというふうに伺いましたが、私の考え方が違っておったら御指摘いただきたいんですが、ブランド化をブランディングというとするならば、その地域の魅力に付加価値をつけて他の地域の同様の施設と差別化を図っていく、それがブランディングではないのかなあというふうに一面ちょっと言葉から感じるんですが、そこを前提にして町長に1点お伺いします。この近隣全ての自治体が、豊かな自然と川、湖沼、山岳の景観、こういったものを多くが売りにしているところであります。もう少し千人塚よりも大規模な、そういった背景を持っている観光地もあるわけであります。町長の言うアウトドアを整備すると、それらの施設と差別化は進むという目算がおありなんでしょうか。1点お伺いします。

町長

この伊那谷の中でアウトドアを観光の目玉に据えている自治体は最近幾つもございます。私は、2年前にアウトドアということで協力隊もお願いした経緯もございましたけれども、そういった波は各市町村みんな捉えて、多かれ少なかれ、それに取り組んでおります。同じことをやっても、やはり、それは仕方ないというふうに思っています。積極的に言い出したけれども、積極的に取りかかるのは飯島町が最後かなと、このように思っております。いろいろ情勢を見ながら特色ある飯島町ならではのアウトドアができたらいなというふうに思っております。行政が何もしないわけではございません。大きな資源である与田切溪谷キャンプ場、御座松親水公園、ここへ新たな遊歩道あるいはマウンテンバイクの道路を構築しようという計画を立てております。ただいま国交省の天竜川上流事務所に相談しながら、国のあの左岸の改修を含めた中で、それを取り組めたらいいなということで進めております。そこで観光の千人塚から与田切川へと、こういう流れが基本的にできる、これは、やっぱり行政が進んでやるべきことであるし、行政でなければできないことだというふうに思っております。その部分は着実に今計画し

て進めておるところでございます。そういったことで、総体的に、与田切川、千人塚、傘山、そういった特徴ある資源を結びつけていきたいと考えております。

失礼なちょっと言い方をしますが、最後まで聞いていただくと、ああ、折山の真意はそうじゃないなっていうことがわかると思いますので、ちょっと黙って聞いていただきたいと思いますが、町長の打ち出す政策、立派だと思うんですね。人に夢を与え。しかし、手法に入ると、有利な補助を探しているよ、あればやるよっていう一面補助金頼み。これは、もう自治体の長であれば当然だと思います。財政の捻出がありますから。町民の皆さんの心意気を支援していくんだ、多くの答えがそうなんですね。これ一つ、一面から見れば町民頼みで、ちょっと私、違和感を感じていた時期があるんですが、実際には、町民の皆さんが本気を出さなければどんなこともできないんだねっていうのは、確かに町長のおっしゃるとおりだと思うんです。ここまで来たら、この姿勢を貫いていただいて、しかも町長、人脈がかなりあります。今、もう町も全面的なバックアップするんだからっていうことをおっしゃっているんで、ただ門戸を開いて待っていても、多分、今の状況だと、町がやってくれるんだろう、やらなければ何だっていうことになっていってしまうと思うんですね。ぜひ、3年前のあの情熱の夢を語っていただく姿勢をもう一回思い起こしていただいて、もう個別に個人なり事業者に、ぜひ、先ほど町長、事業者の責務ということも申されておりました。いいことを言うなあと思って聞いておりました。スーパーがここへ来て欲しい、当初もうけは見込めないかもしれないけど、あなた方の役割はここにはあるんだよ。そのとおりだと思います。ぜひエネルギーをこちらへも向けていただいて、町民の皆さんも人ごとだと思わずに、ここへできることに参画していく、やっぱりそういったお取り組みが必要だなあということを最近つくづく思うようになりました。後押ししますので、ぜひ具体的に一つでも町長のお力を持ってやる気のある方を探し出してください。門戸を開いてお待ちする姿勢から、一歩情熱を持って踏み込んでみていただきたいということを申し上げて、これは今、町長に期待しておるということを申し上げましたが、質問事項2「消費税 10%導入にかかる小売店支援を」この項に移ってまいります。先日、街中のスーパー経営者と話をしている中で「今回の消費税 10%導入は、複雑な税制のためにレジシステムを大幅に変更しなくてはならない。金額で1,000万円近い投資が必要だ。」こんなようなことをお聞きしました。一方で、「国から補助があるでしょう。」っていうことを言ったら百数十万円っていうようなお話だったです。これはあるスーパーの話ですが。したがって、ちょっと大きなお金がやり過ぎてしまって「廃業も含めて今後のことを検討せざるを得ない。」そんなようなお話でした。飯島地区でただ1軒の生鮮食料品店でございます。廃業しましたら地域住民にどれほどの影響が出るのでしょうか。また、救済措置でキャッシュレス決済の場合は期間限定で増税以上にポイント還元がされる、そういった制度設計も情報として伝わっているわけでありまして。そうなれば、お客さんっていうのはキャッシュレス対応の商店に流れまして、そういった設備投資についていけない町内の小売店の廃業は加速するのではないかなという心配をするものであります。

そこで、質問要旨2-1、商工会と連携をして国の複雑な増税救済措置で負担を強い

町 長	られる小売店支援を求めるわけなんです、お考えを伺いたいと思います。
町 長	軽減税率に対します事業者の負担軽減としましては、現在、商工会を通じて軽減税率に対応のレジ導入に対する補助金の周知をしているところでございます。しかしながら、飲食店は軽減税率対策補助金の補助対象外とされているなど、町内の事業者間に差が出ることも予想されております。全国的にも、今回の消費税の改正は煩雑であるなど、制度導入にはまだまだ流動的な面もございますので、町といたしましては、国県の状況を見ながら町内事業者への対応を検討してまいりたいと考えております。
折山議員	質問要旨 2-2 「小売店の閉店や消費者の町外流出、買い物難民の増加を懸念」これについて伺いますが、町内の商店の多くが、午前中から午後にかけての質問の中にも出てまいりましたが、後継者不足に加えて、今回の増税により廃業を急がれることが懸念されるわけであります。その結果、将来、町内の買い物難民が増加することがあわせて懸念されるわけで、そのような事態の想定と対策は、ただいま商工会と連携をしてレジの交換の補助の説明を行っている。また、その後の町の助成、支援に力を尽くす部分については国や県の動向を眺めながら検討していくということだったんですが、もう期日は大分迫っております。ここでは買い物難民が増加するなあという部分なんです、町も田切の里で移動購買車やっておりますが、8日の日報だったんでしょうか、伊那市では買い物弱者対策として移動購買車事業者支援、これは誰でもいい、リース料とか、そういったもので支援をしていくことが一面に報じられておりました。もしかしたら信毎だったのかなあ。商店から遠い、いわゆる辺地を抱える自治体では、高齢化に伴い、また、こういった商店の廃業などに伴い、買い物難民支援策がかなり進められているものと思います。こういった対策を見越した上で、何か新年度、何か予算編成の中で工夫されているようなことがあるのかどうかお伺いいたします。
町 長	買い物難民の質問だと捉えていきます。買い物難民の増加を懸念する声につきましては、お店まで買い物に行けない方々のために道の駅田切の里で移動購買車の運行を行っております。移動販売車の利用状況は、7月～11月の実績ではありますけれども、前年度の同時期に比べ売り上げで約240%の増、利用者数でも約230%の増と利用が増えていく状況でございます。ベースが小さいから、このぐらいの数字はすぐ出るのかなというふうに思っておりますけれども、しかし、皆さんには、便利だ、移動購買車ということで、だんだん認識されているのではないかなと思っています。また、毎週木曜日はお昼の時間帯のみ役場での販売を行って、移動販売車のPRや便利さを周知しているところでございます。いずれにしましても、商工会や事業主の皆様と連携をする中で、町内で買い物をしていただける環境整備や新たな取り組みなど検討していかなければならないと考えております。特に移動購買車については、高齢者への対応が大切だと考えております。その部分で、健康福祉課での対応、状況説明をさせたいと思います。
健康福祉課長	買い物難民の増加を懸念する声については、買い物弱者の多数は高齢者でありまして、高齢者人口がこれからますます増えるとともに、この懸念材料は増えると認識しております。この対応策といたしまして、移動販売車の便利さを高齢者の皆さんへ周知しているところでございます。いちいの会などときに開催情報の提供を行って、実際に販売車

による販売を実施しているところもあります。今後も、高齢者が集う行事や町の健幸教室などへの移動購買車が運行する、通った場所で買い物ができる利便性や移動購買車を多くの高齢者の皆さんに知っていただくように広報するとともに、仕組みづくりについて運営主体のほうに働きかけてまいりたいと思っております。

折山議員

簡単に言いますと、自分の家から道路へ出ることもなかなか大変なお年寄りもおります。例えば新田自治会を見ますと、よぼよぼとした歩き方の方が駅へ来るまでに、一番遠いところで20～30分かかるとおもいます。集会所は、その方からはさらに遠くなるわけであります。そうすると、今の現行制度を幾ら周知しても、今の移動購買のありようだと、そこへ、地区ごとにとまる、その場所へ行くことすら大変な方を、ぜひ近い将来、今、課長はそこも含めて展望していただけるというような御答弁だったと思いますので、御期待を申し上げて、次の質問事項3へ入ります。

「高齢化と人口減少対策を問う」これを伺ってまいります。

質問要旨3-1「行政と住民協働の役割を見直す時期では。」実は何人かの、もう同僚議員から高齢化を心配する町の政策についての質問が出されているところであります。これは、さきの議会主催の住民懇談会で北河原、新田、2地区へ出向きまして懇談する中で、主要なテーマを、10年後、人口減少に伴う、高齢化に伴う10年後の自治、自治会運営、こういったものを一つテーマに据えながら、何でもいいよという形でやりましたので、地域自治から福祉、観光、いろんな幅広い御意見を出席者からいただいた中でも、特に人口減少と高齢化、こういったことがやはり将来の大きな不安材料だということで御意見が多数出されておりました。そのことで、議員で今回の一般質問に大分出されているのかなあというふうに思います。この中では、自治会負担などが大き過ぎることや、高齢化により河川清掃、道路のり面草刈り、除雪など協働作業の限界を訴える意見が多数出されております。私は七久保会場でしたが、田切会場では、報告書を見ますと、うちの自治会の高齢化率は60%を超えていると、10年後には70%を超える、そんなような声が上がったそうであります。数字の正確性はさておいても、これが本当だとすると、とんでもない、これは自治会になってしまうわけでありまして、この方の言わんとするのは、その人口の減少と高齢化ということそのものを心配されている、そういうふうに受けとめました。そこで伺います。除雪や道路・河川管理にかかわる現状の体力的な住民協働、もうすぐ限界が来るものと考えます。町は、現状をどのように受けとめ、どのように対応していくって何を何年後から、道路の除雪、河川の管理ってというような構想をお持ちなのかどうか、今の現状のまま、この先10年20年と走り切れると思っていられるのかどうか、その1点、お伺いしたいと思います。

町長

自治の運営、また区の運営を進める上におきまして、やはり高齢化というのは大きな問題だと思っております。それだけに、この3月4月に自治会長会あるいは区長会の席で、この自治組織の改革、町と自治会、区のかかわり合い、これの見直しを、やっぱり俎上に上げて明らかにして、みんなで検討する時代が来ているんじゃないかなというふうに思っております。やはり、そこら辺をみんなで検討していただきたいと思っております。飯島町としましては、具体的に、それをいついつ日から、どのようにということは、

まだ明らかにしておりません。しかし、これはやっぱり早急に、10年たてば65歳が75歳、75歳が85歳になるわけでございますから、待ったなしだと思っています。できる
ところから手をつけて、負担の軽減、結局は負担の軽減になるかと思いますが、
しかし、それをどのような形でしていったらいいかということが、これまた大きな問題
かと思っています。ともに考えていただきたいなというふうに思っております。

多くの住民からは、自治能力が今の状況から行くとかなり各自治会とも落ちていくと
いう現実を町にわかってほしい、その部分で対策を打ってほしい、こういった願いが多
くの方から出されておりますし、また、報告書が議会から町当局のほうへも行っておる
と思いますので、十分分析をしていただいて、急ぐ対応は早く対応していただきたいと
思います。以前に、町の職員でしたか、田切の急傾斜ののり面を除草作業をしていて自
分の体を傷つけた。似たようなところで、今大きなのり面を、県道の大きなのり面を、
やっぱり地元の方がされていて、もう危険で怖いという声がかかなり強く上がっている箇
所もありますので、ぜひ、個別の場所対応でも結構ですので、事故が起こらないうちの
手当てをぜひ求めまして、関連してまいります、質問要旨3-2「どうする老々介護
世帯の支援。」ちょっとこれは、うんと、私のつい最近の体験で、その体験を通して、こ
の要旨を通告することといたしました。ちょっと状況をおわかりいただくために若干長
いお話をするかもしれませんが、お聞きいただければと思いますが、ある雨の日のこと
です。私の店の客も引けましたんで、店の前で一服しておりましたら、飯田方面へ向か
う電車から七久保駅でおりた高齢の御婦人がおりました。彼女は店でネギやなんかの野
菜を買ってくださいまして、雨の中を傘を差しながら、それらを持ちながら歩き去ろう
としたんですが、小柄で細い体で、足元がおぼつかないような気がしました。また、普
段見かけない方なんで「どちらまで行かれるんですか。」って、ちょっと心配で声をかけ
たところ、その歩き方だと、さっき言いました20分〜30分くらい、途中で休みながら
行くんじゃないかなというような、ちょっと不安になりましたので車で送ることにしま
した。それで、彼女はうれしそうに車に乗りました。幾らも行かないうちに突然涙を流
し始めたんですね。それで、お宅の事情を話ししてくださった内容が、これまで認知の
始まった御主人の介護を自宅ですてきたんだと、ところが自分が悪性の病気にかかって
しまった。自宅介護はできなくなったんで、きょうある施設にお預けをしてきたと、そ
れを送って今お別れしてきたんだと、帰り際に「何で俺はここにいなきゃならないん
だ。」っていうふうに御主人から聞かれて、その言葉が切なかったと、そのようなお話。
また、どんなに天気が悪くても食べ物を買に行かなければならないこと、雪が積もる
と外に出るのが大変なことから、町に雪かきの相談をしたそうであります。そうしたら、
「生活道路の雪かきは地元自治会にお願いしてください。」と、こういったことで自治会
のほうからは、この方、未加入者なんですね、「未加入者のところまで面倒見切れんよ。」
と、こういうふうなお答えだったそうであります。何でそんな話を見ず知らずの私にし
たのか、ちょっと後で考えたんですが、何となく施設から駅へ、そして乗車した駅から
電車の中、ずっと一人で悲しい思いに耐えてきたんでしょね。それで、私の車に乗っ
て、人はちょっと温まると心が緩みますよね、そこでちょっとほっとして、そんなつら

い話を見ず知らずの私にしてくれたのかなというふうに捉えました。飯島町も本当に福祉の部分は幾重にもネットワークをかけているわけであります。しかしながら、現状の福祉や自治共助の網では、やっぱり、こうしたような方が楽しく安心して暮らしていくには、どうしても限界があるのかなあというふうなことを思いながらお聞きをしておりました。別れ際に「何かあれば、また私に言ってください。」と言いたかったんですが、喉元まで出た言葉は飲み込んでしまいました。なぜなら、もう私一人の力では限界があります。地域で数多くのこういった実情があるわけであります。ですから、「お大事に。」ということで、その場はお別れをいたしました。行政がどのように頑張っても、そのネットワークには限界があるように感じたと同時に、改めて、地域で暮らす住民間のきめ細かな互助がこれからはどうしても必要なんだというふうに、私、感じたものであります。そこで9月に引き続いて地域できめ細かな互助ができる仕組みを早く講じることを改めて求めたいものであります。一つ、私なりのささやかな提案をしたいと思います。子どもの見守り隊の家は町内にあります。何かあったときには登下校時の子どもが駆け込める、そういった家でございます。同じように、例えば高齢者に優しい家、こういったものを地域ごとに募集をして、何らかの表示をして、あるいは車でもいいと思うんですね、老いて弱った体ではできないちょっとしたお手伝いを、それぞれ、主に地域に今残っているのは高齢者の皆さんだと思います。その皆さんができる範囲で少しお助けをする、そんな仕組みづくりを行政が率先して行う、そのことで一日も長く多くの方がこの町で暮らせる、そんな地域社会を町も私も町民も力を合わせて目指したいんですが、そうした具体的な取り組み、町長のお考えを伺いたいと思います。

町長 福祉の中で総合事業、これが大きな現在の地方自治体の課題となっております。やはり、地域に暮らす誰もがという、誰もが安心して暮らせるっていう簡単な言葉ですけども、なかなか難しい、なかなか誰が責任をとるのという部分、突き詰めればそういうことになってくるのかなというふうに思っています。そういったときに、行政で、もう、その細部の細部まで手が届かない、気を使えないことは当然出てくるわけでございます。そのときにやはり頼りになるのは隣近所、向こう3軒両隣、こういった昔からの社会の制度、基盤というものを、もう一度改めて見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っております。今、議員が御提案いただきました高齢者を見守る家、一つの具体的ないい案ではないかなというふうに思うところでございます。そんなようなものの形が飯島町に点々とできてくる、いや、これからできなければ総合事業を本当に進めているという形にはならないんじゃないかなあというふうに思うところでございます。行政も研究させていただきますけれども、何よりも頼れる、頼りになる隣近所、自治会で、そういった思いを共有していただくことが大切かと思っております。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後4時21分

平成30年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

坂本 紀子 議員

浜田 稔 議員

三浦寿美子 議員

本多 昇 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年12月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
9 番 坂本議員	9 番 坂本紀子議員。 それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。教育に関してということになります。これは、平成22年9月議会で1度、教育に関して質問しておりますけれども、そのときは教育の本質に迫ることはできませんでした。今回は、子どもの教育環境から、そして働く教師の現場から、最後にこれからの教育のビジョンについてということで質問をさせていただきたいと思います。日本の教育は、1970年ごろまでは知識偏重の詰め込み教育が行われてきました。その反省で、思考力、コミュニケーション能力、想像力が足りないと1980年代からゆとり教育がされ、当町は1992年の平成4年に週休2日制が導入されております。2002年から小中学校に総合学習、調べ学習が始まりました。しかし、OECDの生徒の学習到達度調査、PISAというんですけれども、その国際学力テストで順位を落としたことなどで学力低下が指摘され、2011年、平成23年から授業時間の1割増しが明記され、脱ゆとり教育が始まっております。当町では、2012年、平成24年に小学校5・6年生に英語活動という内容で英語が授業に取り入れられてきております。きょうの新聞によりますと、2020年から主体的な学習を重視するということで新学習指導要領に切りかわるというような新聞記事が出ておりました。また、現在は産業分野では第4次産業と言われるコンピューターによるIT化がさまざまな分野に影響を与えつつ現在に至っております。これらの内容を踏まえた中での質問となります。 1の子どもの教育環境についてをお尋ねします。 1-1、要保護、準要保護がここ数年増えてきていて、8年前の2倍近くと通告しておりますけれども2倍以上になってきております。平成22年、小中学校で要保護はいず、準要保護34人で援助率は4.4%でした。援助費は約228万円で、内容は学用品、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費などになっており、町が一人一人に補助をしております。平成27年は小中学校で87人、28年は81人、平成29年は77人で、補助率は約11%となっております。援助費は、昨年は695万円となっております。日本全体の平均は生徒6人に1人と言われ、援助率は16%となっております。ここ数年の援助率の伸びは何によるものなのか、その内容はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。
教 育 長	要保護、準要保護についてお答えいたします。経済的な理由によって就学困難と認め

られる児童生徒の保護者に対して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的に援助費を支給しております。支給者は、今、議員御指摘のとおり、平成 22 年には 34 人であったのに対し平成 29 年度は 77 人と増加しております。この増加の理由についてでありますけれども、平成 22 年の 34 人は児童扶養手当を受給されているひとり親家庭の方がほとんどでありました。29 年度は、ひとり親家庭の増加も若干ありましたが、その増加の多くは経済的困窮を理由に申請された方であります。これは制度の周知が進んだこともあると思います。ですが、この準要保護の支給につきましては申請で行っておりますので、小中学校のそれぞれの御家庭の経済状況が全体的にどうなったかまではちょっと把握できませんし、条件を満たす方でも申請されない方もいらっしゃるということです、教育委員会としては制度周知に努めてきたということで、その制度周知が進んだということと、一方、経済的な困窮を訴える方が多くなってきたというのではないかと推測しております。

坂本議員 今お答えいただきましたが、世帯数にすると、ひとり親家庭っていうのが大体 19 年度は 2.6%ということで、あと、大体それで割っていくと 2%をちょっと超えるくらいという形の数字が出てきておりますので、一定数はあるというふうには思っておりますが、数字としては近年に増えていると思っておりますが、この中には外国人家庭の方とかもいらっしゃるのでしょうか。

教育次長 要保護、準要保護の関係でございます。要保護児童につきましては外国人家庭の方はいらっしゃいません。準要保護のほうで外国人家庭の方も数件ございます。

坂本議員 今、経済的な理由ということになりましたが、その経済的な理由の表面っていうか、その奥は親の生活、要するに転職とか退職、会社の倒産とかで追い込まれたとか、そういう具体的な内容まではわかっているのでしょうか。

教 育 長 申請いただくときに、民生児童委員の皆さん、あるいは校長先生からの御意見も承っておりますが、経済的な困窮の理由までは示されておらず、子どもたちの生活状況から生活困窮と認められるというのが校長先生や、あるいは民生委員の方々の御意見ですので、特段、どういう理由で経済的に困窮しているかということまでは把握はしておりません。

坂本議員 1－2に移ります。それに対する対応というか、それはきちっとされて、また、その生活の安定が図られれば改善したということなんだろうけど、そこら辺はどうなんだろう。

教 育 長 対応の内容としましては、飯島町要保護及び準要保護児童生徒支援費支給要項により、学年にもよりますけれども、学用品費、通学用品費、郊外活動費、新入学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費をその中から支給しております。額は、国で示された上限額、あるいは上限額以内の実費とされているものについては上限額以内であれば実費という形で支給しておりますし、今年度の入学生からは入学前に新入学用品費を支給しております。支給額は、今も申し上げたように国の定める範囲以内、あるいは実費の場合であれば限度額以内の実費ということでありますので、保護者はかなり新入学に際しても、日常に際しても、子どもの就学ということ

坂本議員

に関しては軽減に役立っているというふうに思っております。

新入学前に支給されることになりまして、それを受けた保護者の方から非常に、特に中学生の制服が高額なので、それを買う場合とか、すごく助かっているということを伺っておりますので、お伝えします。この制度は、困難な家庭により教育格差が近年、世代を超えて固定化すると言われております中、住民にとっては大事な政策でもあります。私たち議員も教育費の無償化ということを国に求めつつ、町は子どもたち一人一人に細かに対応していただきたいと思います。

次に1－3に入りたいと思います。行政報告書の2611の項目を過去10年ほど調べてみました。ここでいう要保護、要支援とは、経済的支援ではなく、メンタルな部分での支援となっております。要保護生徒は、平成20年以前は1桁でしたけれども、平成21年から平成28年までの間に10人～15人ほど増えてきております。また、要支援児童は平成23年から増え30人ほどおり、多いときは平成27年の82人という数値となっております。昨年は両方とも少し減っておりますが、それに係る内容についてであります。不登校、学校生活に関する内容が増えてきております。また、育児に関する相談も増えています。虐待については平成22年～平成26年が10件ほどの相談がありましたが、ここ数年は落ち着いている内容でした。では、質問いたします。この不登校、学校生活の相談内容はどんなものなのでしょうか、また子どもからの相談もあるのでしょうか、その相談に対しての対応はできているのかをお尋ねいたします。

教 育 長

今お話にありましたとおり、学校あるいは町教育相談員への相談で一番多いのは、やはり登校しぶりであったり不登校についての問題で、保護者の方や祖父母からの相談も多くあります。不登校の要因は、一般的には集団生活に何らかの不適用を起こしているということですが、まず未然防止、不登校になる、不登校と言われる前にということで、学校のアンケート、あるいはそれに伴う学校満足度調査というQ－Uと呼ばれる検査がありますけれども、こういったことから児童生徒の状況や友達とのかかわりを読み解いて、生徒に指導をしているということです。続いて初期の対応ですけれども、連続欠席する児童生徒に家庭訪問したり、放課後の登校を勧めてみたり、あるいは中学校には相談室がありますが、相談室登校したり、あるいは中間教室がありますので中間教室のほうに登校するようなことを提案して、その子に応じて支援をしたり、ケース会議をしているということです。もちろん長期化している児童生徒もおりますけれども、ここは、教頭、特別支援コーディネーター、校内の相談員、中間教室の相談員、養護教諭、これらをメンバーとする校内支援委員会を開催しながら、中心にかかわる人は誰になるのかとか、その子の居場所、あるいは学校に来たときにどこにいるのがその子にとっていいのかというようなことを相談しながら進めております。町の体制では、家庭相談員、あるいは保健師の皆さんにも連携していただいて、保護者との関係づくり、家庭状況の把握などを行いながら、卒業後も支援を必要とするケースへは対応を行っております。町内の情報共有の連携の場としましては、学校と教育委員会で学校児童生徒支援関係者会議を開催し、兄弟関係や、あるいは以前の様子、その児童生徒の家庭への支援の方向性などを町全体で共有を進めているということを行っております。そのほか、

保護者の了解を得られれば医療機関の医師との懇談をしながら、状況の把握、あるいは支援のアドバイスを受けたり、あるいは県のスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーと連携しながら、該当する児童生徒や保護者との面談を行っていただくなど、改善に向けた取り組みを行っております。子どもからの相談ということでもありますけれども、友達や先生との関係、あるいは進路の悩みが多いということです。七久保小学校では、自分から相談できない児童のために学期ごとに相談週間を設けて全児童と面談して、聞き取った困り事には迅速に対応しておりますし、飯島小学校では、週に1回、専科ミーティングということで、担任の先生以外の先生が子どもたちを見た、その状況などを情報交換するということを行っております。こういったいろんなことを行いながら、子どもたちがよい学校生活を送れるように、あるいは保護者とも信頼関係を築きながら、関係機関とも連携して対応をしているというところであります。

坂本議員 今言われた中で長期化している、不登校が長期化している方もいるということですが、長期化している人数はどれほどなんですか。

教育長 長期化という、ちょっと定義がなかなか難しいんですが、いわゆる小中学校で不登校というのは年間の欠席日数が30日を超える子どもたちは不登校と、それを含めて、それ以上になるお子さん方は総じて長期欠席という言い方をしております。現在、不登校ということでありまして、ちょっと学校別の人数は、いろんな支障があってははいけませんので、全体としては12～13人、小中学校合わせて12～13人のお子さんがいわゆる不登校の状態にあるかというふうに思っております。この不登校の割合につきましては、長野県は全国では不登校の率が高いと言われていますが、長野県のほぼ平均的な数字になっておって、より改善するのが課題だというふうに思っております。

坂本議員 この相談内容が増えたというところと照らし合わせると、ちょうどゆとり教育から脱ゆとり教育となって授業内容が変わってきたような時期なんですけれども、というふうには私は客観的に見たんですが、そこら辺の授業内容が変わったことによる子どもたちにとっての影響とか、そういう観点では見たことはございませんか。

教育長 確かに学校の授業内容のボリュームが増えているということは事実でありますし、中学生で不登校の要因として考えられる中には、やっぱりなかなか学習についていけないとか、2年生3年生になって進路選択が目前になってきたときに非常に困ってしまって、本人がどうしていいかわからないような状態になって、なかなか学校に来られなくなるということがあります。小学生の場合は、授業内容のボリュームというよりは、友達との関係だったり、先生とのかかわりだったりして、学校へなかなか来づらいということ、あるいは、最近は家庭的な要因もあって、なかなか保護者の方がなかなか安定しないもんだから子どもが学校にしっかり来られないということもあります。ですので、ゆとりから脱出したということに関していえば、中学生の進路に向けた不安というのは若干感じられますが、数字として何か把握しているということではございません。

坂本議員 1～4に行きます。保護者の所得格差や親が共稼ぎなので多忙であり、子どもとしっかり向き合う時間がとれず、子どもの心が安定せず、いじめや不登校など、影響与えている事例はあるのでしょうか。また、親の余裕のなさで子どもへの虐待、パワハラなど

教 育 長	の事案はあるのでしょうか。
教 育 長	親の多忙化によって親と子どもの関係は、先ほどありましたが、要保護児童対策地域協議会に上がってくる内容としては、親が精神的に不安定であったり、忙しさの中なかなか子どもと十分に向き合えずに、どうしてもネグレクトになったり、虐待になってしまうというようなケースは、その中にはございます。ですが、子どもたちの中でのかわりとして、親の状況が子どもたちに反映して子どもたち同士の関係で何か問題が起きるかとか、それが理由でいじめにつながるかということは、学校にも確認しましたが、それは把握しておりません。
坂本議員	それを聞いて少し安心しましたが、ここは農業地というか、田舎っていうかなので、そういう事例は少ないと思ってこういう質問したんですが、少ないとは思っていますが、都会の中では、もう少し複雑な人間関係で、やはり親の影響というか、そういう状況が子どもたちのいじめになるような状況もあるということは聞いております。 次の2に行きます。教師への対応についてということでお尋ねしていきたいと思います。 2－1ということで、小学生から英語教育をと国は学習内容を広げてきております。現場の先生たちは、その時間をつくるが大変だと聞いております。県教育委員会によると、平成30年、公立小360校のうち169校が先行実施し、うち56校、約33%がモジュール学習という10～15分の短い学習をしたり、水曜日の授業時間数を5時間から6時間に増やした学校が67校、40%あります。ほかに児童会やクラブ活動の時間を減らした学校もあると聞いております。当町の状況はどうなっているのでしょうか。また、今後の進め方をお聞きしたいと思います。
教 育 長	小学校の英語教育につきましては、平成32年から新教育課程の移行に伴いまして、5・6年生は教科としての外国語を週に2時間、3・4年生は外国語活動ということで週に1時間を学習することになります。今年度と来年度は、その移行期間ということで先行されているところもありますし、移行的な措置を行っているところもあります。現状は、県で10数人の先生方が文科省の中央研修に行ってきて、それを先生方に、それぞれの学校の先生方の代表の方に伝達をして、その先生が学校へ来て、さらに先生方に伝える、そのほかに各学校で研修会を行ったり、あるいはそれぞれの先生が教材研究を行いながら、進めているというのが現状です。形態としましては、現在、両方の小学校では、今おっしゃったモジュール、15分という途中の時間があるんですが、その時間を活用することなんです、モジュールの時間は英語活動には充てられないものから、モジュールの時間に英語以外の教科を充てると、15分ですと3回行えば1時間分ということですので、例えば国語をモジュールで3回やれば、それで国語を1時間生み出すということで、あいた1時間の国語の時間に英語をやるという形で行っております。こういったモジュールを使った形の工夫で、うまくこの時間をこなせるようであれば、授業日数を後ろに延ばすということはできませんが、現在、移行期間中で、今年と来年、生徒に迷惑がかからないようにそれぞれの学校で検討していただいて、できるということであればそういうことですし、そうでなければ今お話しにあったように水曜日にも1時

間延ばすとか、あるいは、学校によっては水曜日延ばすけれど掃除の時間を縮めて帰る時間が遅くならないようにするというような工夫をするというところもありますので、そういった情報をそれぞれの学校で考えていただいたり、教育委員会と一緒に考えてることによって進めていきたいというふうに思っております。なお、現在は5・6年生、教科化の準備のための移行期間にあるわけですが、5・6年生については、中学校のALTが七久保小学校、飯島小学校に行って、特に発音とか表現の部分については担任の先生と一緒に授業行っていますし、3・4年生の外国語活動につきましては、町内で英語の堪能な方に外国語支援員として来ていただいて、やはり担任の先生と一緒に教室に行っていて3・4年生の外国語活動に携わっていただいております。こういった方法は、半年少したつわけですが、学校長からお聞きすると、非常に仕組みとしては非常にうまくいっていて、先生方もやりやすい状況だと。ただ、先生方が支援員の方と打ち合わせる時間がなかなかつくれない、ずっと授業やっているものですから、そういったところでうまく時間を確保できればありがたいというようなことですので、支援員の時間増を念頭にして、先生方とうまく打ち合わせができるようなことが進めばいいのではないかとこのように考えておりますし、これで、来年もう1年移行期間がありますので、やってみて、それがいいということであれば、この方法を継続して新指導要領にも対応していきたいというふうに考えております。

坂本議員

今お聞きして、もう5・6年生に対する導入は、過去の事例だと、もう以前からやっていると聞いているんですけども、その中で、中学に上がったからの感想はどういう、その子どもたちがどういうふうな状況なのかということと、それから、こういう英語というのが始まってきて、今は先生の状況から聞いたわけですが、子どもたちの反応はどうなんでしょうか、そこら辺は。

教 育 長

小学校5・6年生、今までは外国語活動ということで、英語でお話をしたり会話をしたりってということで、親しみを持つというところに中心を置いてきましたので、中学校の英語の教科書がその分、小学校で、5・6年生でやっているから難しくなったというわけではないので、子どもたちにとっては、今までは中学校に行くときに移行が、今まで、それまでよりはなじみやすくなっていることは確かだと思いますが、特にそのことで感想というか、どの子にとっても初めての英語ですので、外国語活動したから、しなかったからっていう差が、ちょっとなかなかお子さんはつかみにくいと思いますので、我々から見ると移行はできるだけスムーズに、5・6年生でやった分はスムーズになったのかなあという気がします。ただ、今度は教科として5・6年生の英語は評価も受けるわけですので、新指導要領になると中学校の教科書もその分を見越した教科書になっていくので、少し難しくなっていくということはあると思います。早く始めて移行がスムーズにいく、そういうお子さんもいらっしゃると思いますし、逆に苦手意識を強く持ってしまうというお子さんもいるかもしれませんので、そういったところは丁寧に、中学校に入っても英語教育が行えるように、そういったことは一緒に考えていきたいというふうに思っております。

坂本議員

具体的な細かい内容をお尋ねしました。

次の2-2でございます。県は夏休みを延ばす方向と発表がありました。昨日の同僚議員の質問への答えで、議論の方向性とか、そういうことはわかりました。それで、一つ提案です。これはかなり、5・6年生に英語活動ということが入ってくる以前にも前任の教育長とも話をしたことがあったんですけども、週休2日制になって現在26年ほどたちますけれども、土曜日の半日を授業として行い、平日の授業の、今いろんな形で時間を増やすとか、モジュール授業とかいうふうな形をやっていたのをやめて、もう少しゆとりを持った、平日にゆとりを持った授業をするというような考えもあると思いますけれども、そういう考えはどうでしょうか。ただし、これは働き方改革とちょっと逆行するような形になるので難しいかもしれませんが、それについてお尋ねしたいと思います。

教 育 長

県の方針については昨日申し上げたとおりで、延ばす方向で市町村教委や各学校に検討を依頼するという、そういった形になっております。その対応として、今土曜日授業はいかがかということです。私も教員になりたてのころは土曜日午前中授業という生活でしたので、それが普通でしたが、現在は大分状況が変わっております。ただ、土曜日授業ができますと、利点は、土曜日ということもありまして保護者や地域の方に加わっていただくような授業ができたり、おっしゃるとおり平日の授業に少しゆとりができるかなあというふうに考えられます。一方で、先ほどありましたように2002年に学校5日制がスタートした時点では、学校ももちろんですが、地域でも土曜日の時間を子どもたちがどう有効に過ごすかということに対してはかなり真剣に考えていただいて、当町でもスポーツ団体の皆さんが特に力を入れていただいて、土曜日の活動をしっかりできるような体制が取り入れられております。現在でも土曜に行われるものとすれば、例えば運動会とか土曜参観、卒業式、七久保小では桜ウオーク、あるいは、飯島小では学級の親子レク、6年生の交流会、あるいは南部の音楽会、中学生では中体連の各種大会、コンクールというようなのを土曜日に設定して行っております。先生方も、子どもたちに限らず、土曜日に研修会とか、自分が属している研究会の大会とか、そういったものを土曜日を中心に行っております。このような状況ですので、今土曜日を入れ込んでいくというのは大変難しいと思っております。2014年から土曜日授業は文科省で解禁をされております。最近の調査については、まだちょっと把握しておりませんが、解禁された当初は学期に1回程度を土曜日を使うという学校が全国的には多かったようです。その後、都会の中高一貫校あたりでは土曜日授業を、ある面、売りにしているというか、学力向上の一つの手立てとして使っているということは聞いておりますが、県内の公立高校で土曜日を定期的に、それが例えば1週おきであったとしても、やっているという状況はまだ聞いておりません。これは、子どもたちは土曜日授業ですが、先生方は、その半日の勤務をどこかで振りかえなきゃいけないということがありますので、今の働き方改革からすると難しいですし、文科省は最近、変形労働時間制の話もしておりますので、そういったことと合わせるのと同時に、そういう今仕組みができていますので、社会全体で土曜日をどうするかという議論が進まない、なかなか学校だけ先行するというのは難しいかなあというふうに思っております。たまたま私、退職直前に土曜日を

1 週おきにする学校にいたんですけれども、小さなお子さんをお持ちの先生方は、なかなか土曜日の授業には出られないということもあったり、運動部なんかは大会があって引率の先生や子どもたちがしょっちゅう欠けてしまうというので、土曜日授業をコンスタントにやっていくのは大変難しいなあという印象を持ちました。以上です。

坂本議員

提案しましたが、なかなか難しいという状況をお聞きました。教育をいろいろな角度で調べる中でわかってきたことは、OECDの調査では、日本の中学校の先生たちの仕事時間の内容ですが、授業は週 17.7 時間と世界の中で 26 位とかなり少ないほうであるにもかかわらず、仕事時間全体では 53.9 時間ということで世界一長かったことがわかりました。特に学校運営、一般事務、課外活動、指導で諸外国の平均を大きく上回っております。もう一つは、学校での事務スタッフも少ないということがわかりまして、これもイギリス、アメリカよりも少ないとされております。文科省の 2015 年の教師へのアンケートの中で負担に感じるっていう項目のトップが国や教育委員会からの調査対応でした。その 2 番目としては、研修会や事前レポートや報告書の作成が 2 位に挙がっております。このことは、先ほど OECD の結果を言いましたけれども、そのように先生たちの働き方という時間の多くを子どもと向かい合う時間ではなく事務的な時間にとられているということがわかるわけなんですけれども、そういう点では、教育長も日ごろ見ていてそのように感じられるんでしょうか。

教 育 長

感じます。私も自分の授業研究、あるいは授業の準備のために、たとえそれがいわゆる長時間勤務になっても、それは教員としては余り苦にならないっていうんですかね、自分の授業を向上させるためのことは、それはもう本当に時間は気にせずにとできると思います。今おっしゃったように、日本の教員っていうのはオールラウンドっていうか、全部をやるということで、事務統計の部分があったり、あるいは子どもとの面接があったりクラブ指導があったりします。OECD、いわゆる先進国の中では、例えば担任の先生はカウンセラーの先生で、授業は、もう授業専門で、授業数が多くなっても、もうそれは専門、授業だけやるというような、何ていうんですかね、役割分担がはっきりしていたり、ワークシェアリングをうまく使っていたりということもあるようです。ということで、今の先生方の負担感の大きいのは、やはり、あれもやらないきゃ、これもやらないきゃっていうことがあって、なかなか授業研究に集中できないということは、確かにおっしゃるとおりだというふうに思います。

坂本議員

次に 3 の「教育の長期的ビジョンを問う」ということでお尋ねしたいと思います。

3-1 であります。詰め込み教育からゆとり教育、そして脱ゆとり教育となりました。この 10 年を振り返ってみて、教育長としてこの教育の状況をどういうふうに思われますか。

教 育 長

貴重なお時間の中に私の思いをお話しさせていただける機会をいただきましてありがとうございます。この 10 年ということですが、キーワードを、私 2 つほどいつも思っておるんですが、一つは多様性、多様性の拡張と、これは平等性ということにも通じると思っております。例えば発達障害をお持ちのお子さんで非常に課題がある児童生徒への対応ということにつきましては、この 10 年で小さいころからの支援がずっと進んで

きて、学校でもユニバーサルデザイン、誰にもわかる授業とか、教室の配置やなんかもどの子にとってもわかりやすいということで進んできているように思います。こういった動きは、平成 25 年の障害者差別解消法で一層皆さんに知れ渡って、現在も進められているというふうに思っております。また、先ほどもお話にありましたが、不登校、これ、なかなか長野県、平成 20 年に全国 1 位、ワースト 1 位になってしまったということで、大変力を入れて不登校の解消に取り組んでおるんですけれども、これも子どもたちの心に係る問題ですので、なかなか皆さん一樣な方法で不登校を解消するということは非常に難しい状況でありますけれども、ただ、そうなった場合の子どもたちの居場所、例えば相談室を設置したり、相談員の先生を配置したり、あるいは中間教室という学校とはちょっと離れた場所、こういった場所を提供するようになって、本人が望めば、かなり居場所づくりは進んできたなというふうに思いますし、その不登校であることが非常に本人にとって引け目に感じるという言い方は変ですけど、そうじゃないよっていうことも、先生方も子どもたちも周りの方々も意識は進んできたのではないかなあというふうに思っております。もう一つは卓越性、あるいはグローバルズの進展と言ってもいいかもしれません。これは、ICT 教育進んでいきますし、AI が発達してきました、21 世紀に子どもたちがこの後どう生きていくかっていうことが、今までの世の中の価値観とは違った方向性を持っているのではないかということは、もう前々から言われてきたわけですが、おっしゃるとおり、今日本の教育が大きく頼っているのは OECD の整理された子どもたちの学力の評価、一つが PISA と言われる、全国学調と言われている全国学力調査の導入だと思えます。これは、何か点数を競うようなマイナスの面もありますけれど、それぞれの分野で、どこを得意として、どこが苦手で、自分たちの先生方にとっては、どこの教え方を改善すればいいかということは一つ大きな手がかかりになっておりますし、今の子どもたちは、授業参観へ行っていただくとわかりますが、グループ学習が上手であったり、自分の意見を表現するということに非常に長けておりますので、人前で自分の意見を割と言えりような状況になってきたというのは、その大きなグローバルズの進展であったり卓越性の進展であったのかもしれませんが。教育内容に、これは主に先生方にかかわることですけれども、一方では、この説明責任、アカウンタビリティっていわれるものや、あるいは法令順守、コンプライアンスといったものは学校の中にしっかり取り入れられてきてまして、体罰のこととか、スクールセクハラのこととか、そういったことに関しては、いろんな措置、あるいは相談機関ができてきたなあというふうに思っております。私としては、学校評価とか授業評価も今学校で行っておりますけれども、保護者からの意見も聞いたり、地域からの声も聞いたりしながら、広い範囲で教育について考えていくということが、そういった流れの一つとして進んできているんだろうというふうに思っています。子どもたちは、今までのように何を教えられたかと、何を習ったかっていうことから、何が身について何ができるようになったのかっていうこと、そういう力を高めるのがこれから求められていくのかなあという感じがしております。

坂本議員

今総体的な中での教育長のお話を聞きましたが、大きく 2 つのことを言われました。

それで、グローバリズムという中で、ITのコンピューター化とか、そういうこともあるんですけども、あとは外国語ということですね。どうして今回教育のことをやるという、質問するかということになったのは、11月16日の記事に長寿の長野県がなぜトップの座を奪われたのかという記事が載りまして、その中で9歳から14歳までの死亡率が長野県は高かったということで、自殺という点では全国平均の1.5倍あったという記事が載りまして、それを読んで私はとてもショックを受けました。それで、今回ちょっと教育をいろいろな形で調べて一般質問に載せたわけですけども、教育現場というのは経済界から要請があった中でキャリア教育、外国語授業ということを取り入れて進んできておりますが、その低年齢化がどんどん進んできて、子どもたちも先生たちも、それで授業を割いていかなければいけない、授業時間が必要だということになってきて、詰め込みというわけではないと思うんですけども、以前よりそういう点が大変なのではないかと思っている部分がキャリア教育、だから外国語教育と言われております。実際、外国留学する生徒っていうのは全体の1%です。これは2015年のOECDの調べによります。OECDの平均は2%ということで、日本はちょっと海外に行く子どもたちが少ないわけですね。オランダでさえ英語を授業に取り入れるのに10年かけて慎重に行ってきた経過があります。私自身もドイツに2年、仕事で住んでおりましたけれど、それは必要に迫られてそこに、言葉をしゃべれなければ日常が暮らせないのでドイツ語も英語も何とかしゃべるような形になりましたけれども、日本に帰ってきたら使う機会が少ないので、もうすっかり忘れてしまっております。だから、外国語を小学生からやるという中で、そのためにゆとりという時間をとられてしまって、教育という本質から外れていくということになっているのではないかと懸念しております。今後、外国人の労働者を日本に、今政策としてそう進んできておりますが、そうなれば、いや応なく英語でも中国語でも、私たちは生活に必要となったらしゃべっていくような形になると思うわけです。そういう中で、次の質問に行きたいと思います。

3-2であります。昨日の同僚議員の質問の中で2025年に小学校が1クラスとなると話が出てきておりました。私は、それならば、もっと丁寧な教育をすればいいと思うわけです。教育長は飯島らしい教育を、これは教育委員会との懇談の中で飯島らしい教育という話が出てきたわけですが、飯島らしい教育を、私は、もう人口が減ってくるとしたら、飯島ではこんなのをやっているという形でおもしろい授業ということを考えていったらどうかと思うわけです。これは、親御さんとともに、町のそういう興味のある人たちでみんなで考えていくということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長

飯島らしい教育ということでありますけれども、現在もしお答えとするとすれば、コミュニティ・スクール活動を行いながら地域の方々と学校が思いを同じにしているような教育にかかわっていただいているというふうに考えております。もちろんその中には、育成会等の活動も非常に飯島は活発ですので、そういった地域と学校のつながりを大事にした教育が今であれば「らしさ」というふうなお答えができるかというふうに思っております。ですから、人と人とのつながりについては、飯島の子どもたちというのはかなり、何でしょうかね、コミュニケーション力がついているかなあという気がします。

「らしさ」をどういった面で発揮するかということなのですが、教育内容そのものにつきましては、今お話にあったように脱ゆとりということで学習指導要領に何を何時間、どういうことを、どういうことを、どういうことをっていうのが、もうぎっちり決まっておりますので、これにさらに、「らしさ」のために例えば飯島学なんていうようなのをつけ加えるとすれば、これはもう、先ほどの授業の時間じゃないですけど、全く別につくらなければいけないので、なかなか難しいということです。ただ、授業の中には飯島の伝統とか産業とか歴史を取り入れて、例えば小学生が陣屋とか陣嶺館に来て、その教科に合わせたかかわりというのはしっかり学んでいただいておりますが、一般的に、この内容の部分で「らしさ」をつけ加えるというのは、ちょっと物理的にも先生方の負担を考えてもなかなか難しいかなあというふうに思っております。最近よく言われておりますのは、教育手法に関して、例えば上伊那の中でもＩＣＴをもう先進的に導入して、専門のスタッフもつけて、授業でタブレットやコンピューターをどんどん使っていけるというようなことに取り組んでいる市町村も複数あります。一方では、総合学習はもうキャリア教育に特化して、飯島の場合は特化しないのが特徴で、それぞれの子どもたちや先生方でいろんなことをやっているというのが特徴なんです。自治体の中の全部がもうキャリア教育っていうふうに決めて、全てキャリア教育の中で行っていった専門スタッフも複数つけてやっていく、これも大きな特徴だというふうに思います。そういった面で、飯島でもＩＣＴとか、そういうのを進めておりますが、実は、これは教育委員会と学校との連携の中でどういったところがいいかということを探りながら、かなり財政的な支出も必要ですので、町当局と教育委員会の中で話を進めているということが実態であります。今の御指摘につきましては、飯島小学校が１クラスに、それはいづれなるかもしれませんけれども、現に七久保小学校は１クラスですばらしい教育実践を行っていただいているので、飯島小学校が１クラスになることそのものは、私はさほど心配しておりませんが、さらに進んだ場合に、例えば複式学級になるというようなことが見えてくれば、それは教育環境に大きな変化を与えることになります。さて、そのときどうするかというのは、保護者のみならず、多くの町民の皆さんと懇談をしながら、そうは言っても時間的な限りがありますので、何年かの間に将来像、飯島の小中学校の将来像を皆さんで議論していただく、そういうときが果たして来るか来ないのか、来ると思えばいつなのかということですが、我々としては人口動態等を把握しながら、そのための基礎づくりというんですかね、そういったことは進めていかなければいけないというふうに思っております。

坂本議員

今の教育長のお話の中で、ＩＣＴを専門的に使ってどんどん使うとか、総合学習の中のキャリア教育に特化したという話が出てきたんですけども、私としては、もう少し、この農業地であるという、何ていうか、そういう特徴的なところに注目していただいた飯島らしい教育というふうな形がいいのかなあというふうに感じておりますが、小中学生っていうのは、大人になる前の土台をつくる大きな大切な時期だと思っております。それを私は形に例えれば円と思っております。どんな方向にも行ける円、そして精神的ゆとりがあります、ここには。この円を年齢とともに個性と経験を積み重ね、立体の球

になる、そんなふうに私は教育を考えております。球なので……

議長
坂本議員

質問時間が終了したので、やめてください。

はい。じゃあ、そういうわけで終わりにいたします。

議長
6番
浜田議員

6番 浜田稔議員。

それでは通告順に質問を行います。第1番目の質問は「特定目的基金増加の理由を質す」という内容であります。過去3年間、飯島町の決算書を見ますと、積立基金、とりわけ、その中のその他特定目的基金の増加が著しいというふうに私は思っております。さらに細目を申し上げますと、特に公共施設等整備基金と高度情報化基金でありますけれども、その積み立ての目的と、それから当然一定の目的に沿っての積み立てだというふうに思いますので、その目標額、あるいは、それをいつ執行するのか、こんなことをお伺いしたいというのが1－1の質問であります。多少背景の説明が必要だというふうに思いますので、グラフでもって説明いたします。(説明資料掲示) お手元の資料とほぼ同じものですが、過去10年間の一般会計じゃなくて積立金の推移をグラフにしてみました。このグラフを見ますと、かなりはっきりした特徴がございます。平成20年から23年までの間は基金の増加が続きました。この理由は非常にはっきりしてしまっていて、その前の年のリーマンショックで飯島町は財調を取り崩さざるを得なかったということ、それからの回復に全力を挙げたという背景があったというふうに理解しております。そういった努力が実ってというのが一つと、それからもう一つ、それまでは行財政改革で財調の目標額を7億円としていたんですけれども、それを超えるに至って、改めて目標を見直して10億円にしたと、この是非についてはともかくとして、そういう方針変更があったので財調を10億円まで積み立てるということで積み立てが進んだと、こういう経過が平成20年から23年ぐらいまで続いて、その結果、基金の総額が約18億円、財調を含め、さまざまな基金の総額が18億円に達しました。ここまで達したところで、それから4年間、平成26年までの4年間でほぼ18億円のまま推移してきたと、要するに安定飛行に入ったというふうに私は考えていたわけです。ところが、平成27年から再び基金の全体の総額が増加し始めました。ことしの9月の先ごろの決算では約22億円弱と、平成27年に比べますと3年間で約3億6,000万円の基金の増加が行われているということが明らかになったわけです。この内訳でありますけれども、このグラフでいいますとグリーンのところなんです、その他の積み立て、特定目的積立金と、ここだけが特異的に伸びている。残念ながら、これ普通の行政報告書なんかではその他という中身がほとんど説明されていなくて、決算書の後ろのほうについている積立金の詳細を見ない限り、一体何が積み立てられたのかわかんないというぐらい町民にはわかりにくい形での積み立てが行われていると、これが状況です。とりわけ、この中の公共施設等整備基金が急増してしまっていて、約4億円に達しています。これは、財調が10億円だとしますと、実は積立金の中で2番目に位置する大きな積立金なんですけれども、一体これは何なのかということが私にとっては大変気になるわけでありまして。一方、今回の、昨日の議会

もそうでしたけれども、町民の中での多くの行政需要があるわけです。地域の高齢化、あるいは買い物難民対策、それから地域の除雪や除草なんかも行ってほしい、給食センターの改築はなぜおくれたのか、学校や公共施設の修理はどうなっているのか、こういう住民の多くの行政需要があるにもかかわらず、これだけ多くの積立金をやる積極的な理由は一体どこにあるか、これが私は非常に理解できないということであります。ですので、1-1の最初の質問、こうした多くの行政需要がある事業実施を先送りして基金に積み立てた理由は一体何なのか、あるいは、その目標、金額、それから実施時期は一体何なのか、これについて町長の説明を求めるものであります。

町長

浜田議員の質問にお答えいたします。町では、飯島町基金条例に基づき、一般会計では財政調整基金を初めとする11の基金において積み立て及び運用を行っております。各基金には、前年度の決算状況を踏まえ、関係事業の今後の特定財源としての必要額を見越す中で、地方財政法第7条及び地方自治法第233条の2の規定に基づき、例年9月の補正予算もしくは前年度末の専決補正において積み立てを行っております。2つの特定目的基金における目標額と執行時期につきましては、質問いただきましたが、細部につきまして担当課長より説明を申し上げます。

企画政策課長

それでは、私のほうから基金の具体的な目標額、また執行時期等につきまして答弁をさせていただきます。まず初めに、質問にありました公共施設等整備基金の関係でございます。この基金は公共施設の整備に要する資金を積み立てることを目的としております。まず、この積み立て目標額としては最低10億円以上と試算しております。公共施設等総合管理計画策定時における総務省のソフトによる試算、また公共施設の修繕計画、10年計画がありますが、これらを踏まえての金額となっております。今後の執行の計画であります、大きなものとしましては平成33年度に予定しております給食センターの整備があります。そのほか公共施設の長寿命化対策等に活用をしていくことを考えております。現在4億6,000万円ほどの積み立てとなっておりますが、引き続き積み立てを行う必要があるというふうに考えております。続きまして高度情報化基金の関係についてお話をさせていただきます。高度情報化社会への対応に必要な施設の整備事業のための資金を積み立てておりますが、まず目標額としましては最低1億2,000万円以上と見込んでおります。この基金については町分とエコーシティー分がございます。町分としては5,000万円、エコーシティー・駒ヶ岳分としては7,000万円分を試算しております。今後の執行予定でございますけれども、町関係分としては、直近では平成32年度にシンクライアントイントラネット、いわゆる役場の情報システム機器にかかわるものでございますが、これの更新の一部に充てていきたいというふうに考えております。また、エコーシティー・駒ヶ岳の関係でございますが、平成36年度以降に計画されている施設整備更新の行政負担にそれぞれ活用を見込んでおるところでございます。

浜田議員

今説明をいただきました。それぞれ具体的な目標があったってということのようでありましてけれども、それぞれの積み立てがどういう形で進んだのかということ、さっきの棒グラフでは非常にわかりにくいものですから、個別に分解してグラフにしてみました。

(資料掲示) お手元の資料にもあると思いますけれども、このグラフを見ますと、財政調整基金は、目標額に達してから、そのままほとんど正直に 10 億円のまま推移しているんです。減債基金は、その時々需要に応じて増えたり減ったりと。公共施設等整備基金については一方的な増加が続いている。それから、高度情報化基金についても増加率が徐々に増えている。それから、地域福祉基金については、その時々事情において増えたり減ったりしている。それから、もう一つふるさと基金っていうのがございます。もう少し長い名前だったと思いますけど。これについては増加率が増えているという、こういう流れだったわけでありまして。これだけでは累積値しかわかりませんので、基金としてどんなふうに使われてきたのかということをもう一つのグラフにしてみました。

(資料掲示) これについては裏面をごらんいただきたいと思います。ふるさと基金を一番最初につけてございますけれども、これは御存じのようにふるさと納税を積んで使うということで、非常に典型的な真面目な使い方と、ふるさと納税のよしあしについてはいろんな意見があるんですけれども、とにかく、使い方としては前年度に積んで翌年度にはほぼ同額を使うというやり方が繰り返されてきているという増加なので、これについては非常に理にかなったやり方だろうというふうに思っています。それから減債基金、減債基金についても、確かこれは幾つか理由があったというふうに記憶しているんですけれども、同じように繰上償還を行って、その次の決算で余裕が出れば積み上げてということで、町の長期的な債務負担を軽減していくというやり方で、やはり基金らしい使われ方をしてきたというふうに見ています。それから地域福祉基金、これは確か平成 26 年に開業医支援ということで恐らく千数百万円取り崩しました。それから、昨年度は確か駐車場の整備ではなかったかと思いますが、やはり時々需要に応じて増減といたしますか、基金運用を行ってきたと、ここまでは私も理解はできます。ただ、高度情報化基金については、今説明を伺ったわけです。この高度情報化基金については 1 度だけ取り崩しが行われて、これは確か平成 26 年、光化のための事業執行のために取り崩したと思いますけれども、その額をずっと毎年 500 万円積むのかなと思っていたら、昨年からかなり巨額の積み立てが行われてきたということです。公共施設等の整備基金については、ひたすら貯金を続けるのみということでもあります。先ほど長期的な計画があるから積んだんだと、それから 10 億円だという話がありましたけれども、確か、ちょっといつの会議だったか忘れましたけれども、企画政策課長の答弁の中では目標はないという答弁があったように記憶をしているんですけれども、そうではなかったのかということの確認と、それから 10 億円が必要であるという説明、あるいはシンクライアントシステムなりの見込みについての説明、これは一体これまで議会に対して行われてきたのか、どうだったのか、これについてお尋ねしたいと思います。

企画政策課長

ただいま幾つかの御質問をいただきましたが、議会に対しての基金の説明の中で一部そういった不明な点もあったということはありませんでしたが、それぞれの基金を精査、また将来を見通す中で、先日の 9 月の議会でもお話をしてきたところであったと思います。その目標額等については今申し上げたとおりであります。ただ、議員、今幾つか指摘をされている中で、ちょっとこちらからの御説明をさせていただきたいと思うんですが、

高度情報化基金の関係の26年、これを460万円ほど取り崩しているのは町の関係のシンククライアントの関係でございまして、この図には出ていないんですが、25年度に9,000万円ほど取り崩しております。これがエコーの関係の光に対応した関係の事業に対して取り崩しを行っているという現実がございまして。それと、公共施設等の整備基金の関係でありますけれど、公共施設等整備計画の中では、今後を見通す中で5億円とか6億円というような金額も出てくるわけなんですけど、これについても当面する施設等について各課の確認を行った中で数字を出してきております。それと、この公共施設整備基金、当然そういった目標に対して上がってくるところなんですけれども、では、公共施設を今まで建設してこなかったのかといえ、そういうことではございません。例えば、今後の子育て支援につきまして子育て支援センター、これは平成28年度になりますけれど、2億円ほどの事業費をかけ、また避難所ともなっております文化館の大規模改修、これは1億6,000万円ほどだったかと思います。また、それより以前は高齢者のためのやすらぎの施設等々、住民に必要な施設等についても建設を行っております。ただ、これは単純に基金を取り崩すということではなく、有利な補助金はないか、あるいは有利な起債はないかと、そういった工夫をする中で財政運営を行ってまいりました。以上であります。

浜田議員

高度情報化基金については、ちょっと私の調査ミスだったです。年度を間違えたのかなあというふうに思いますが、一方で、公共施設等の整備基金は取り崩しせずに事業を行ってきたという説明がありました。私は、そのほうがまともなやり方なんではないかなあというふうに思います。それから、先ほど町長から法令的な背景の説明もありましたけれども、飯島町の基金条例について書いてあることは極めて一般論であって、それが通用するのであれば、本当に絶えず貯金を幾ら執行部側がやってもおとがめなしというふうに読める程度の条例に過ぎないのではないかということをおのうから申し上げておきたいと思っております。例えば、高度情報化基金については「高度情報化社会の対応に必要な施設の整備事業に必要な資金を積み立てる。」「目的の事業を行うため必要があるとき。」という全くの日本語表現に過ぎないわけです。それでいて、これまで歳入に対してせいぜい1億円か2億円の繰り越ししか行っていなかった町の財政が、ここ3年間、毎年1.数億円の繰り越しが行われるというこれまでとは全然違う財政運営が行われてきた説明になっているのかということに、私は最大の疑問を感じるわけです。この基金運用に、私の考えでは多くの問題点があると考えています。1つは、今申し上げたように単年度主義からの逸脱です。本来、自治体の財政というのは、よほどの事情がない限り単年度主義、要するに、その年に入ったお金でその年の事業を執行するというのが基本原則だろうというふうに思っています。そうでなくて貯金を積み上げるのであれば、住民から必要以上の税金を取り立てているということになるということになるわけでありまして。それから、先に積むというやり方も、実は余りノーマルだと私は思っておりません。つまり、これまで、大体、町債を起こして、それを償還しながら、後年度負担によって後々利用する人たちが均等に負担していくというのが町財政の考え方ではないかと思っておりますけれども、これに対して、現役の世代、つまり、例えばこの3

年間の皆さんが、あらかじめその分の負担をして、その分、住民のさまざまな行政要求を後回しにしてそれを負担していくというやり方は、本当に町財政のやり方としてまともなのかということが2つ目ですね。それから、3つ目は、財政調整基金や減債基金なんかに比べて使途が非常に限定されているということで、町財政の運用の柔軟性がないという点でも問題だというふうに思います。しかも、一番まずいのは、これは大体、どちらかというと最終的な不用額の処理という形で行われるものですから、そもそも予算審議の対象にならないわけですね。決算のときに、結果としてこれだけ余ったからこの基金に積み立てますよという形をとっているということになるわけで、議会としての審議の対象に現実にはなっていないというのがこれまでの姿だったんじゃないかというふうに私は思っております。以上4点から見て、このような財政運営というのは本来の地方自治体が行うべき財政運営の仕方から大きく外れているのではないかと。とりわけこの3年間の金額の大きさ、これが運用の大きな変化を示しているのではないかと。これは指標の中にもっと大きな問題を残しています。つまり、財調と減債基金は、そのまま単年度実質収支に反映されるので、町の財政力の指標としては使えるわけですが、今の項目はそこから除外される項目ですから、財政の指標として見えてこない、そういう闇とは言いませんけれども、それに近いようなお金の使い方になっているんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、このような財政運営は非常に問題であるというふうに私は考えますけれども、極端に言えば、町長は、これを執行・査定して住民福祉先送りの予算編成を承認したんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町 長 これだけ基金があるということは、一つは、安心感はまず持つておると、そういった側面もあるかなあというふうに思っています。きのう今後の行政の運営の抱負を語らせていただきましたけれども、しっかりとお金を使う部分が多々あるかと思っております。そういった部分は、ここら辺をしっかりと有効に使うという部分では、頼もしい部分かなというふうに思っております。そういった部分で、これは先人からの貯蓄であるから、そういったものを有効に使わなきゃいけない、それも安心感になるというふうに思います。一方、飯島町全体で100億円の借金があるということがあります。一般会計で50億円、上下水道で50億円ということです。それと対比すると、まだまだいろいろのやりくりをしながら、借金を返しながら、お金を、これは年度末の積み立てになってくるわけなんですけれども、そういったものを当てにしながら事業を行うということ、やりくりはまだまだ続くんじゃないかなあ、決してゆとりがあって無駄にためているものではないというふうに認識しております。

浜田議員 町長が貯金がお好きだとは思いませんでしたけれども、もともと自治体はそうではないというふうに先ほど申し上げたわけですが、これは水かけ論になるので、これ以上は申し上げません。ただ、少なくとも、町長の時代に入ってから、これは町長の意思決定であるかどうかは知りませんが、これまでの財政運営から一変して、基金側に多くの金額が回るようになっている。これは、その当年度の執行を先送りにしている結果になっているんだということを改めて指摘しておきたいと思います。今の御答弁で

はありますけれども、借金がたくさんあるのであれば、これは減債基金に積むのが筋であって、ほかの基金に積むことは理由にはなっていないのではないかと私は思います。この点だけ指摘して、次の質問に移ります。

2つ目の質問は「技術革新の早い分野の設備導入の考え方を問う」ということであります。これ、ちょっと揚げ足とりみたいな中身だったんで、気になさる方もいらっしゃるかも知れませんが、2つほど例を挙げておきました。文化館の映像音響装置や町内の防犯灯など、その後の陳腐化を見ると、本当に適切な設備投資であったのか、あるいは規模が適切だったのかというふうな疑問が残る事例が幾つかあるわけです。これについて、本当に検証して、次にそういうことにならないようにすべきではないかというのが2つ目の質問の趣旨です。2つほど例に挙げてしまったんで、まず具体的な話だけしておきますと、LEDの防犯灯については、私が議員になったばかりのころに、当時は地域活性化・きめ細かな臨時交付金というのがあったんですね。国は目先を変えて、いつも何かタイトルを変えて、それが実行されると地方がよくなるようなテーマで補助金をくれるわけですが、これに乗る形で、町の多分1,000灯以上の防犯灯を全てLEDに変えるという動きがありました。私は、反対まではしなかったけれども、時期尚早ではないかという意見を申し上げました。その理由は2つあって、一つは、まだ始まったばかりの技術であって、実はJISの規格もなかったんですね、しかも始まったばかりで非常に高価だったので、当時の議事録も見ましたが、私そのときに価格は5分の1ぐらいに下がるはずだと、ですので急いで導入する必要はないんじゃないかということをこの場で申し上げた記憶がございます。ただ、執行部側、それから町民の一部の皆さんからは、飯島は伊那谷で一番最初に全町をLED化にして、何ですか、温暖化に積極的に取り組む町としてアピールするんだ、そんな意見があって、実際に実行される結果になったということです。私は随分大きな誤解が技術的にはあると思っていました。実は、LEDっていうのは白熱電球に比べると5分の1ぐらいの電力だっていうんですけれども、実は蛍光灯に比べてそれほど効果はないんですね。今でこそ2倍、半分ぐらいにはなりましたが、当時は蛍光灯の7掛けぐらいの電力消費でしたから、温暖化に対してそれほど言うほどの効果はなかったということです。長い話はやめて、結末だけ言いますと、実は町の中の蛍光灯の本数を正確に数えてなかったもんで、後で数え直すっていう作業が入ったために、実施が多分半年ぐらいおくれました。その結果何が起こったかという、確か千数百万円のはずだったものが600万円ぐらい浮いたんですかね。何で600万円浮いたかっていうと、半年の間にLEDの電球が大幅に値下がりしてしまったからです。2〜3年待っていればもっと安くなったんじゃないかなあ。要するに、実際の技術的な調査も十分になさらずに、いわば時の流れに乗ってやった投資じゃなかったのかというふうに私はつくづく思っているわけです。それから、文化館も、もう大分老朽化してしまったわけですが、どこの市町村に行っても立派なコンソールが並んでいます。ところが、今の文化館の小会議室、パソコンをつないでプロジェクターで見ようとする、実は、現在販売されているパソコンの7割は使えません。接続できない古いシステムになっているわけです。こういうことを繰り返すと、

結局、非常に大きな装置を導入したために除却するのも大変だということで、だましまし、世間より2〜3歩おくれたような技術を引きずらざるを得ない、こんなことに横並びで投資してしまっているのかということをつくづく私は感じているわけです。実は、例を挙げてしまうと山ほどあるわけですね。さっきシンクライアントシステムの話がありましたけれども、本当に誰がチェックしているのかという、していないんじゃないかと疑わしいのが広域連合の情報化システムだったり、要するに、その妥当性を本当に検証する仕組みがないんじゃないか。それから、町の事業じゃありませんけれども、どの学校にも望遠鏡があって、恐らく使いこなせる人はほとんどいないと思います。これは値段が安いからいいんですけれども。町に関していえば、防災集会室のテレビ会議システム、各机にモニターが並んで、とっても便利とは思えない。今ネットを見ても、あんなものを宣伝しているメーカーはどこにもないですね。流行で入っただけ、単なるお荷物になっているようなシステムが導入されちゃっている。それから、特養には会話型のロボットがいて、デモンストレーションもを見せていただいたんですが、率直に言っていまいちだと。これも、実は業界では、もう大失敗が証明されている仕組みで、ソフトバンクがPepperという人型ロボットを開発しまして、各企業がこぞって導入しました。売上高から推算すると大体年間1万台ぐらい、だから多分関連会社にもかなり押し込みで売ったんでしょう。それが2〜3年続いて、改めての注文がなくて、今どうなっているかという、この会社は300億円の赤字を出して、今危機的な状況になっています。ソフトバンクが親にいるから大した影響はないと思うんですけれども。要するに、まだまだ試されていない技術を、目先の動機だけで買い込んでしまって、単にお荷物になっている事例というのは、実は枚挙にいとまがないと思います。その一番のターゲットになっているのが、実は官公庁じゃないかというふうに思っているんです。私は、その逆の側にいたからよくわかっているんですけれども、大きな企業には官公需というふうな名前を付けた、いろんな名前があるんですけども、販売部門があります。それは、量販店ですとか個別の電気店とは違って、自治体や官公庁、私から見れば非常にわきの甘いお客さんのところに行って、目いっぱいシステムの売り込みを行うと、その結果、他市町村を見ても、よそも入れているから大体こんなもんだということで、ほかの価格競争の厳しい仕様に比べると格段の利益の出るマーケットだということで、非常に言葉は悪いですが、その餌食になっているケースが少なからずあるんじゃないかというのが私の心配です。補助金に至っては、特養施設なんかは抱き合わせでしたよね。これを入れることでほかの補助金ももらえるということで、自治体や組織は抵抗のしようがない、こんな仕組みになっているわけです。実は先ほどのLEDもそうだったと思います。きめ細かい交付金ということで、まだまだ市場がこなれていないところに高価なLEDメーカーの製品を積極的に自治体が買い入れたという、言ってみれば国民の財産の無駄遣いに近いことをやっちゃったんじゃないかなあというふうに思うわけがあります。私としては、過去のことをあれこれ言うつもりはなかったんですけども、今後、やはり失敗事例から学ぶことは必要だと思ったんで、記憶のあるうちに一回言っておかなければいけないと思ったので、今回の質問に上げたわけですが、本当の需要か

町 長

ら出発して、横並びや他の市町村を調査するのではなくて、本当の中身を調査して、思考停止で物を入れるのではなく、本当に身の丈に合った設備導入を、とりわけ技術革新の早い分野に対しては行う必要があるんじゃないかということを思うわけでありまして、そのあたりについての町長のお考えをお尋ねしたいというふうに思っております。

過去においていろいろの設備投資をした中で、それは町単独が実行したわけではなくて、議会の皆様方と相談しながら、調査しながら、予算額、あるいは商品の選別を行って投資を過去も行ってきただろうというふうに思っております。ですから、その部分については皆の総意であると、こういうことで、その時点においては間違いのない判断をしたんだろうと、私はそのように考えております。しかし、私たちも何台テレビを変えたでしょうかね、ブラウン管から今の薄型、壁かけの間まで。本当に、パソコンも幾つ買って捨てたでしょうか。携帯電話も幾つ買って捨てたでしょうか。やはり市場経済、自由経済というのは、基本的には無駄の多い経済社会なんだと思います。それが技術革新によって新たに新たに、そういった無駄遣いがありながら新たなものを生み出していくと、基本的にこういったことで技術の進歩が行われるんだろうと思います。特に日本のように技術進歩が速いと、いいと思ったものでもすぐに3年で陳腐化する、これは当然のことだろうと、これは宿命だろうというふうに思っております。そういったことを公共施設、市町村が、そういったものを早く取り入れるとか、そういったことについても、やはり、それは一つの経済の循環の中で、経済拡大の中で、そういった部分もあったんだろうなあと、国もそれを応援して、この技術開発を進めていくと、そういう政策のこともあったんだろうと今察しておるところでございます。そういった中で、仕方ない部分はあるんですけども、しかし我々は、今後、新しい投資を行うときには、いろいろな専門知識を持った中で、その都度最善のものを選ぶことは、議員のおっしゃるとおりだと思うわけでございます。

浜田議員

確かに、技術革新を正確に読み取ることは大変難しいと思います。もちろん我が家にも早目に買って失敗した製品は山ほどあります。ただ、一言だけ名誉のために言っておきますと、このLEDについては、私はかなり忠告をさせていただきました。その業界にいたもんですから、大体わかっておりましたし。実は調査をすればわかることというのはかなりあるはずなんですね。これは、ちょっとついでで申し上げたいんですけども、老舗の調査会社というのが幾つかあります。有名なところで矢野経済とか富士経済とかっていうのがあるんですけども、情報を売ってビジネスをやっているという会社で、もちろん取材も受けたこともありますし、結果についてはかなり信憑性が高いものです。こういうものを読んでいけば、新しい技術が大体いつごろ普及期に入って、価格やなにかはどの程度、それからマーケットのサイズがどんなふうに変化していくかというのは、かなり信憑性の高い情報を提供してくれるところでもあります。ですので、例えば500万円の製品を買うとした場合に、この雑誌っていうのはクライアントの数によって違います。お客が多いときには100人分で幾らとか、少ないときには共同で調査とか、いろんなケースがあるんですけども、大体平均で数十万円の情報を売っています。もし数十万円の情報を購入することで、数百万円、1,000万円の購入について、よ

り賢明な判断ができるのであれば、これは決して無駄な投資ではないというふうに思います。そういう意味で、行政はそういう習慣を余り持っていないのではないかなあというふうには、1つは感じたわけです。LEDなんかは、まさにその典型的例だったんじゃないかっていうふうに思っております。ということで、私としては、1つは、今申し上げたように、フィーリングやなにかではなくて、きちんとしたマーケットのトレンドっていうのを見ておかないと、大きな間違いを、これからはなおさら起こすのではないかとということを心配しています。ちょっと、きょう最後の資料につけておいたのが、これは技術進歩のスピードを示す何か小難しいグラフで、大変申しわけないんですけども、電子部品の業界では一番有名なムーアの法則というのがありまして、コンピューター、パソコンの中心になっているCPUという頭脳部分がどのくらいのトランジスタを使っているかというグラフの歴史をずっと追ったものです。一番左、1970年から始まって、2030年の予測まで入っていて、縦軸が倍数ではなくて10倍10倍になっているんですね。一番下が1,000の線です。1,000個。それから、一番上が10の9乗だから10億個。つまり、このグラフを見ると、1970年にトランジスタを3,000個ほど使った一番小さなコンピューターが始まって、今2010年終わりには10億個以上のトランジスタを使った装置が皆さんの携帯やタブレットの中には入っていると、このぐらいの技術進歩が行われてきた。これは、単なるムーアさんという半導体の草分けの方の論文の中に出ていたただのグラフだったんですが、実は、この50年間、ほとんどこの技術によって世間は動かされてきたという、このグラフによって動かされてきたというのが実態だったと思います。どうということかっていうと、3年後のレベルがすぐにわかるので、各メーカーはそれに向かって工場の設備投資を始めます。それから、そのときの性能がわかるので、それにふさわしいウインドウズの開発を行います。ウインドウズっていうのは大体開発するのに5～6年かかるものですから、そのぐらい前から予測をつけて、6年後にはこのぐらいのスピードの、このぐらいの能力の半導体が出てくるであろうという予想に立って製品開発を行うわけです。ですので、実は、この単純なグラフが電子部品業界を中心とする世界中の巨大企業の事業計画のもとになったグラフだと言っても過言ではないと思います。これは、実は電子部品に限らず、さっき町長がおっしゃった液晶のディスプレイ、さっき話題にしたLED、ほかにもいろいろな製品がありますが、車のさまざまな検出装置、ほぼ同じ技術を使っているんで、実はこのトレンドから逃れることはできない。液晶テレビも、もうそのころから7年で10分の1に値段が下がるという予測がありました。ですから、お買いごろっていうのは、ある意味わかっているということになるんですね。ですので、きちんとした調査会社の資料に基づけば、早物買いは免れるのではないかとということと、とりわけ自治体のようにそれぞれの設備投資が巨額で、一回入れたらなかなか更新がきかないという点については、もっと慎重を要するんじゃないかっていうふうに私は思うわけです。実はこの間、伊那市の防災センター、第2庁舎になるところに行ってきましたら、ちょうど文化館の小ホールと同じぐらいの面積のところに極めてコンパクトな小さな音響システムとプロジェクターが置いてありました。今の小ホールとは桁違いです。要するに、必要最小限のものを入れたんだなあというこ

とがそのときにわかったわけですが、やはり学習効果は要るんじゃないかなというふうに思っております。それから、もう1つは、やはり第三者的な立場でその品物を見分けるアドバイザー、要するに、売り手の側ではなくて、町民の立場、自治体の立場に立って物のよしあしを見きわめて、それで流れに流されないような体制をやらないと、10年後20年後に、私のような議員はいないかもしれませんけども、また口うるさくいろいろ言われるのではないかとということで、そんな体制をつくるべきではないかということのを改めて提案しますが、町長としてはいかがでしょうか。

町 長

なかなか難しいですね。何か買うときに、じゃあ町で買うときに、もし今、あれ、これが安くなったというもので7年前の製品を買ったとしますよね。そうすると、何だ、飯島町はあんな7年前の古いものを買ったのかと、もう修繕する部品もないぞと、こういうような時代の流れの中で、本当にどの部分が最適かというのを選ぶのは大変難しいんじゃないかなというふうに思います。最先端過ぎないもので2〜3年おくれのものを買うとか、そういう基準があればいいんですけども、なかなか最先端のものをやっぱ買っていききたいと、こういうもんじゃなかなあと思います。しかし、そのときに必要な機能は何なのかということをしつかりと絞り込んでいくことが大事かなというふうに思っております。その都度、気をつけて、慎重に購入し、設備投資をしていきたいと思っております。

浜田議員

町長のおっしゃるとおりではないかなと思います。要するに、横並びでもなく、本当に必要なものから出発するのが住民のためだろうなというふうに思うわけであります。

続きまして、3番目の「職場のハラスメント法整備への準備は」っていうことについてお尋ねいたします。現在、国連の勧告もありまして、日本は一番ハラスメントに対しての法整備がおくれている国だということで、法整備をしなければいけないという動きが出てきているように思います。ある副大臣が「日本にはセクハラという罪はない。」と、これは非常に正解で、日本は罪がなかったんですよ。それは国連からもさんざん勧告されていながら、まだ今日に至ってもできないということなんですけれども、それにしても何とかしなければいけないっていう動きにはなっております。実際に、さまざまな労働問題で労働局に相談が持ちかけられたうちの職場でのハラスメントにかかわる件数は、大体全国で7万件と言われております。これも年々増加している傾向だというふうに言われています。国は余り法整備したくないようなんですけれども、いずれにしても、この制度ができて普及させるべきかどうか、徹底すべきだというふうに私は思っておりますけれども、まず直接、行政の中で、本当は議会も入るんですけども、この庁内、役場の中にハラスメントというのはあるとお考えなのか、また、それに対してどういうふうに対応しようとお考えになっているのか、町長の率直なところをお伺いしたいと思います。

副 町 長

ハラスメントの実態と対策ということでございますけれども、ハラスメントというのは、嫌がらせや、あるいは、やっぱり人が不快に感じる行為を総じてハラスメントということではなっておりますけれども、幾つか定義もありますけれども、分けますと36種類くらいのハラスメントがあるんじゃないかっていうふうに言われています。特に職

場では、平成 24 年に人材育成の基本方針の 2 というのをつくりましたけれども、その中でも快適な職場の環境づくりということでハラスメント対策を項目として載せてあります。その中には、相談窓口の設置ですとか、ハラスメントに対応する対応ということで記載してありますけれども、平成 11 年にはセクシャルハラスメントの防止に関する規程というのをつくりまして、セクシャルハラスメントについては、そういった規程に基づいて対策委員会と相談窓口を設けるような規程を設けております。国もいろいろなハラスメントに対応しまして、今度、法整備をするということでもありますけれども、その中でも防止策を義務づけたり、周知、啓発、相談窓口の設置ということで法制化される見込みでありますけれども、町もそれに応じて今ある規程の見直し等を進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、内なるハラスメント、これはセクシャルハラスメントですとかパワーハラスメントもありますけれども、今は外からのハラスメントもあります。カスタマーズハラスメントということで、これはクレームによるものですけれども、先日もNHKの「クローズアップ現代+」で放送されましたけれども、やはり、クレームによって社員の精神的な苦痛はもちろんですが、具体的に会社が潰れてしまうというようなこともあったようです。また、もう一つはSNS等によるソーシャルハラスメントっていうのがあります。こういった外からのハラスメントもありますので、ハラスメントの対策については、総合的に庁内で検討できるような組織の再整備と、また規程の見直しを進めてまいって、風通しのいい、職員が心身とも健康で働けるような職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

浜田議員 私の質問の最後が漏れているように思います。この庁内にハラスメントがあるかどうかという認識をお伺いして、質問を終わります。

副 町 長 現在、ストレスチェックですとか、あるいは人事評価制度の中での面談等の中では、特に強いハラスメントというのは出ている状況ではありません。個々に感じる度合いによってハラスメントの度合いも変わってくるかと思えますけれども、また、それぞれの機会を通じながらハラスメントがあるかどうかっていうのはチェックをしていきたいと考えています。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は 11 時 10 分とします。休憩。

休 憩 午前 10 時 52 分
再 開 午前 11 時 10 分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。
10 番 三浦寿美子議員。

10 番
三浦議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。最初に「在宅医療、在宅介護を支える仕組みについて」ということで質問をしたいと思えます。社会保障・税の一体改革が進められる中、医療費介護総合確保推進法が 2014 年 6 月に施行されました。医療費の

適正化という名目で病院の病床機能の再編が行われました。高度急性期、急性期、回復期、慢性期に病床が分けられました。慢性期の患者の入院する病床が介護療養病床と呼ばれています。国の計画では2017年度末で介護療養病床を廃止する計画でありましたが、6年間延長をし、2023年度までとしています。2018年度4月からは介護医療院の創設を進め、介護療養病床から移行するとしています。介護療養病床は介護保険制度の事業です。一般病床とは違い、収益も少なく、病院にとっては負担の重い病床となっています。国の方針、県の病床数削減計画などに関連して、介護療養病床が減っていく状況が生まれていると感じています。上伊那地域の病院でも退院を求められている患者がいるとお聞きをしております。介護療養病床の削減の影響をどのように見ているのかお聞きをしたいと思います。

町 長

三浦議員の質問にお答えいたします。介護療養病床につきましては、平成18年に医療保険制度改正の一環として平成23年度末での廃止が決定されたわけですが、介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設への転換が進まず、期限が2度延長され、現在は平成35年度末で廃止されるとされているものでございます。現在、上伊那圏域におきましては県の地域保健医療構想に基づき病床数が推計されているわけですが、療養病床の転換、廃止意向・予定する病院等があり、減少、廃止、転換の方向へ向かっています。今後の影響につきましては、病床の転換が進まない状況や病床数の減少により、退院等を求められるなどの影響が出るものと予測されております。

三浦議員

今、大枠で様子をお聞きいたしました。最近新築をいたしました上伊那地域の介護療養病床を持つ、今まで多くの町民が頼りにしてきた病院の介護療養病床が大幅に削減されます。差し迫った身近に起きていることであります。飯島町からの利用もかなりある病院と私は認識をしております。この病院は、現在、今まで78床持っておりましたが、30床に削減するといっております。介護療養病床がある病院は、上伊那地域に数院しかない状況です。介護療養病床は介護が必要な喀たんの吸引や血糖値の測定、胃ろうの管理や褥瘡の処置、留置カテーテルの管理などなど、医療処置が必要な患者が入院する病床となっています。急性期病床から回復期病床へ、その後、老健など受け入れてもらえる施設を探すことに家族は非常に苦勞をしています。さらに、3カ月めどの施設探しは、本人にも家族にも重い負担となっているのが実情です。介護療養病床は、入院できれば必要な医療処置もでき、家族が一安心できる病床でもあります。介護療養病床がなくなれば、ほかの受け入れ先が極めて少ない現状ではないでしょうか。医療処置が必要でも在宅を選択する以外に方法がない状況が生まれると感じております。家庭で見ることが難しい状態であっても、在宅しか選択肢がなくなってくる、こんな現実が近いところにあるというふうに見ております。在宅では、家族の身体的、精神的な負担が大きくなります。今まで介護と医療が必要な慢性期の人が入院できる病院が上伊那地域にあることで、多くの皆さんが大変助けられてきたと思っています。しかし今は、制度改革の中で、医療保険制度ではなく、介護保険制度の枠内での介護療養病床になっています。事業収益が少なく、介護療養病床を持つことが経営を圧迫しているということ、さらに、数年後には介護療養病床が廃止される方向である、こういう中で、介護療養病床の削減は、

患者の実態を知り、必要な病床であることを一番認識しているだろうと思われる病院にとって、今回は苦渋の選択であっただろうと私は思います。こういう事態になったことも、病院を責めるわけにはいかないというふうに思います。ですが、既に長年入院をしている患者さんが退院を求められたというふうにお聞きをしています。町民も利用してきた上伊那地域の病院の介護療養病床が大幅に削減される、この影響をどのように見ておられるのかお聞きをしたいと思います。

町 長

こういった方々を支える仕組みにつきまして、介護療養病床の受け皿となる介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設への転換が進んでいない状況を少しでも解消するため、県や上伊那圏域、市町村での検討や働きかけを行うこととともに、町でも在宅医の安定的な確保を目指し、引き続き開業医支援を行ってまいりたいと思っております。また、町内開業の在宅医の皆様との連携や、医療、介護における多職種連携を図り、在宅での支える仕組みを検討していきたいと考えております。

三浦議員

現実として既に78床あった介護療養病床を30床にするということがはっきりしております。既に病院のほうでそのように報告があったというふう聞いております。48床、介護療養病床が廃止されるということになるわけです。48床が満杯だったとしますと、48床の病床から、在宅か施設か、どこかに、そこに入院されている患者さんは移らなければならないというのが現状です。先ほども町長が言われましたように、老健施設は、あきがあれば、かろうじて3カ月ぐらいい入ることができるかもしれません。でも、介護医療院、この上伊那にあるでしょうか。これから設置するのでは、すぐには間に合いませんね。それから、今までも、なぜ介護療養病床を頼りにしてきたかといいますと、介護が必要な方が、この医療処置の必要な患者さんを介護施設で受け入れるということを行っていただけないという現実があるわけです。そこで頼りにしているのが、今までは病院であり、病院の介護療養病床ということなので、退院を既に求められている方がいるということは、もしかしたら飯島町の住民の皆さんの中にもそういう方が出てくるのではないかと、もうこれは12月から新しい施設を使って開院しているようですので、順次、今入院している方たちが退院を求められれば出ざるを得ないという状況が生まれてくるのではないかなあというふうに私は思っているんですけども、そうしたときに、どこで誰が受け入れをして支えていくのかというのが、本当にもう喫緊の課題となっています。それで、どうすればよいのか途方に暮れる方が生まれてきますよね。今入院されている方が退院を求められるのもありますけれど、入院されていて、これから慢性期ということで、何とか入院をさせてもらえらるだろうと思っていた方たちが、入院はできなくて在宅にということになっていくというのが、もう現実です。先ほど介護療養病床がある病院は数院しかないというふうに言いましたけれども、ほかの病院でもだんだん介護療養病床を、やはり背景もありますので、やめたいというふうに言っているとも聞いております。ということは、受け入れ態勢を整えないと、今言っているように、これから何とかしようとか、今何とかお願いをして少しでも見ていただこうという状況ではなくなってしまうというふうに私は思っているわけで、今お聞きをすれば、私、医療処置を伴う在宅介護を支えることは可能かどうかとお聞きをしようと思い

健康福祉課長
三浦議員

ましたけれども、今の現状ではとても無理だなあとと思いまして、弱ったなあというところなんですけれども。飯島町に、介護保険が改正されてから、24時間訪問看護が提供できるという、そういう事業所があるのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

契約によって訪問看護等に対応していただけるっていうシステムがございます。

在宅で、これから医療処置が必要な方が介護を受けていくということになりますと、やはり、先ほども言いましたように、特にたんの吸引とか、胃ろうの管理とか、いろんなそういう医療を伴うことについては、看護が必要です、介護ではなくて、看護師の関与、医師の関与が必要です。そうしたときに対応できるシステムをつくらないと、とても間に合っていないというふうに思います。実は、伊那市では、看護小規模多機能型居宅介護事業所というのを設置するために、10月に事業者を公募いたしました。2020年4月に開業を予定しているそうです。箕輪町は、第7期の介護保険事業計画に2020年4月に開設を目指して看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置が盛り込まれておりまして、来年度には具体的に動き出すというふうにお聞きをしております。この看護小規模多機能型居宅介護事業所について、どのような認識をされておるのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

看護小規模多機能型の施設につきましては、そういうものがあればいいなあというふうに検討してきたところもございますが、なかなか民間の方々がそのところまでの条件を満たしたものをつくるといのが難しいというような状況がございます。町の中には、医療と併設の事業所もございますので、そういうところで提案をしていただければということではございますが、今期の計画の中には、そのところを計画の中で述べてはいないところでございます。今後のことでということでございます。

三浦議員

町内にも小規模多機能型居宅介護は、訪問介護、通所介護、必要なときには泊りができて、介護度に応じた利用限度額が決められているというような事業所があります。同じ事業所で顔なじみのスタッフによってサービスが提供されているということですので、安心感もあるというふうにお聞きをしておるところです。この看護小規模多機能型居宅介護というのは、そこに訪問看護が加わるということになるそうです。利用者にとっては、それぞれのサービスを別々の事業所に頼まずにも対応してもらえるという魅力のある制度だと私は思います。現実の問題として、在宅での医療と介護が必要になるわけですので、これから本当に老老世帯、ひとり世帯が年々増加している状況の中で、在宅で医療処置を伴う介護は非常に困難なことだと思います。そのような状況を考えたときに、看護小規模多機能型居宅介護事業所の役割というのは本当に期待ができるのではないかなあというふうに思います。課長も今お答えになりましたけれども、あったらいいなあと言われましたけれども、本当にあったらいいなあと思います。ぜひ、飯島町の中では、そうした皆さんと懇談する機会があるようですので、そういう中でも、そんなことも議題に乗せていただいて、手を挙げていただける事業所があれば、一刻も早くそんな体制ができればいいなあというふうに思うわけなんですけれども、この小規模多機能型居宅介護事業所から看護のつく看護小規模多機能型居宅介護事業所に移行することが可能なのかどうか、改めてまた、そうした申請をしなければいけないのか、その辺ことをおわかり

	でしたらお聞きしたいと思います。
健康福祉課長	詳細につきましては不確かなところもございますので、改めて御回答したいと思います。
三浦議員	ぜひ、そうした移行も可能で、早期に看護がついた小規模多機能のような事業ができるようでしたら、そんな取り組みを進めていただきたいなあというふうに思いますし、今現在行っているような訪問看護などをやっている事業所を、ぜひ、その皆さんに支えていただいて、態勢ができるように、そんなふうにしていただきたいなあというふうに思うわけです。在宅医療や在宅介護がいよいよ避けられない、医療、介護の一体改革が進められていますので、高齢化の進む飯島町にとって本当に重大な問題になってきているというふうに認識をしております。在宅医療・介護で取り返しがつかないようなことのないような早期な取り組みをしていただきたいなあと思いますし、私、今、本当に、最初にちょっとびっくりしたんですけれども、余り介護療養病床が削減されて 78 から 30 床になるという情報がしっかり入ってきていなかったのかなあと、みんな知っていらっしゃると思っていたので、ちょっとびっくりしたんですけれども、ぜひアンテナを高くしていただいて、本当に町民の皆さんが困らないような対応をしていただきたいなあというふうに思いますが、今後の対応について町長の所見をお聞きしたいと思います。
町 長	今ある施設の中で、そういった協力をしていただける事業者を探し、お願いするというのが、まずはできることかなあというふうに思っております。また、今、昭和伊南病院の新しい建てかえの時期もあるんですけれども、それと含めた中で、4 市町村の広域連携の中で、このような取り組みができないかどうかということも一つの検討課題かなというふうに思っておりますので、また議題として上げていきたいと思っております。
三浦議員	ぜひ、昭和伊南総合病院も今度改築するといたしましたら、ぜひこの地域にとって何が必要かとか、そういうことをまず最初に議論をしていただいて、それから、どんな規模にするかとか、いろんなことは、ちゃんと地域のために検討をしていただきたいなあ。町長の答弁でしたので、一言添えて、次の質問に移りたいと思います。
	次は「国保税の軽減のために」ということで質問をしたいと思います。2014 年に全国知事会が国保税を協会健保の保険料並みに引き下げるために、国に 1 兆円の公費負担増を求めて要望をしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会では、長く定率国庫負担金の増額を国に要望してきた経過があります。全国知事会の要望は、具体的に公費 1 兆円の負担増で、協会健保並み負担率にできるというふうにしております。県が保険者になっても、町が住民から国保税を徴収し、保険税も町の実情に合わせた税率で決められております。平等割は非課税世帯でも相応の負担があり、均等割は家族構成によって人数が多ければ多いほど保険税の負担が重くなっております。低所得の多い医療保険であり、貧困と格差を拡大する要因にもなっているというふうには私は思っております。1 兆円で均等割、平等割をなくすことができ、協会健保並みの保険料に引き下げることができるというふうにもお聞きしております。低所得者に重い負担となっている国保税の軽減は、国の責任で軽減するべきというふうに私は考えます。全国知事会の提言を私は支持するものですが、ぜひ町長も全国知事会の提言を支持して、1 兆円の公費負

町 長

担増を求めるべきではないかというふうに思いまして、町長の所見をお聞きするところです。

当町の国民健康保険税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で計算しております。現在、低所得世帯の方への軽減制度としては、世帯の前年中の合計所得金額が一定基準以下の世帯につきましては均等割、平等割がそれぞれ7割5割2割に軽減される軽減制度がございます。知事会の提言のように均等割、平等割をなくしますと、協会健保並みの保険税に引き下げることができ、被保険者である住民の皆様には大変なメリットがあると考えております。県や他市町村の動向を見つつ、連携しながら、知事会の要請を力いっぱい支援してまいりたいと思っております。

三浦議員

ぜひ力強く提案をしていただいて、皆さんと一緒に国に対して要望をしていただけて、とにかく本当に低所得の方たちにとっては重い負担になっていくわけですので、ぜひ頑張っていただきたいなあと思います。

では、3つ目の質問に移っていききたいと思います。3つ目は「いいちゃんバスの活用で元気な町に」ということで、いいちゃんバスの活用方法について少し考えていきたいなあというふうに思うところです。最近、自動車の免許を返納したという方にお会いをいたしました。しばらくお会いしていなかった方ですので、免許を返上したということで、ちょっとびっくりをしたんですけども、その方は「今は、足が痛いとか腰が痛いとか、悪いところがないので何とか大丈夫だ。」と言っておりましたが、「そのうち具合悪くなったら頼むね。」とも言われました。それから、「近々免許の書きかえがあるので、もう更新はしない。」と言っている人もいますし、既に返納をしたという方で「ああ、この人も返納するんだ。」と意外に感じた方もおいでになります。このごろ、そういうふうで何人もの方が免許を返納したということを知りました。私の知っている方で、家からかなり離れたところに田んぼがありまして、前は果樹園をやっていたんですけど、果樹は切って田んぼと畑になっていましたが、毎日、ほぼ毎日、田んぼや畑に通っていたんですけども、その方は女性なんですけれども、車に乗らなくなったんですね。「畑どうしたの。」って聞きましたら、営農組合にお願いしてソバでもまいてもらうのでしょうか、そんなふうには言っておりましたが、というわけで、ほとんど家で過ごす生活になっています。そういうことで、買い物や病院通い、趣味の集まりなど、きのうも滝本議員が言われておりましたけども、「きょういく」きょう行くところがある、「きょうよう」きょう用事があるが、高齢者が元気に過ごすために大事だと言われていいると、これは民生委員の行っているみんなカフェで教えていただきました。人と会い、話をする、笑ったり、普段家ではない時間を過ごすことが元気に暮らすために必要なことだというふうに思います。このみんなカフェも、とても楽しい時間を過ごすことができまして、とてもそこにお集まりになられた方たちは喜んで帰っていかれました。問題は、自分の力で行きたいところに行きにくくなってしまった、そういう人が増えているということです。「近いようで遠い」とよく言いますが、歩くことが困難な人の多いこと。催しに行きたいけれど、連れていってくれば行ける。行動的だった人も、免許の返納や足腰に不調があると出かけることが少なくなっているというふうに思います。一方で、「乗せていっ

てくれるなら行きたい。」と、出かけたい気持ちも十分にあるんです。行けば、きょうは楽しかった、久しぶりに誰それさんに行き会えてよかったなど、反応が返ってきます。その一方で、「また行きたいけどね。」と、人頼みで行くことが負担にもなっています。人頼みでなくて、自分の意思で出かけることが億劫なくできる環境をつくるのがいいのではないかなあと、このような話を聞きながら思うところです。そこで私が考えたのが、いいちゃんバスの運行方法について、目線を変えて見直してみてもどうかかなあということなんです。誰でも乗れる循環バスをと現在のいいちゃんバスの運行が行われています。所管は総務課の庶務係です。実際に多く利用している方は、車を運転しない高齢者が多いと思います。健康寿命を延ばす、介護予防、認知症予防など、健康で元気な高齢者の住む町であることを目指している飯島町です。視点は、元気な高齢者の外出支援策ではないかなあというふうに思います。高齢者福祉係や生涯学習係との連携で各種イベントなどに参加する手段として有効にいいちゃんバスを活用することができるのではないかなあと考えますけれども、目線を変えた見直しが必要じゃないかなあと私は思っています、所見をお聞きしたいなあと思うんですけれど、いかがでしょうか。

総務課長

目線をとという形でございますけれども、まず、循環バスにつきましては、これまでもいろいろな提案をいただいております。みずから交通手段をお持ちでない皆様にとりましては、交通の確保はとても重要な事業であると考えております。より効果的で効率的な運行を目指しながら、これまでにさまざまな検討会を重ねてまいってきたところでございます。特に高齢者の皆さんにかかわります交通対策といたしましては、循環バス事業、また循環バスでは対応できない部分につきましては福祉タクシー券の交付事業にて行っておるところでございます。これから、地域の方にとりまして利用しやすい公共交通とはどんなものか、いろいろな情報を収集する中で、また研究してまいりたいと考えてございます。御提案をいただきました行事のある際の循環バスの利用についてでございますけれども、やはり循環バスの運行時間に合わせての、そういった事業計画も立てていただくのも一つのやり方ではないかというふうに思っております。こういった部分、また具体的な提案をいただきながら、現在の運行のダイヤに合わせましての対応につきましては、対応ができていくのではないかと考えております。

三浦議員

循環バスを有効に使うのに、私の考えた、例えばです。例えば、私の住んでいる本郷の本郷公民館で高齢者の方を対象に健幸教室を計画がされているというふうに考え、そうすると、自分で行ける人はいいんですけれども、誰かに連れていってもらわないと行けない人もやはりいるわけです。そこで、主催者が全ての希望する人の送迎をすることは、やはり難しいです。乗り合わせて来ていただくのもいろいろと課題があるわけです。いいちゃんバスの運行する平日の運行時刻に合わせて健幸教室の時間を設定し、先ほど課長が言いましたけど、事業そのものを循環バスに合わせて、いいちゃんバスに合わせて時間の設定をする。だから、逆のこともありますよね。そういう会を開きやすく、来て帰っていけるように循環バスの運行時間も研究するということもあると思うんですけど、まず、行ったら帰れる、そういう仕組みをつくるということです。そのためには、あらかじめお知らせを、例えば健幸教室のお知らせをします。そして、バスを利用した

	いという人を募って把握をします。主催者がいいちゃんバスを予約する。あるいは、大きなイベントであれば、主催者がいいちゃんバスを予約して、CEKとかページング放送だとか、いろんな広報の仕方で、何時のバスに、いいちゃんバスに最寄りの停留所から乗れば会場に行くことができますよというようなお知らせを流して、当然帰りもバスで帰ることができるというようにしたらどうでしょうかねというのです。そんなふうに目線を変えて外出支援ができればいいかなあというふうに私は考えるわけです。福祉タクシー券をとという話も出ますけれど、福祉タクシー券は枚数に限度がありますから、自分が行きたい、やりたい趣味や、いろんなことに、使い切れませんね、あつという間に終わって、それをやったら終わってしまって、後がない。本当にバスに乗ることもできない人たちにとってはあれですけど、自分の力で循環バスに、ちょっと支えてもらったら循環バスに乗れるんでしたら、そんなふうに利用をしてもらって、いろんなところに参加していただいて、自分の趣味や友達と会ったり食事会に行ったり、いろんなことに活用をしてもらったら、利用もしていただいて、元気にもなってもらえるというふうに私は考えてみたんですが、いかがでしょうか。お聞きをします。
総務課長	バスでございますけれども、公共交通という立場で運行をしております。御質問を受けとりますと、それぞれイベントに合わせて循環バスを運行というふうに、ちょっととれてはしまいま——とれるという点ではなくて、そういった現在のダイヤの中での利用という形で、主催者の皆さんから取りまとめをしていただいたものをバスの予約センターのほうに連絡いただいてという形は可能でございます。事前予約、大歓迎でございますので、そういった部分につきましては、ダイヤの中での対応は可能と考えております。
三浦議員	そういうことなんです。現在だったら、今ある運行時間で、時刻で、最寄りのバス停から乗って、会場に行って、また帰られるような設定を主催者がする。主催者が予約をできたら、そういう使い方もありかなあと思ったのでお聞きをしました。そういうのが定例化して、うまくいけば、バスの時刻そのものを、運行時刻を、もうちょっと工夫が将来的にはあるだろうなというふうに思ったので、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、今はそういう、だから、行きたい本人が予約をしてバスに乗るんじゃないくて、主催者が、こういう計画をしたので、バスを予約したので、最寄りのバス停から乗って会場に来てください、帰りもバスに乗れば帰れますよというような予約の仕方ができるかどうかということをお聞きしたかったので、それは可能だということによろしいですか。
総務課長	実際、バス会社またはタクシー会社に委託しておりますが、そういったことは、きちんと町のほうからも話ができる、またバス会社等でも対応ができることだと思います。ただ、誰がどこまでということをきちんと把握していただいた上での、あとは、乗った乗らないについては、ちょっとやはり確認はできない部分がありますけれども、対応のほうは可能と考えております。
三浦議員	ぜひ、いろんな活動をされたり、自分たちで何かの集まりがあつてどこかに行きたいけれど、「足がない。行けれんね。」っていう話になるんじゃないくて、そういう利用の仕

方があれば「みんなでそろって道の駅へ行って、お買い物をして、帰ってこられるよね。」とか、そういうこともできる運行になっていると思いますので、誰かが頼めば、どこに來てもらえば行けるとか、あのバス停と、このバス停と、このバス停に寄ってくれば乗ってみんなで行けるねみたいなことができるようなふうに、そういうことができるということをね、わかりやすく多くの皆さんに知らせていただくというようなことをぜひしていただいて、なかなか「迎えに来てくれにや行けれん。」って言われて「そいじゃあ行けれんね。」って言われなような、行きたい人が「ほいじゃ私も行けるね。」ってなるようなバスの使い方ができたらいいなあと思いますので、ぜひ、そういうことができるんだったら、ぜひ、そんな周知を広くしていただきたいなあ。特に高齢者の皆さんの集まる機会には、そんなことを知らせていただいたらいいんじゃないかなあ。多分、利用をして、こんなふうに使ったら使えるんだってわかったりしたら、もっと自由に使える人が増えてくるんじゃないかなあっていう気がするんです。乗ったことなかったら、電話かけて予約することだって抵抗がやっぱりあるんですから、ぜひ、そんなふうにしていただきたいなあというふうに思います。

次の3-2の質問をしたいと思います。実は、現在のいいちゃんバスの運行時刻表、大変わかりづらいという声があるんです。実際に、私も議員が手にとったのは、全戸に配布するという準備が整ってから見せていただきまして、正直、私は、私はですよ、あけて唖然としたというのが感想でした。そもそも書いてある文字がよく見えない、これでは、バスに乗ってみたいなあと思っても、時刻表もよく見えんし、電話もかける気にもならんしというのが私の第一印象でした。私と同年齢の方からも「あれではバスにどうやって乗ったらいいかわからんね。」と言われました。やっぱり誰が見てもいいちゃんバスを利用できるような運行時刻表であることが大前提でつくるべきだったというふうに私は思うわけです。もっと研究をして、利用者目線でわかりやすいものにつくり直すことが私は必要だというふうに思います。せっかくさっきいい提案ができて、予約もいいよと言っていたいただきましたけれども、自分の乗るバス停の時刻がわからなくて、それもかなわんなあというふうに思います。どこが悪いかって、私が言っちゃっていいかなあと思うんですけど、まず、どこに予約していいかっていうのを、本当に表へ、うんと大きく、例えば電話の前に張っておくとかできるようなくらいなのが、まず予約センターの電話の番号があったらいいなあっていうのと、今回びっくりしてしまったのが、開いたら、緑色だったり、あれを黄色というのかオレンジというのか茶色というのか、何かだんだんになって色がついていて、目のいい皆さんは余り気にならないかもしれませんが、ちょっとぼやけるとか見えない人は、奥にある数字は全然何を書いてあるか、私なんかは本当にもう見えませんでしたけれど、というようなことがあるんです。前の、その前にあった時刻表のほうはずっと見やすかったです。ですので、お若い皆さんは、それで自分たちがよくわかっていいなあと思うかもしれませんが、例えば白内障だったりとか、ちょっと目が不自由だったり、目が見えにくくなったっていう皆さんが見るには、字が大きいのはいいですけど、いろんな細工をすると一層見えにくくなってしまうっていうのが私の感想でありました。ぜひ、試作をしたら一番見なきゃならない

総務課長	人たちに見ていただいて、いろいろ言っていただいて、見やすいものにするべきじゃないかと、そうであったんじゃないかなあというふうに思いますので、私は見直して作り直すことを提案しますが、いかがでしょうか。
	現在、それぞれお配りしてございます時刻表につきましては、昨年、地域線の時刻改定に合わせて全面改訂をいたしましたものでございます。作成に当たりましては、より見やすくわかりやすいものとなるように、時刻表のサイズを大きくしたり、概略図、また運行区域の掲載、また区域ごとに色分けをして、それがそれぞれの時刻表に色分けでわかるような工夫を凝らしたというふうに、ちょっと私どもは一生懸命やったつもりでございます。こういった部分で、ただ時刻表の作り直しにつきましては、やはりすぐにとすることは、やっぱりできませんので、今後また運行時刻等の改正等がございましたときには、新たなものを考えてまいりたいというふうに思っております。次回の作成につきましては、実際に利用される皆さんの御意見をいただきながら、より見やすくわかりやすいものとなるように努めてまいりたいというふうに思っております。私ども、こういったものをお配りしましてから、具体的に私どものほうには、このバス時刻表が見づらいという声は、ちょっとお寄せいただいていた面もございます。そういった部分は、また地域の皆さんからお耳にしましたら、また何なりとお寄せいただければ、またいいものがお互いのやりとりできてまいりますので、よろしくお願いをいたします。
三浦議員	ぜひ研究をしていただいて、誰でも見やすいものにしていただきたいなあというのと、できれば、予約表が、電話の番号がわかるものを電話のそばに張っておけるとか、何かそんなものを配っていただけるようなことも検討をしていただいたら予約しやすくなるのかなあというふうにも思いますので、また、そんな研究もしていただけたらと思います。それをつけ加えて、質問を終わりたいと思います。
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩 再 開	午前 1 1 時 5 5 分 午後 1 時 3 0 分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 1 番 本多昇議員。
1 番 本多議員	それでは、通告に従いまして国民健康保険の制度と会計について質問いたします。 1 番目の質問です。「国民健康保険制度について」今回、この質問をするのは、10 月 13 日の信濃毎日新聞の国民健康保険制度の報道を見て、町の状況と考え方を聞きたく質問となりました。この報道の内容を読みます。タイトルは「県内 20 市町村 国保税率上げ」「財政運営の県移行で 43 市町村据え置き」となっております。書き出しは、 4 月に財政運営主体が市町村から県に移行した新たな国民健康保険(国保)制度で、

県内の 20 市町村が 2018 年度の国保税率を引き上げたことが 12 日、県のまとめで分かった。うち 13 自治体が、移行で新たに導入された県への納付金制度を主な引き上げ理由とした。一方、保険料の急上昇を抑えるため、国、県の公費を充てる「激変緩和措置」の適用などで、半数強の 43 市町村が据え置いた。引き上げは 14 市町村だった。となっております。私は、議員となったとき、勤務先を退職し、政府管掌健康保険から国民健康保険の被保険者となりました。政府管掌の保険料は事業主と折半なので、保険料の負担は少なくて済みます。現在アルバイトをして生計を立てている状況ですので、保険料の負担は大変です。3 月の定例会において国民健康保険税の条例改正があり、詳しく説明があったと思いますが、付託の所管が違っていましたので、もう一度簡単に説明をお願いしたいと思います。

1－1 です。4 月から国民健康保険の財政運営主体が市町村から県に移行しました。何が変わったのか、また町の国保業務はどう変わるのかお伺いします。

町 長

本多議員にお答えいたします。今回の改正は、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするために、県が保険者に加わったものでございます。これにより市町村単位の被保険者個人の支え合いから県単位の市町村間の支え合いになり、各市町村の負担能力、具体的には所得と医療水準、医療の高さに応じた調整可能な仕組みとなりました。小規模保険者の保健医療費の発生リスクを分散し、急激な保険税負担増を回避できるなど、財政運営の安定化を図ることができるようになったものでございます。県は今年度、健康増進課と国民健康保険室を再編し、健康増進課に新たに支援指導係を設け、健康、医療、市町村の保険事業支援といった健康増進施策と国保安定運営の一体的支援ができる体制を整えました。県が県全体の国民健康保険の運営方針を定め、県及び市町村共通認識による一体運営の推進、市町村事務の効率化、標準化を図ることも目指しております。町の国保業務がどう変わったかにつきましては、担当課長より説明申し上げます。

健康福祉課長

町の業務の変化について御説明をいたします。県が保険給付費総額の見込み、納付金の決定、徴収、納付金の交付などを担うため、町が経営事務にかかわる業務は基礎データの提供事務となりました。被保険者の皆様に直結した国民保険税率の決定、賦課徴収、資格の管理、保険給付事務は今までと同様でございます。また、医療費適正化事業、特定健診、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防などの保健事業は、引き続き町が中心になって行います。被保険者の皆様の健康維持、疾病予防、医療費適正化が納付金額や新設の保険者努力支援制度交付金に反映しますので、重要事項として取り組んでまいります。

本多議員

わかりました。

次の 1－2 です。町は国保税率を引き上げました。先ほども言いましたが、県内の 20 市町村が引き上げ、43 市町村が据え置き、14 市町村は引き下げました。引き上げた 13 自治体が新たに導入された県への納付金制度を主な理由としております。町も試算して検討したと思います。当町の引き上げた理由をお伺いします。

町 長

当町の案分率改定につきましては、特に今年度税率につきまして、大きな制度改革に

健康福祉課長

対応するべく飯島町国民健康保険協議会で検討、協議し、納付金を確保するため税率改正が行われました。また、飯島町国民健康保険支払基金が1億9,800万円余りあることから、不足分は基金取り崩しで対応することとし、案分率を定めたところでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

平成30年度における国民健康保険事業納付金の算出におきまして、制度改正により、保険税率を引き上げたりしなければ納付金額とならない市町村国保がありまして、この影響を小さくするため一定のルールによる激変緩和措置をとることとなりました。飯島町国保は、平成30年度について大きく引き上げなければ納付金にならない市町村に該当いたしましたので、県の示した納付金額は激変緩和措置後、つまり本来の納付金額よりも減額した額でありました。この激変緩和後の飯島町国民健康保険事業納付金額と現行の案分率で試算した町の国保税収納見込み額と基盤安定分、これは税の軽減分のものですが、この見込み額、合算額を比較したところ、激変緩和を行っているにもかかわらず960万円ほどの不足を見込むとなった次第です。このことを受けて、県から示された標準保険料率をもとに、方式、区分ごと数パターンの試算を行いました。国民健康保険の運営協議会で協議を重ねて、税率改正の諮問を行いまして、平成30年2月14日付答申で「現行保険税率では県に納めるべき納付金が不足することを鑑み、住民の生活、経済が厳しい状況ではあるが、低所得者、子育て世代等に配慮しつつ、改定することもやむなしとせざるを得ない状況である。」を得て、税率改正に至ったものであります。なお、今年度当初予算では、税率改正を行っても納付金額に対し450万円ほどの不足の試算額となっています。昨年度の協議の中で、大幅な改定を避けるため、最終的な不足分は基金取り崩しで対応することとし、案分率を定めたところです。

本多議員

わかりました。

それでは1－3です。町は保険税の計算を4方式で計算しています。引き上げた項目と引き上げた幅は平均何%かお伺いします。

健康福祉課長

国民健康保険税は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割の税率を定めるものでございます。まず医療費分でございますが、改正は行っておりません。次に後期高齢者支援金分では、所得割額を0.3%、均等割700円、平等割500円をそれぞれ引き上げまして、資産割は現状維持でございます。介護納付金につきまして、均等割を400円引き上げました。所得割、平等割については引き下げまして、所得割は0.1%、平等割は500円の引き下げです。ほかの2つと同様、資産割の改正はいたしておりません。これらの改正によって算出した引き上げ額は、1人当たり平均で1.44%であります。

本多議員

具体的にありがとうございました。

では1－4です。県に納付する国民健康保険事業納付金の算定について詳しい計算があると思いますが、その算出方法と、被保険者は毎月納付しているわけですが、県に納付するのは毎月か、年1回か、請求が来てからその都度納付するか、納付方法をお伺いします。算出方法については、わかりやすく簡潔にお願いします。

健康福祉課長

納付金額は、まず長野県全体の保険給付費、医療費ですが、総額から公費等を控除し

て、納付金の総額を算定します。次に、市町村間の公平な負担のため、次の3つの指標により算出し、各市町村に配分となります。指標の1つ目は被保険者数に応じた案分、2つ目が所得水準に応じた案分で、所得水準が高い市町村は多く負担、3つ目が医療費水準の反映で、年齢調整後の医療費が高い市町村は多く負担することとなっています。ちなみに、飯島町は、所得水準は県下 25 位ということで、県の中では所得水準が高いということで多く算出、医療費水準は県下 67 位ということで、医療費のほうは低いということで低く算出、医療費水準は全国を 1 とした場合、飯島町は 0.832 ということで、上伊那で最小値でございます。これらのものを合わせたもので算出をいたします。納付方法につきましては、各市町村で回数を選べたため、平成 30 年度は年 9 回、請求書をいただきましてから、7 月～3 月の 9 期の納付となっております。

本多議員 確認ですけど、来年度の同様な回数で行く予定でしょうか。

健康福祉課長 こちらのことは、まだ定めておりません。

本多議員 それでは、2 番の「国民健康保険特別会計について」質問します。国民健康保険制度については、よくわかりました。県に移行したことにより国民健康保険特別会計の内容も変わりましたので質問します。また、平成 21 年度から平成 29 年度まで 9 年間の決算収支状況と、30 年度予算からも質問いたします。

2-1 です。国民健康保険事業納付金は、前年度までのどの歳出項目になるのかお伺いします。

健康福祉課長 国民健康保険事業納付金は、制度改正に伴い新設した款であり、県が算出した町の国民健康保険が担う医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金等の合算額であります。昨年度までの介護納付金、後期高齢者支援金等の一部が含まれております。

本多議員 わかりました。

2-2 です。県に財政運営を移行したことによって、共同事業拠出金など 4 つの管理項目が減少しました。会計管理は楽になったのかお伺いします。

町 長 今回の制度改正により、町国民健康保険特別会計の会計管理は大きく変わったところでございます。医療費以外のさまざまな制度や公費投入の調整等、県が一括して行うこととなりましたので、町の行う会計管理事務は軽減しております。そのような詳細につきましては担当課長が説明いたします。

健康福祉課長 国民健康保険は、もともと医療に係る制度で始まったものですが、ここ 20 年の間に、介護保険制度、老人保健医療制度、被保険者の退職、一般の区分、高齢者の医療を確保する法律による老人保健医療制度から後期高齢者医療制度への移行、前期高齢者支援金の創設、医療費の共同事業等、社会保障制度の改正とともに、ほかの要素を含み、大変複雑な会計管理となっております。これを 77 市町村国保がそれぞれ行っていたのですが、県が行うことになり、町の行う事務は軽減しています。また、町は被保険者が 3,000 人未満の小規模保険者であるため、歳出では高額な医療費の支払いへの備え、国社会保険診療報酬支払基金、県の国保の行う医療費共同事業の年度をまたいだ精算、歳入では、国・県社会保険診療報酬支払基金からの交付金、負担金の過年度及び前々年度精算による数千万円から 1 億円以上もの変動等があり、年度末まで決算状況を見込むことがなか

	なか難しくございました。このことも町事務から県に移行しています。
本多議員	保健業務は大変だと思いますけど、会計管理はかなりすっきりしたように感じます。それで1つ確認しておきたいんですけども、精算がなくなったということで、30年度以降は多額の利子が必要がなくなるような気がするんですけども、いかがでしょうか。
健康福祉課長	御指摘のとおりでございます。
本多議員	確認しました。これは後の質問でも非常に影響してきますので、覚えておいてください。
	2－3です。予算規模が縮小されています。過去3年の会計規模を見ると、27年度は11億4,000万円、28年度は11億5,000万円、29年度は11億6,000万円となっており、11億5,000万円くらいで推移しています。30年度の予算は10億3,000万円で、今回の補正2号では9億7,000万円となり、前年度に比べ約2億円減少しています。前年度の保険給付費は、28年度と比べ1,300万円増加して、6億4,600万円と増加傾向にあります。予算規模が縮小されていることは大変よいことだと思いますが、なぜ縮小されているのかわかりません。移行によるものか、医療費の減少なのか、要因は何かお伺いしたいと思います。
健康福祉課長	予算規模の縮小は、経営主体が県になった移行によるものであり、当初予算は新しい仕組みで積み上げた結果の総額でございます。昨年度までは、歳入歳出とも国・県社会保険診療報酬支払基金、長野県国民健康保険団体連合と直接やりとりを行っていましたが、ことしから県のみとなりました。新しい予算の組み立ては、医療保険給付費に関するもの、国民健康保険事業納付金に関するものが主であり、この2つの款の合計が歳入歳出とも当初予算の95%ほどを占めています。総務費、保健事業費等は今までと同様でございます。また、予備費や繰越金予算につきましては、移行事務が今年度に限ることから、今後縮小していくと考えております。
本多議員	わかりました。移行によるということで、納得はしました。
	それでは2－4です。財政運営主体が変わったことで歳出項目が変わっています。一般会計から国保会計への繰出金の算出方法に変更はないかお伺いします。
健康福祉課長	国民健康保険の繰出金につきましては、毎年5月に当該年度のことにつきまして、総務省自治財政局調整課より「当該年度における国民健康保険繰出金について」が事務連絡として示されます。町は、これに基づき、毎年繰出額を算出しています。法定内の繰り出しを行ってまいったところです。よって、経営主体が変わったことによる変化、影響はないところです。繰り出しに係る項目は3つ、国民健康保険事務に係る繰り出し、国民健康保険の給付に係る繰り出し、保険基盤安定に係る繰り出しでございます。事務費分では、国保事務人件費、国民健康保険運営協議会委員報酬、予算書、情報センター負担金を繰り出し、2つ目の保険給付に係る繰り出しは、交付税措置をされております事業であります。出産育児一時金について、通知どおり3分の2額の人件費を繰り入れ、財政安定化支援事業は該当外として繰り入れを行っておりません。3つ目の保険基盤安定制度に関する繰り出しは、国民健康保険法により繰り入れなければならないものであります。県と町の負担する国保税の軽減分と国と県と町が負担する保険者支援分が

あり、一般会計で国・県負担分を歳入として受け、町負担分を加えて国保特別会計に繰り出すものでございます。今年度も通知に基づき精査し、決定してまいります。

本多議員　　ちょっと確認なんですけれども、この繰出金の金額を国とか県へ報告しているかどうかを確認したいと思います。

健康福祉課長　繰出金のことにつきましては、会計全体を県に毎年報告しておりますので、統計がとれて、全国の国保のほうもでき上がっている次第です。

本多議員　　私は、報告しなくても、この繰り出しについては地方交付税の措置があるわけですので、報告することによって地方交付税の措置が決定するのか。私は、しなくても国保事業内容を報告すれば交付税措置ができていると思うんですけども、この報告により地方交付税の措置が決定するのか、ちょっと確認します。

企画政策課長　ただいま地方交付税の関係の御質問がありましたので、かかわりますので、こちらのほうでもお答えしていきたいと思います。これについては、保険基盤安定事業のための国保の部分で、一般会計からの繰り出しについて交付税措置がされております。これについては、所管課と連絡をとりながら、こちらのほうからもその数字を上げておるところであります。

本多議員　　それはいいんだけど、その県、国に報告した金額によって地方交付税が決まるのかどうかの確認です。

企画政策課長　説明不十分で申しわけありません。県に報告した数字により、この地方交付税の額が決定いたします。

本多議員　　国保事業内容を報告すれば、別に地方交付税の措置ができると思うんだけど、この金額によって交付税が決まるということは、繰出金をうんと多くしたほうが地方交付税は入ってくるっていうことだもんで、負担をそっちへ持っていったほうがいいのかという形になっちゃうんだけど、そこら辺は本当にそうですか。

健康福祉課長　保険基盤安定に関する幾ら繰り出すかっていうものは、町の軽減をかける方々のデータをもとに算出しておりますので、それによる国、県の決定額になりますので、操作によって上げたり下げたりということはできないものでございます。

本多議員　　それはわかるんだけど、そうすると、きちんとした、例えば一般の職員を国保会計に多く回していけば、例えばだに、多く繰出金をもらえとか、そういう形にはなってくると思うんだけど、そこら辺はどうですか。

健康福祉課長　職員の人件費分については交付税措置の対象ではございません。

本多議員　　そうすれば、そこら辺の経費を節約すれば繰出金は減らすことも可能だということではないわけだね。

健康福祉課長　国民健康保険の事務を行う職員の事務量によって、今2名というふうに一般会計のほうからカウントをさせていただいて繰り出しをしているところでございますので、ただ、健康福祉課の国保のことは国保税を除くということでございますが、国保税に関することところは人件費をいただいて、国保の会計ではないところですので、案分をして2というような形で今までやってまいりました。

本多議員　　わかりました。今のことは後の質問に引かかるもんで、ちょっと変なふうに聞いま

企画政策課長
本多議員

したけれども、一応繰り出しの金額で地方交付税が決まるという形ということでいいわけですね、企画政策課長。

はい。そのとおりです。

では２－５です。27年度は制度の改定だったと考えますが、一部の交付金と拠出金が大きく増額し、また前年度の精算が1,400万円あったことが影響して3,000万円の実質収支でしたが、28年度は6,800万円、29年度は5,200万円と、実質収支は黒字を維持しています。財政運営を移行し、健全な運営を行っている国保については、多額の予備費は必要ないと考えております。現在の予備費から見て、一般会計の繰入金を減少させることは可能だと思いますが、可能ではないかどうか、さっきとの関係でお伺いします。

町 長

まず、多額の予備費につきましては、議員、御指摘のとおりでございます。経営移行の過渡期を過ぎましたら健全な運営を行い、多額な予備費を持たない会計運営を行うべきであると思っております。現在の予備費でございますけれども、9月議会における29年度決算による繰越額と国及び社会保険診療報酬支払基金の過年度精算額による補正により4,000万円余と多額になっております。一般会計からの繰り入れにつきましては、国からの事務連絡に基づき、その額を定めるものでありますので、予備費の多寡による調整はできないということでございます。

本多議員

できるだけ——できるだけということじゃなくて、ぜひ、予備費の関係から見ても、国保への繰入金を減少させるべきだと思っておりますので、ぜひ減らすことをお願いしたいと思います。

２－６です。国保会計は、前年度の繰越金によって実質収支が黒字になっていると考えています。この決算収支を把握しているかの質問です。諸支出項目で前年分の交付金と国庫支出金の返還をして精算をしており、精算後の実質収支を見ても、27年度4,200万円、28年度5,400万円、29年度5,000万円となっており、順調な状況に見えます。２－５の質問において実質収支は黒字を維持している、健全な運営をしていると言いましたが、実際は、前年度の繰越金によって実質収支が黒字となっているだけです。単年度収支を計算すると、21年度から29年度までの9年間で5年度は赤字となっております。実質単年度収支も4年度赤字です。29年度の実質単年度収支は1,800万円の赤字だと私は計算しております。一般会計と同じで、実質収支が多過ぎるのが要因です。繰越金を当てにするこの状況を早く打破して、単年度収支も黒字の状態にする健全な状況にすべきです。このような状況をどう考えているかお伺いします。

町 長

国民健康保険特別会計の実質収支、決算収支状況につきましては、毎年把握しているところでございます。実質収支では黒字であっても、実質単年度収支は、年により、過去の余剰を食っていたり、赤字額が増加したり、新たな余剰を生じたりしております。これは、後期高齢者医療、前期高齢者、介護保険といった被保険者の医療費以外の要素、長野県全体の医療費共同事業の拡大等、町では調整できないところと、医療給付費の年度末支払の不測の増大に備えるための財源確保が大きく影響していたものでございます。今年度から経営の主体が県になり、これらの要素が町会計から県に移行しましたので、翌々年度以降は全く違う会計運営になる見込みと考えております。

本多議員	わかりました。 ２－７です。国保支払準備基金が１億 9,800 万円あり、７年間変動しておりません。予算編成で不足分を繰り入れし、最終補正で戻すやり方です。28 年度は 5,000 万円、29 年度は 8,500 万円あります。予算措置のためにあるだけです。国保支払準備基金が現在の数字となったのは平成 23 年度です。22 年度と 23 年度でそれぞれ 5,000 万円の積み立てを行い 1 億 9,800 万円になりました。基金の取り崩しに法的な拘束があって活用できないのかお伺いします。
町 長	昨年度までの市町村国保による国民健康保険支払準備基金の目的は、医療費の急激な支出増大に備えるための財源担保であり、医療給付費の３カ月分を備えることが望ましいとされておりました。町では、およそ３カ月分について基金積み立てを保持してきたところでございます。基金につきましては、県が経営主体になり、県が財政安定化基金を創設いたしましたので、町国保が基金を保有する目的は終了したと考えております。市町村基金保有額は県に吸い上げられることなく、市町村国保がそのまま保有することとなっております。今後の各市町村の保有基金につきましては、納付金拠出のための国保税率の激変回避の財源、疾病予防等の保健事業への活用等が県及び市町村の共通認識でございます。基金取り崩しにつきましては、法的な拘束はございません。
本多議員	拘束のないことがわかりました。 それでは最後の質問です。２－８です。基金を活用して国保税率引き下げを検討する考えはありますか。また、算定基準を４方式から３方式に変更することを提案します。町の算定基準は、所得割、資産割、均等割、平等割の４方式をとっております。市町村標準保険料率は３方式で、資産割はありません。県内統一の算定基準となっております。都道府県の標準報酬料率は２方式です。政府管掌健康保険の協会健保は月の収入による標準報酬が基準となっております。協会健保と矛盾しないのは２方式です。収入に応じて賦課されるのは当然なことだと思いますが、資産割は固定資産税額に賦課するものですから、収入のない被保険者でも固定資産税があれば保険料を支払わなくてはなりません。資産割は除くべきだと考えます。資産割を除けば、保険料を維持するために所得割の税率は上がりますが、低所得者の被保険者には有利になります。算定基準を４方式から３方式に変更し、所得割増税分の税率を抑えた国保税率にして、不足分は基金を活用していくことを提案します。検討する考えはあるかお尋ねします。
町 長	国民健康保険税率は、前年度に県から示された納付金額及び準備保険料率をもとに、飯島町の国民健康保険事業の運営に関する協議会で協議し、諮問により議会議決を経て決定してくこととなっております。基金の取り崩しも含め検討してまいりたいと思っております。ちなみに、今年度当初予算でも納付金の不足額につきまして基金取り崩しで対応することとなっております。県が示した納付金額は全額納付しなければならないため、国民健康保険税の収納率が税率の設定に影響いたします。飯島町の収納率は、県下でも高い状況でございます。被保険者の皆様の国保税納付への御協力につきまして、引き続き御協力をお願いする次第でございます。次の質問である算定基準方式につきましては担当課長より説明いたします。

健康福祉課長	算定基準について申し上げます。算定基準であります、飯島町では、今年度につきまして、3方式にいたしますと、固定資産を持たず所得のある子育て世代への税額が激変し負担が大きくなる試算により、子育て支援の視点も含め4方式のままとしたところでは、ただし、資産割については現行以上の御負担をかけないというところで、税率の改正は行っておりません。経営主体である長野県国民健康保険の運営方針では、国保税の県下統一に向けて市町村と意見交換をしながら、2021年までに検討することとなっております。国が2方式で、長野県は3方式を基本としていますので、県国保税率の統一時には3方式となる見込みでありますので、3方式のほうに向けて検討してまいりたいと考えております。方式を変更することにより国保税額が激変する被保険者が想定されますので、毎年、前年度の1月末に県から示される納付金と標準保険料率を見ながら、数年かけて移行することとし、まずは4方式にあつて3方式にない固定資産税額に係る資産割の税率について検討することといたしたいと考えております。
本多議員	大変進歩な考え方で、うれしく思っております。先ほど三浦議員の質問の中での全国知事会の考え方もありますけれども、町は算定基準を、もう4方式から3方式に先行して変えて、国保税率も見直して、それは、もう喫緊の課題だと思っておりますので、ぜひそうしていただきたいと。それで、基金の1億9,800万円の活用については、ことし450万円減ると、それから徐々に減らしていった、数十年後になくなるような格好でいけばいいと思っておりますので、喫緊の課題と考えている4方式から3方式に変更する、これを、ちょっと町長に所見をお伺いしたいんですが。
町長	その方向性は認識しております。審議会がございますので、そこでしっかりと検討してまいりたいと思っております。
本多議員	基金の活用を検討していただくことを要望しまして、質問を終わります。
議長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散会	午後2時13分

平成30年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年12月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	発言の取消しについて	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	第 4 号議案	平成30年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
日程第 4	第 5 号議案	平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	第 6 号議案	平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	第 7 号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	第 8 号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	第 9 号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	第10号議案	平成30年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10	第11号議案	飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	第12号議案	飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	第13号議案	平成30年度飯島町一般会計補正予算（第4号）
日程第13	第14号議案	平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14	第15号議案	平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第15	第16号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16	第17号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17	第18号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18	第19号議案	平成30年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	請願・陳情等の処理について	
日程第20	議員派遣について	
日程第21	議会閉会中の委員会継続調査について	

平成30年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成30年12月18日

追加日程第1	発議第 9号	「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の提出について
追加日程第2	発議第10号	「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年12月18日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。本日をもって本定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 本日は議案9件が追加提案されております。また、去る12月7日の本会議におきまして付託いたしました補正予算案件7件、請願、陳情案件6件並びに継続審査となっていました案件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております各案件につきまして、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 発言の取消しについてを議題といたします。 ここで地方自治法第117条の規定により竹沢秀幸議員の退場を求めます。 〔7番 竹沢秀幸議員 退場〕
議 長	事務局長に発言取消申出書を朗読させます。
事務局長	(申出書朗読)
議 長	この件につきましては、複数の議員から発言内容につきまして疑問の声がございました。 発言内容について竹沢秀幸議員から、12月10日の会議における発言について、会議規則第62条の規定により、ただいま事務局長が朗読した部分を取り消したいとの申し出がありました。 本件につきましては、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。 お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、竹沢秀幸議員の発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。 ここで暫時休憩とします。休憩。
休 憩	午前9時14分
再 開	午前9時15分
議 長	日程第2 諸般の報告を行います。 諸般の報告につきましては、特別ありません。

これで諸般の報告を終わります。

ここで議事進行についてお諮りします。この後、審議いただく補正予算7議案につきましては、いずれも予算特別委員会へ審査を付託しております。そこで、これらの案件につきましては一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

日程第3 第 4号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第4 第 5号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第5 第 6号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第6 第 7号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第7 第 8号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 第 9号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第9 第10号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)

以上、第4号議案から第10号議案までの平成30年度補正予算7議案を議題とします。

本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

予算特別委員長

それでは、本定例会初日に予算特別委員会に付託されました平成30年度予算関連7議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。

審査を付託された議案は第4号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第3号)、第5号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、第6号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、第7号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)、第8号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、第9号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、第10号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)であります。

予算特別委員会は、総務産業、社会文教の2つの分科会を設けて各所管事務の審査を求め、12月7日から14日までの間に委員会並びに分科会を開催して慎重に審査を行いました。

結果は、お手元の報告書のとおり、付託された7議案の全てを可決すべきものと決定いたしました。

審査内容の報告をいたします。

特別委員会では、2つの分科会からの審査報告を全委員で精査し、さらに執行部への総括質疑でより掘り下げた審査を行いました。

ここでは、審査全体を7議案一括で事務事業ごとにまとめ、まず質疑の要点を報告します。

まず歳入からになります。

固定資産税につきまして、問い「1,500万円の増加更正理由は。」答え「メガソーラー建設による償却資産の増加が大きい。」

次、ふるさと納税が半減したことについて、問い「今後の町の方針は。」答え「税制改正の通知により、返礼品を物から事へ、例えば米俵マラソンなどへ見直す検討している。」、意見としまして「速やかに外注化をとめた判断は適切だった。」

次に、町施設の修繕などに関する補正予算への質疑が数件ございました。

1つ目は陣馬住宅への修繕費について、問い「入居率、今後の方針は。」答え「入居率50%。次年度、長寿命化計画を立てる時点で検討する。平成34年以降はいろいろな用途が考えられる。」これは用途の期限というのが平成34年という意味でございます。

それから、次、庁舎管理費、農集排修理費、浄水場等の修理費についての質問で、問いとして「具体的な中身は何か。」ということで「庁舎については給湯器、自家発電機の電池、雨漏り、駐車場の照明の修理。それから農集排については、流入流量計の故障修理。それから水道については浄水場の攪拌機の修理。」という内容だということであり

ます。

次に、飯島小の老朽危険木の伐採費で、問いとして「費用が高いが。」という問いがございましたが「高さ30メートルの木もあるものですから、その特殊伐採などが必要な状況であった。」という説明がありました。

以上は町施設も高齢化が進んでいるという現状を反映したものでありますけれども、ほかに文化館の太陽光発電のパワーコンディショナー交換に関する質疑がございました。問い「稼働から数年での故障だが、保険適用にならない理由は何か。」答え「原因不明で適用にならない。」、問い「原因究明が甘いのでは。」これに対して町長から「故障部分の特定は必要だ。」ということで「至急調査し、回答する。」という答弁がございました。

次に、地域福祉センターの照明器具の改修工事について、問い「事業の背景は。」答え「電気料金削減のため国の財政措置がとれそうだが、まだ未確定であるけれども、全館を町で実施する。」という答弁であります。

それから、次に住民福祉関連事業への質疑がございました。

1つ目は、福祉灯油とシェアスポットの進捗についてであります。問い「予算に盛り込まれていないが。」ということですが、答え「福祉灯油は以前実施したが、当時の価格に達したらまた検討する。」と、「シェアスポットについては取り組みを進めている。」という答えでありました。

次に、障がい者自立支援事業であります。問い「毎年1,000万円～2,000万円の補正が行われるのはなぜか。」ということで、答えとしては「年初に見積もりを行い、決算額も同額になっているのだけれども、当初予算編成の査定で減額されることになってしま

ございました。

次に、小中学校のエアコンの設置についてであります。今回の一般会計の補正の総額約2億2,000万円の8割近くを占める事業でありますので、多くの質疑がなされました。全体をごくかいつまんで、まとめて申し上げます。

まず明らかになった点を列挙いたしますと、まず、見積もり、予算、入札などについてであります。「業者情報により見積もりを概算した。」と、それから「国の交付税3分の1補助を見込んでいるけれども、実態がそれに対して乖離があるようであれば、追加補正もあり得る。」、それから「これからの事業なので、来年度の繰り越し事業になるであろう。」「全国的事業であり、他市町村とも事業の実施が重なるので、入札にも懸念があり得る。」という説明でありました。それから工事内容でありますけれども「国の要綱が来っていないが、確認して普通教室から設置していく。」と、「コストと町の気象条件から冷房中心の運用になる。」、つまり暖房も可能であるけれどもということに対する見解であります。それから「校舎の構造からして、埋め込み型でなく、天井つり型になるであろう。」ということでありました。以上のエアコンの設置事業については、質疑はございましたけれども、否定的な意見はございませんでした。

ただし、給食センター設計事業が削減されたことと関連しまして、まず問いとして「エアコンの事業のために先送りしたのだとすれば、これは納得できない。」という問いがございまして、町長から「先送りは、多機能型給食センターを研究するためである。両事業が当初に重なると荷が重いという事情もある。」という答弁がございました。

次に、討論について報告いたします。

第4号議案、一般会計補正予算（第3号）に賛成するものとして「町税の補正と、少額ではあるけれども繰上償還ができたことを評価する。」という賛成討論がございました。

また、第10号議案、水道事業会計補正予算（第1号）に賛成するものとして「浄水場の老朽化による故障に適切な保全が行われたことを評価する。」と、こういう討論がございました。

ほかの5議案についての討論はありませんでした。

以上、述べました審査により、予算特別委員会では第4号議案から第10号議案までの7議案全てを可決すべきものと決定した次第であります。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

浜田予算特別委員長、自席へお戻りください。

以上で平成30年度補正予算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第4号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

3 番

久保島議員

本議案につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

この夏の猛暑に従いまして3校にエアコンを設置しようという決断でもって、国の予算はつかないかもしれないがということで英断されたということについては、非常に評価するものでございます。賛成をいたします。

ただ、説明の中で、そのために給食センターの設計工事が先送りになったという説明がございまして、そこのところは納得できないということで追及したところでございます。そうしますと、多機能型またはその他の検討がまだ進んでいないんだということで、これを延期せざるを得ないと、2つの事業を一度にできることはなかなか厳しいという話もございました。そうであるならば、人員体制を増やす中で、2つであろうと3つであろうと、きちっと必要な事業をこなしていけるという体制が求められるんじゃないかということを苦言申し上げて、賛成とさせていただきます。

議 長

ほかにありませんか。

9 番

坂本議員

第4号議案に賛成の立場で討論いたします。

このエアコンについてなんですけれども、エアコンについての具体的な知識というのは、まだ職員には専門的な知識があるわけではございませんので、ぜひ、金額が多額なことになりますので、エアコンの機種及びその設置方法については吟味をしていただき、なおかつ、もし町内に入札業者ではない専門的な知識をお持ちの方がいるんだったら、ぜひ相談に乗ってもらうなどして、的確な判断のもとでエアコン設置の事業を行っていただきたいということを申しまして、賛成といたします。

議 長

ほかにありませんか。

10 番

三浦議員

それでは、第4号議案、一般会計補正予算に賛成の立場で、一言申し添えて賛成したいと思います。

私、9月定例会の一般質問で福祉灯油券の復活をということで検討を求めました。今回の補正予算、期待をしましたがけれども、盛られていませんでした。

今議会にSOSネットワーク上伊那から陳情が出されております。生活困窮者の生活実態をよく知っているからこそその陳情だったというふうに受けとめております。

そこで、10年前から消費税は10%に、前からだんだん変わってきて、現在は5%から10%になっております。年金額も減ってきておりますし、生活保護費も寒冷地加算や高齢加算などが減っております。物価も上がり、食品や生活用品、水光熱費などにも消費税が5%から3%ということで増税が響いております。一方で、健康保険や介護保険料など、負担増ともなっており、10年前以上に厳しい生活になっているというふうに感じております。でありますから、10年前の現在以上に高い、100何円になったんでしょう、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、そのときから考えても、現在同じくらい厳しい生活が余儀なくされているんじゃないかというふうに私は感じておりますので、ぜひ、再度検討をしていただいて、早い時期に福祉灯油の実現を求めて、賛成といたし

議 長	ます。 討論で発言される方は、最初に賛成か反対を申してから発言してください。 ほかに討論ありませんか。
6 番 浜田議員	第 4 号議案に賛成の立場から討論いたします。
	この補正予算の中には、細かく見るとかなり多くの修繕費等々が盛り込まれております。限られた予算の中で丁寧な補修を続けているということは理解できるわけでありま す。そのことについて評価して賛成とするものでありますけれども、一方で、実は、こ ういった補修、公共施設の補修に係るべき予算が、実は基金の中にかなり盛り込まれて いて、実際にはもっと前倒しで執行したほうがいいのかという印象を今回持つ た次第であります。このあたりについては再考する必要があるのではないかという点で あります。 それから、2 つ目としまして、今回、私は特別委員会の委員長として付託された議案 についての賛否の審査を行いました。しかしながら、今回付託された補正予算は、実際 には当初予算から一体のものとして検討されるべきものであるということも一方である と考えています。具体的に言いますと、審査の過程でも出ましたけれども、障害者の予 算等、本来当初予算に盛るべきものが補正の形で出てきているとか、先ほど同僚議員か らありましたように、ほかの事業が先送りされるとか、そういう予算設計全体について は、もう少しきっちりとした予算の設計あるいは遂行を行うべきではないかということ を感じるわけであります。 こういったところをつけ加えまして、賛成討論といたします。
議 長	ほかにありませんか。
1 番 本多議員	補正予算（第 3 号）の賛成討論ということで、賛成する立場から討論いたします。
	町税の歳入増の補正が提出され、個人住民税において、現年分は当初予算と変わらな い見込みで、過年度分 210 万円、固定資産税は 1,500 万円、町税 1,710 万円が提出され、 9 月定例会の一般質問の答弁が実施されました。今後も町税の補正をできるだけ早く予 算に反映させていただくことを希望します。 また、金額は少ないんですけれども、繰上償還が 880 万円計上されたことも評価しま す。できるだけ繰上償還を多くしていただきまして、将来負担率が下がるように検討を お願いします。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 4 号議案 平成 30 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について採決 します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のと おり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。したがって、第４号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第５号議案 平成３０年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第５号議案 平成３０年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第５号議案は原案のとおり可決されました。 続いて、第６号議案 平成３０年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第６号議案 平成３０年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第６号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第７号議案 平成３０年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第７号議案 平成３０年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第２号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第７号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第８号議案 平成３０年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第８号議案 平成３０年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第８号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第９号議案 平成３０年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第9号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 第11号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第11号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律が一部改正されたことを受けまして、これに準じて町の常勤の特別職及び議会議員の期末手当支給月数を12月1日にさかのぼって0.1月分引き上げ年3.35月分とするよう改正したいものでございます。

また、平成26年4月から5年間にわたって行ってまいりました町長及び副町長の給与月額減額、町長5%の減額、副町長4%減額の措置を平成31年3月31日までとしたものでございます。

これらの改正につきましては、飯島町特別職報酬等審議会に諮問し、御意見をいただいた上で実行いたしまして、今回提案させていただくものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 1 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 1 1 第 1 2 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 1 2 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 平成 30 年の人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与に関する法律の一部改正が行われたことに伴いまして、町の一般職職員の給与について国家公務員に準じた改正を行うものでございます。 平成 30 年における官民給与の格差を解消するため給料月額を平均で 0.2%、勤勉手当を 0.05 月分、宿・日直手当を 200 円、それぞれ引き上げる改定を行うものでございます。 実施時期でございますが、それぞれ平成 30 年 4 月 1 日にさかのぼって行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長		(補足説明)
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 2 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 1 2 第 1 3 号議案 平成 3 0 年度飯島町一般会計補正予算 (第 4 号) 日程第 1 3 第 1 4 号議案 平成 3 0 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) 日程第 1 4 第 1 5 号議案 平成 3 0 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予

		算（第3号）
	日程第15 第16号議案	平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
	日程第16 第17号議案	平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	日程第17 第18号議案	平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	日程第18 第19号議案	平成30年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
	以上7議案につきまして一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。	
	（異議なしの声）	
議 長	異議なしと認めます。	
	それでは、本7議案について提案理由の説明を求めます。	
町 長	それでは、第13号議案から第19号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。	
	まず、第13号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額51億4,709万6,000円は変わらず、歳出内容の補正をするものです。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、人事院勧告に基づき、国に準じて実施する給与等のほか、それに伴う特別会計への繰入金を減額し、予備費で調整するものです。	
	続きまして、第14号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6760万8,000円とするものです。歳入につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う一般会計繰入金を91万7,000円減額するものです。歳出につきましても同様に一般管理費の人件費を91万7,000円減額するものです。	
	続きまして、第15号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,570万6,000円とするものです。歳入につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う一般会計繰入金を13万9,000円減額するものです。歳出につきましても同様に一般管理事務費の人件費を13万9,000円減額するものです。	
	続きまして、第16号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億1,438万1,000円とするものです。歳入につきましては、人事院勧告に伴い国庫支出金2万3,000円、県支出金1万2,000円を増額し、人事異動及び人事院勧告に伴う一般会計繰入金を17万7,000円減額するものです。歳出につきましては、総務費において人件費を11万2,000	

	円、地域支援事業費において同様に9万円を減額し、予備費で調整するものです。 続きまして、第17号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額4億4,646万8,000円は変わらず、歳出内容の補正をするものです。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費を39万4,000円減額し、予備費で調整するものです。 続きまして、第18号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額2億4,606万2,000円は変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費を92万5,000円減額し、予備費で調整するものです。 続きまして、第19号議案 平成30年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支の関する補正であります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費を342万3,000円減額し、歳出総額を2億1,593万7,000円とするものです。 その他、細部につきましては、第13号議案の一般会計については担当課長から説明申し上げ、第14号議案から第19号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 最初に、第13号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第4号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第13号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第4号)について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第14号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第14号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
続いて、第 15 号議案 平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第 15 号議案 平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第 16 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第 16 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第 17 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第 17 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
続いて、第 18 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第 18 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 19 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について 討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 19 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について 採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	ここで休憩いたします。再開時刻を 10 時 35 分といたします。休憩。
	午前 10 時 20 分 午前 10 時 35 分
議 長	会議を再開します。
	ここで議長から申し上げます。12 月 14 日付、予算特別委員長の委員会審査報告書の うち、審査結果につきまして「採択すべきもの」と記入をされておりますが、「可決すべ きもの」と訂正をお願いします。 なお、委員長報告では「可決すべきもの」と発言されておりますので、申し添えます。
議 長	日程第 19 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
	先ほど申し上げましたとおり、平成 30 年 9 月議会定例会、総務産業委員会において継 続審議となっていました陳情、去る 7 日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付 託しました請願、陳情等について、お手元に配付のとおり各常任委員会委員長から請願・ 陳情審査報告書が提出されております。 ここで議事進行についてお諮りします。各請願、陳情の審議については、委員長より 一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論、採決をしたいと思 います。これに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
議 長 総務産業委員長	それでは、総務産業委員会の陳情審査報告を申し上げます。
	まず最初に、平成 30 年 9 月定例会におきまして付託されまして継続審査となっており ました飯島町 4 区連絡協議会会長からの提出、竜東線 (主要地方道伊那生田飯田線) の 整備促進並びに、飯島町側からの早期工事着手についての陳情書につきまして御報告い たします。9 月定例会におきまして、本郷区長 矢澤義正氏と伊藤会計さんを参考人に 招致いたしまして審査を行った結果、継続審査としていたものでございます。結果、お

手元の報告書のとおり不採択すべきものと決しました。

審査の内容について申し上げます。

中川村飯沼地区において工事進捗に支障が出ているということは認識していますが、その打開について村初め各方面での努力が認められているところでございます。その中であって、飯島町から着工すべきという言動は、期成同盟会の合意事項に反することになり、和を乱すことになりかねません。いましばらくは状況を注視し、協力体制を維持していくことが賢明であるという判断に至ったものでございます。

なお、提案ありました設計のみを先行させるという手法につきましては、設計と工事とは間をあけることなく行わないと、そごもしくは相違点が発生し、二度手間、無駄遣いということになりかねないという見方もございまして、不適當としたところでございます。

なお、今後、地区において本道路を早急にあげなければならないという緊急性という点でも、中川飯沼地区にまさる状況ではないと判断をしたところでございます。

よって、飯島町議会としましては、課題の打開、解決、状況をしばらく注視いたしまして、できる協力体制は維持しつつ、打開突破困難となったときには、初めて期成同盟会で正式に議題として飯島側からの着工ということも俎上に上げていく、そういうことが必要だろうということで不採択となったところでございます。

次に、平成 30 年 12 月定例会におきまして付託の平和って何だ・伊那谷代表 角憲和氏から提出の沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の中止の意見書の提出を求める陳情につきまして、参考人として提出者に出席を求め、審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決しました。

審査の中で出た主な質疑について御報告いたします。

問い「行政不服審査法の背景はどうか。」答え「背景はわからないが、行政が行政に不服を申し立てるなどは不穏当きわまりない。」、問い「辺野古に決まったのはいつか。」「1995 年の少女暴行殺人事件等以後に国と米国との交渉でできたのではないか。」、問い「沖縄は辺野古をやめてどこへ持っていけと言っているのか。」答え「辺野古にはつくらせないと言っている。基地を否定しているとは私には読み取れない。辺野古はだめだということだと思う。」という質疑がございました。

次に、上伊那民主商工会会長 鈴木正巳氏から提出の国に対し、消費税率 10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書につきまして、上伊那民主商工会副会長の滝沢孝夫氏並びに越百農産取締役 桃沢孝夫氏のお 2 人に御出席を願い、審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決しました。

審査の中の主な質疑について御報告いたします。問い「インボイスで 1,000 万円免税がなくなるという解釈か。」答え「免税店はなくなりますが、大企業取引にインボイスが求められると課税店になることになり、免税を選択できない。」、問い「税額確定申告には相当の投資が必要になるのか。」答え「軽減税率という複数税率であり、混乱を招く。食堂で食べたら 10%で出前は 8%とは意味がわからない。カード決済にも経費がかかってくるのではないか。」、問い「事業者として対応の難しさを説明いただいたが、趣旨は

	全体的に消費税増税反対ということによいのか。」答え「そのとおり。」。
	以上、総務産業委員会の陳情審査報告を申し上げました。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。 次に社会文教委員長から報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、社会文教委員会に付託されました陳情2件、請願2件につきまして、慎重な審査を行いました結果、お手元の報告書のとおり、それぞれ採択すべきものと決しましたので報告いたします。 審査日は12月12日午後1時30分からと翌日13日午前9時10分から、2日間にわたり審査を行いました。 30 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情については、長野県医療労働組合連合会執行委員の遠山計氏と看護師の金田恭子氏から説明を求めました。 質疑の主な内容は、質問「不払い」「高度化」という言葉が出てくるが、その内容は。」 答え「不払い」とは、出勤時間より前に仕事の準備のために何十分か早く出勤しているが、その時間は給与とされていない。「高度化」は、学校を卒業しただけではすぐに看護師の仕事ができないので、現場で学んでもらうが、以前は2～3カ月で夜勤労働までできた。しかし、近年、身につけることが多くなり、1年くらいかかって一人前の看護師となる。」、問い「連合会の組織率は。」答え「県内の看護・介護士の方たちは10万人ぐらいいるのかと思うが、そのうちの1万1,000人である。日赤、厚生連、公共病院、民医連、独立法人などで130病院のうち組合のあるのは60病院ほどか。開業医や民間法人は入っていない。」。 賛成討論の内容は、「2007年に国会で採択されたが、10年たっても実現できていない状況で、ますます過重労働が進んでいる。現場で働いている人たちが人手不足のため休みがとりにくい状態が続いている。全国的な状況であり、採択すべき。」、また「以前入院したとき、夜間、介護士が1人であり、不安に感じた。安心な医療を受けるには労働環境の改善や充実を図る必要があるので、賛成である。」。 次に、30 請願第5号 上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書について、高校再編を考える上伊那の会の事務局の前澤啓子氏から説明を求めました。 質疑の主な内容は、問い「高校再編を考える上伊那の会は、いつまでに結論を出せばよいと考えているのか。」答え「2年くらいはかかるのではないか。」、問い「県議会への働きかけはしているのか。」答え「高校再編には県議会の承認が必要なので、これからは県議会とも話し合いをしなければいけないのではと思っている。」。 賛成討論の内容は、「高校だけの問題ではなく、地域全体の問題である。みんながこのことを知り、議論に加わるべきで、拙速な結論を出さず、多くの人の意見を聞き進めていくべきで、賛成である。」。

反対討論の内容は、「3月に広域連合の協議会の中で話が出てきて、広域連合の事業の中に教育の問題は入っていなかった。しかし、6月の定例会の後の全協で地域全体に関係することなので、高校再編を扱うべきだということになり、協議会がつくられた。協議会は5回で終わる予定で進められてきたが、11月の時点で8回に延長をしている。2月に答えを出すとははっきり言わなかった。あくまで、広域連合が報告するのではなく、協議会が県教育委員会に報告することになっている。協議会の中では、下伊那、諏訪の高校同窓会の会長などいろいろな意見を聞き、地域懇談会を1月から辰野、伊那、駒ヶ根で実施すると言っている。その後、方向づけをして県教育委員会に提出する予定で、拙速にやっているわけではなく、手順を踏むべきことはやっている。よって反対である。」。

次に、30 陳情第 12 号 灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書について、SOSネットワーク上伊那の小林千里氏から説明を求めました。

質疑の主な内容は、問い「辰野町、箕輪町で行っているが、ほかはやっているところがあるのか。」答え「南箕輪村でやることになったが、ほかは今のところ聞いていない。」。

賛成討論の主な内容は、「我が家の実態を見ても、灯油が高いとなると高齢者は寒くても我慢をしている。特に七久保は標高が高く寒いので、近隣町村も始めているならば、当町でも支援してもよいのでは。採択すべき。」、また「9月の一般質問に掲げていて、検討すると回答があった。生活保護費は多くの方が10月より減らされている。よって、実現してほしい、賛成である。」。

次に、30 請願第 4 号 性的少数者の人権保護と認知教育の充実の請願について、Rainbow Fellows 長野の上伊那支部 高嶋一郎氏から説明を求めました。

主な質疑の内容は、問い「相談窓口の設置とあるが、自治体ごとにつくるのか。どんなイメージか。」答え「松本市は自治体の中にあり、ホームページで告知している。教育関係でもよいのではと思う。」、問い「隠すことが理解をおくらせているのではないかと。公表し、声を上げていくことも必要ではないのか。」答え「今、自営業と学童クラブの支援員をやっている。このような女性的な服装で、子どもの前でも「私は男性だけど、女の子になりたかった。」と普通に子どもたちに話をしていて。あるとき「先生には近づいてはいけない。」と親に言われた。」と子どもが話してくれた。ショックであった。ネームプレートは男性の名前になっているが、女性の服装をしているので、女性とと思っている親もいた。他の先生の間でもいろいろあって、仕事が減らされてしまった。せめて見た目と名前が一致するよう、現在、改名を申請している。」、問い「小中学校におけるLGBTの教育をとあるが、県内の状況は。」答え「小中高校の中で授業に取り上げて、当事者を呼んで講義をするというところもあるが、全くしていないところもある。当事者の話を聞いてみると、子どものときに自覚のあった人は10人中10人のようである。けれども、誰も教えてくれなかったの、自分は普通の人と違うのではないかと長い間悩んでいた。保健体育でも道徳でもよいので、人間の性別は見た目だけではなく、心の性別があり、心と体が一致しない人が13人に1人という7.6%で、これは左ききの人の割合と同じであると教えてもらえれば、安心感が持てる。」、問い「伊那でこういった問題を講義したことはあるのか。また、企業における取り組みを知っているか。」答え

「今は、企業はわからない。教育現場では私の友人が講義をしたことがある。」、問い「性同一性障害を知ったのは20年ぐらい前のテレビの中であったが、もっと知らせる必要があると思うが、現状は。」答え「20年前、埼玉医大でこの治療が始まると記事で読んだことがあります。諸外国に比べていろいろとおくれています。私はホルモン治療をしているが、20年たっても自由診療にされている。性適合手術は保険が適用されるが、ホルモン治療は自費になっている。子どもたちに偏った知識しか持っていないオカマというさげすんだ見方をする子が多く、それをいちいち蔑称と否定してはいられない。まだまだ親たちの間でも正しい認識がされていないので、親の方たちにも差別をしているという意識がない。子どもにしても保護者にしても、教えることは必要である。一緒に講演会を聞く必要があるのではないかと思う。」、問いとして「同性パートナーシップ制度は法的には難しいが、どのように考えているのか。」答え「法改正まではいかなくても、日常の中、アパートを借りたり入院するときの対応などの制度を緩和してほしい。」ということであります。

賛成討論の主な内容、「性的差別はよくないと思っていたが、みんなが知って受け入れていかなければならない問題でもある。町でも安心して相談できる窓口が必要であり、賛成である。」、「まだまだ当事者の人たちは本当の自分を隠して生きなければならず、自分を出せないつらさは苦しいものである。偏見や誤解を解いて、真実の自分を表現し、生き生きと暮らせる世の中にしないといけない。」。

以上、長くなりましたが、4件の報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

坂本委員長、自席へお戻りください。

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に、30 陳情第5号 竜東線（主要地方道伊那生田飯田線）の整備促進並びに、飯島町側からの早期工事着手についての陳情書について討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから 30 陳情第5号 竜東線（主要地方道伊那生田飯田線）の整備促進並びに、飯島町側からの早期工事着手についての陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。

この採決は起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

〔起立者なし〕

議 長	賛成者ゼロでございます。したがって、30 陳情第 5 号は不採択とすることに決定しました。 次に、30 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、30 陳情第 9 号は採択することに決定しました。 次に、30 請願第 4 号 性的少数者の人権保護と認知教育の充実の請願について討論を行います。討論はありませんか。
11 番 中村議員	賛成の立場で討論を申し上げます。 ようやく性的少数者の声が社会の中に届く時代になって、その理解が進んできたように思います。とかく大きな声、多数派の意見によっていろいろな判断が正当化されてしまい、その結果、小さな声、少数者に対して偏見の見解がされていました。しかし、昨今では、性同一性障害に関する医学また心理学等で理解が進んできたように思います。一般社会でも性的少数者への偏った見方が見直され始めてきたように思います。過去には、当事者は社会に受け入れてもらえず、幼少期からいじめ、孤独に耐え、また生きる希望を見出せずに自分を責めてしまうなど、悲しい状況があったことを知りました。 この世に生を受けた人は、誰もが平等に生きる権利があることから見ても、性少数者の人権保護と認知教育の充実を図り、LGBT教育の充実、そして誰もが社会に使命感を持って活躍できる世の中であるべきと判断し、今請願に賛同いたします。
議 長	そのほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 請願第 4 号 性的少数者の人権保護と認知教育の充実の請願について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、30 請願第 4 号は採択することに決定しました。 次に、30 請願第 5 号 上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。
11 番 中村議員	私は、この請願に反対の立場で討論を申し上げます。 上伊那地域の高校の将来像を考える協議会では、当初 5 回の会議を予定していました

議 長
10 番
三浦議員

が、もう少し時間をかける必要があることから8回に増やしています。

また、協議内容の公開も、意見聴取は、今後は1月下旬に各地域で地域懇談会を予定しています。

また、インターネットでも、そのたび内容が把握できる状況にありますので、地域住民に公開されていると判断しております。

また、拙速とのことでありますが、少なからず、私もそう思わないわけではありません。しかしながら、既に先進的に統合し、総合学科高校として運営している学校もあり、参考になる例があることは進めやすい部分もあると思います。

時代は、子どもたちが学習しやすい、将来を展望しやすい、地域の発展の展望を抱ける内容が盛り込まれている学科が求められています。今のままでよいのか、伊那谷の子どもたちの未来を考えたら、ただ時間をかけるのではなく、先進地を参考に高校の未来像をしっかりと描いていくべきと考えます。

今後、開かれた協議会にどんどん参加し、意見を述べ、子どもたちの未来を語っていただくよう呼びかけていくことが必要と考えます。

よって、今請願内容は、同協議会が取り組んでいることでもあり、あえて意見書の提出の必要はないかと判断し、反対申し上げます。

ほかにありませんか。

私は、上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書に対して賛成の立場で討論をしたいと思います。

県教育委員会が9月19日に高校改革の実施方針で2019年までに旧12学区単位で地域協議会を設置して具体的な高校の配置について協議し、県に提案することとしています。が、現時点で高校再編について、上伊那以外では協議会はできていません。

上伊那は、全県の中で先んじて6月に上伊那地域の高校の将来像を考える協議会を発足させて、協議会が開催されてまいりました。

しかし、協議会のメンバーには、産業界から5人もが入っているものの、高校のある地域の人たちや現在の高校生や保護者、再編がされれば当事者となるであろう保育園児などを持つ保護者など、かかわる幅広い人の意見を求めるべきだというふうに考えております。

この問題は、高校だけの問題ではなく、上伊那全体の問題として考えるべきであります。

また、現在ある高校の設立から今日まで、歴史や同窓会の存続の問題などの課題は、一部の協議会の委員だけで方向を決めることには大きな問題があると考えています。

協議会の中でも再編よりも少人数学級を実現することのほうが望ましいと考えるなど、そんな意見も出ているとお聞きしています。

子どもたちの将来を大人の効率優先の考え方で決めてはいけません。いろいろな立場の人の意見を聞き、もっとじっくり議論を重ねて方向を出すべきと考えます。

協議会は、委員のメンバーは決まっておりますので、協議会の中では委員以外の者は

議長
3 番
久保島議員

意見を述べることはできない、傍聴をするのみです。ですので、これ以外に多くの地域で、また多くの皆さんの声を聞けるような場をたくさん設けて、この高校再編問題を上伊那全体の問題として住民が捉え、協議をして、議論を重ね、その結果、方向を決めていくというのが正しいと私は考えています。ですので、拙速に結論を出すことはすべきではないというふうに考えますので、この請願の内容を支持し、2 項目の内容を協議会に要請することを求めて、賛成といたします。

ほかに討論はありませんか。

私は、この請願につきまして不採択の立場で討論いたします。

請願書では、7 年後に 100 人程度の減少で問題ないというふうになっていますが、100 人でも大問題でございます。本年の入学者が 1,856 人でございまして、10 年後には、2029 年ですが 1,462 人と 400 人減少するということになっています。およそ 1 校分の新入生がいなくなるという計算でございます。これが片寄ると、入学ゼロという学校が出る可能性は十分ございます。今から検討し始めないと間に合わない、もう早急に結論を出して 10 年後に対応していくべきだと、一朝一夕にできるものではございませんので、これは早急な協議が必要だろうというふうに考えています。

再編に対しては、地域エゴ、親の都合、それから同窓生の思い、この辺のところは取り入れる要件にはありません。一番大事なものは、将来の子どもたちが望む教育環境が最良の環境で受けられる権利を平等に確保できるかという点でございます。県内の都市部や他地域の高校に比べて、施設とか設備とか体制で劣ってくるということであってはなりません。それには、適正学級数、適正施設、適正設備が提供される、そういうものであると、それが最優先されるものだというふうに思います。

人口の高齢化、少子化によって、当然、今までの公共施設っていうのは存続できるわけもなく、いずれはあらゆるものが再編、統廃合になります。その中であって、教育施設っていうのも例外ではない、その時期が必ず参ります。ですので、早目早目に手を打っていくということが大事でございます。

住民に意見を聞く会なども開催されますので、その点も考慮しながら、しかし、そうは言っても地域エゴ、親の都合、同窓会の思いっていうのは意見の中に出てきてはならんというふうに思っています。私たちは、地域に学校があったほうがいい、通学するには近いほうがいい、それから我が母校がなくなるのは悲しいと、そんな思いを言うときではない、将来の子どもたちによい環境で教育を受けてもらう、そういう環境を整えていくことが我々の今の責務だというふうに思います。地域の活性化っていうことは別の次元ですし、通学にもし不安があるならば、その対応を考えればいいということでございます。母校の思い出はアルバムに残していただきたい、それで結構です。

ここは、協議会の皆さんに一任して、早急に方向性を出していただいて、県教委に働きかけをお願いしたい。議員各位にも、ぜひとも将来の子どもたちのために教育環境の確保っていうことを第一義に考えていただきたい、そのことを申し添えまして、本陳情に反対し、不採択と討論いたします。

議長
6 番
浜田議員

ほかにありませんか。

本請願に賛成の立場から討論いたします。

この問題については、実は、私は昨年の 6 月議会で教育長に一般質問させていただきました。そのときの教育長のお答えは、拙速な数合わせは行わないというお答えでありました。むしろ、どういう教育環境が子どもたちの教育にとって望ましいのか、そういう意見でございました。今、教育長がこの協議会のメンバーでいらっしゃいます。そのときの御発言が尊重されることをまず第一番目に申し上げたいと思います。

まず、教育の再編というのが今話題になっていますけれども、それ以前に考えなければいけないのは、一体この問題について誰が主人公なのかということであります。親のエゴという発言もございましたけれども、保護者も含めまして、本来、教育の中心になるのは教育を受ける子どもたちが何を望んでいるか、彼らが自分たちの頭で自分たちの進路を決めるだけの環境が整えられているか、このことが議論されなければ、その先にある再編の問題ってというのは議論されるべきではないというふうに考えております。

ところが、これまでの協議会の進め方の中では、そういった場がなかったというのが実態であります。先ほどこれから住民の声を聞くという場が設けられたというお話がございましたけれども、具体的な協議会の進め方についても、もう少し申し上げますけれども、実は、参考人の意見は、協議会は、実は直接聴取しておりません。県のリニア推進課が代理者として、PTAですとか校長ですとか、そういう方の意見を聞いて、それをまとめる形で協議会に具申していると、こういうやり方ですね。要するに、直接住民の生の声を聞く作業を行っていないというのがまず第 1 点です。

それから、先ほどの今後の 3 回の公聴会につきましても、もともと協議会の中にはそういうスケジュールはありませんでした。2 月末の結論を出すことを前提にして、その大半が秘密会あるいは非公開の形で制度を推進する、こういう全く閉じられた形で協議が進められようとしておりまして、これに対して今回の請願者たちが申し入れをした結果、それでも公聴会を開くという方向が決定されたということでもあります。

ですので、本当に将来、長期にわたる方向性を住民の間で練ることが目的であるならば、引き続き私たちは住民の声を聞く、とりわけ将来を担う子どもたちがどうあるべきかという、教育の再編という数合わせではなくて、まず、その中身について、どういう教育がいいのかということについてじっくり審議をすることこそが、将来の子どもたちに対する本当の今の大人たちの責任であろうというふうに考えます。そういう意味で、十分な熟議を行うべきだろうと。

さらに申し上げますと、このことが、今の例えば保育園の年長組が対象になると思いますけれども、その両親たちは、この問題についてどれだけ認識しているかということでもあります。恐らくほとんど浸透していないと思います。それから、県の教育委員会がモデルとして出している統合再編案についても十分な認識はされていないと思います。まだまだ周知が不足の中で、なぜ急ぐのかと、このことを私はあえて指摘したいというふうに思っております。

	そういった理由を含めまして、この意見書を採択するように同僚議員の賛成を求める ものであります。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 請願第 5 号 上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書に ついて採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は 採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立ください。 [賛成者起立]
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、30 請願第 5 号は採択することに決定し ました。 次に、30 陳情第 10 号 沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の 中止の意見書の提出を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。
10 番 三浦議員	それでは、「沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の中止が唯一の 解決策です」の「軍勢力を背景にした「抑止力」一辺倒を改め、県民に寄り添う解決に 方向転換すべきと考えます。」との陳情者の意見に賛成をするものです。 沖縄県は、戦後、本来であれば日本の国の県として日本国憲法のもとで、私たちと同 じ法のもとに自治があり、日本国民としての権利と暮らしが保障されるべきところを、 米軍の統治下に置かれ、沖縄返還までの長きにわたり日本国民もパスポートなしに沖縄 に行けない治外法権の状況でした。米軍基地は、沖縄住民の家屋、畑、公共施設など、 住民を収容所に強制移動し、米軍基地がつくられました。沖縄県民は、今日まで米軍基 地があることで命や暮らしが脅かされてきたことに怒りを持っています。米軍基地をな くしてほしいと願っているというふうに私は思います。辺野古への米軍基地移設で解決 される問題ではありません。 沖縄県知事選挙の結果が示したように、沖縄県民は米軍基地の辺野古移設、埋め立て は望んでいません。選挙結果で民意は示されているというふうに思います。 14 日に土砂を反対の声を無視し投入しました。サンゴなど希少価値の高い生物の宝庫 でもあり、世界でも数少ないジュゴンの生息地に二度と戻らない赤土まじりの土砂が入 れられました。既に栈橋をつくり始めたときからジュゴンが姿を消したとの声がありま す。たくさんとれていた魚なども住民がとることもできなくなったと言っています。 沖縄県民の暮らし、美しい沖縄の自然を守ることが政府のまずすべきことであり、唯 一の方法は辺野古新基地建設中止であると考えます。 沖縄県民に寄り添って、米軍基地があることで恐怖におびえることのない穏やかに暮 らせる沖縄に、飯島町議会人として思いをはせて、陳情の趣旨に賛同し、意見書を政府 に上げることを私は求めて、賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。

9 番
坂本議員

私は賛成の立場で討論いたします。

この文書にもあるように、翁長知事、そして玉城デニー知事と沖縄は一貫して辺野古埋め立てには反対する知事が選ばれております。

また、来年 2 月 24 日に新基地の是非を問うとする県民投票が行われる予定となっております。

また、ハワイ在住で 4 世の沖縄出身のロブ・カジワラさんがトランプ米国大統領に向けて工事を停止するよう求める電子署名を 12 月 8 日に呼びかけていまして、署名開始から 30 日以内、つまり 1 月 7 日までに 10 万筆に達すれば、ホワイトハウスが対応を検討し、60 日以内に回答しなければならないという制度を使って署名を集めております。これは 13 歳以上、居住地や国籍に関係なく署名できるとされております。現在、16 日夜 7 時の時点で 6 万筆超が集まっております。このように、沖縄の問題はアメリカ国民の間でも関心の高い内容であります。

安倍総理は、民主主義の国家である日本の総理として沖縄県民の声を真摯に受けとめ、埋め立て処分の撤回をするべきです。

アジアの外交は、ここ数年で攻撃的なものではなく、平和的な外交政策に変わってきております。平和主義をうたった憲法を持つ日本として、軍事力を背景にした外交から話し合いによる外交にかじ切りをするべきです。

よって、この陳情に賛成といたします。

議 長
11 番
中村議員

そのほかに討論ございませんか。

この陳情に反対の立場で討論を申し上げます。

私は、委員会の中でも反対討論をした内容におきまして、まず第一は、普天間の近隣の地域で暮らす子どもたち、そして近隣の住民の皆様の一日も早い安心・安全な環境を国はまず第一に優先するべきという立場であります。

また、この辺野古への移設は 20 数年前に一旦は沖縄側も納得し進め始めたところに、鳩山政権のもとで少なくとも県外というところから辺野古が頓挫し、ずっと長い間、それが今度は沖縄住民の反対という意識が強まり今に至っているように感じてなりません。

まずは、国としては、今、賛成討論の中で、割と北朝鮮との交渉も安全の方向の会話が進んできたようなことを言われましたけれども、まだまだ、そうは言っても手放して近隣が本当に安心して外交ができるという状況にはまだならないと私は判断しております。

また、憲法 9 条のもとで守られてきたというのは確かでありますけれども、この背景の中には、やはり日本とアメリカという、アメリカの協力なくして日本のこの平和な社会はあり得なかったと私は思っております。米軍がしっかりと日本の近海で防衛をしてくださっていた。その一人一人の米軍には親がいます。兄弟がいます。そういう人たちが命がけで働いていたということに、私たち日本国民はもっと感謝をしなければいけない。ただただアメリカを批判するのではなく、そういう感謝の心もあり、そういう上で、

もっと国際社会で軍事力を持たなくてもしっかりと信頼関係が結べるような外交を進めていくという、そういうふうな方向で行かなければいけないので、ただただアメリカを責めるようなことは、私たち一人一人の人間の中にあってはならないと思います。

今現在においても、日本は、まだまだ米軍の力を借りなければ日本の抑止力は保てません。

もちろん沖縄県民の皆様には大変苦痛な思い、ずっと戦時中からさせていることは、私自身も本当に申しわけないという思いであります。であるから、一步ずつ、本当に軍事力を持たなくても平和と言えるような社会になるよう、一気に手放しでというわけにはいきませんが、まずは辺野古に移設をし、それから、また外交努力をして、徐々に信頼関係を結んでいくという、その一步一步の一つとして捉えていただき、国はもっともっと沖縄県民に理解をしていただけるような、そういう対話というかを重ねていく必要があると思います。

そんな意味からも、まずは普天間の住民、子どもたちの安全・安心な環境を維持するためにも、この辺野古への移設に対する陳情に対して反対と申し上げます。

ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成の立場から討論いたします。

その前に、討論の進め方について一言申し上げますけれども、本来、討論交互の原則に立って行われるべきだというふうに思いますので、賛成討論が2つ続かないよう議長の采配を要求するものであります。

さて、この辺野古・普天間の問題というのは、長い間、沖縄県民を苦しめてきました。これに対する解決策は、米軍基地の縮小以外にないだろうというふうに考えております。

これまでの沖縄県民の意思は非常に明白であります。

鳩山政権の話も出ましたが、選挙公約で県外、国外というものを公約しながら、途中で態度を変更したと、これが鳩山政権の沖縄に対する態度でありました。

それから、沖縄の知事に関して言えば、先々代の仲井真知事は、知事選挙において辺野古反対を標榜して当選した方です。しかし、この知事もやめる直前に賛成に転じたということで、県民の意思は当時からも反対でありました。翁長知事は言うまでもありません。ずっと反対を貫いておりましたし、今回の玉城デニー知事も同じ反対を貫いております。そういう意味では、沖縄県民の意思は一貫して辺野古反対だということを改めて確認していただきたいというふうに私は思うわけであります。

では、日本の国民全体ではどうか。最近の世論調査から明らかなように、最近行われた全ての世論調査で沖縄基地について政府が強引な進め方をすべきではないというのが世論調査の直近の結論であります。つまり、沖縄の知事選挙の結果を受け、それから、最近の強引な土砂の投入を受け、それによってもたらされた日本国民の世論も反対であります。

私たち飯島町議会は、やはり同じ地方自治体として、地方の苦しみを我が事として捉えて、この問題に対して態度を表明すべきではないかというふうに思います。

議長
6番
浜田議員

		米軍について言えば、米軍基地があることによる弊害は山ほど指摘されてきました。とりわけ日本の日米地位協定のひどさというのは国際的にも例を見ないものでありまして、日本の全国知事会自身が日米地位協定の見直しを求めるという決議を上げているのが今の日本の地方自治の現状であります。この問題に目をつぶって米軍に感謝をするべきだというほどの暴論はないというふうに私は考えております。 そういったことも含めまして、沖縄にこれ以上の基地の負担を求めるべきではないというのが私の意見であります。 さらにつけ加えるならば、辺野古は普天間の代替、あるいは負担軽減ではありません。もともとあったキャンプ・シュワブに対して滑走路を2つ増設して、しかもアメリカの海兵隊っていうのは、決して防衛のための部隊ではなくて、いわゆる殴り込み部隊として国際的には認識されている部隊でありますけれども、こことの連携を強化するという軍事的な基地の強化の機能を持っているのが辺野古の基地の実態であります。つまり、普天間の基地軽減ではなくて、さらにこれを利用して一層の基地強化を進めるというのが辺野古基地の実態であればこそ、私たちは、この強引な進め方に対して反対をすべきだというふうに考えまして、賛成討論といたします。
議	長	次に反対討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	賛成討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 陳情第 10 号 沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の中止の意見書の提出を求める陳情について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は不採択です。 ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。 本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立少数です。したがって、30 陳情第 10 号は不採択とすることに決定しました。 次に、30 陳情第 11 号 国に対し、消費税率 10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。
10 番 三浦議員		それでは、国に対し、消費税率 10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について賛成の立場で討論をしたいと思います。 消費税は所得の少ない人ほど重い税であり、税の公平性の理念から、本来あってはならない税収の手法であるというふうに考えています。 5%から8%に増税され、貧困と格差が広がったと感じています。 暮らしの中では、年金が引き下げられ、医療、介護にかかる保険料も利用料も引き上

げられました。

若い世代も切り詰めた暮らしをしています。フリーマーケットやリサイクルセンターなどが若い世代の人に人気があるのは、やりくりの知恵であり、これ以上の増税は若い世代が一層生きづらいものになると考えます。

消費税は、商品やサービスにかかるために、食料品や生活必需品の家計の支出に占める割合が低所得者層ほど重くなる税金です。年収が多い人ほど消費税の負担率が低く、総務省の2015年の調査によれば、年間800万円以上の世帯では4%を切っているのに対し、年間350万円以下の世帯では収入の6%～7%程度の負担となっており、格差と貧困を広げる不公平な税制であると考えます。

本来、生活に課税しないという税制の原則があり、基礎控除が設けられています。収入に応じて税金を支払う応能負担が原則です。税制の原則から消費税は大きく外れていることが総務省の示している数字でも明らかです。

所得税率については、1984年8,000万円を超えると70%の税率でした。2007年は1,800万円を超えると40%、2015年からは4,000万円を超えると45%の税率となっていて、所得の多い富裕層への優遇税制になっています。

法人税の税率においても、1984年の税率は43.3%であったものが2018年の税率は23.2%です。

食品、生活用品にかかる消費税は、低所得者の生活を直撃しており、本来非課税の世帯に重くのしかかっています。税の原則からかけ離れた税制であり、これ以上の消費税率の引き上げは中止すべきであると考えます。

また、インボイス制度により、1,000万円以下の今まで消費税の納税義務がなかった事業者にも、持ち帰りや飲食の違いで税率が違うなどの煩雑な消費税の出入りなどで事務が大きい負担になると言われています。インボイス制度で請求書などを保存することが義務づけられるということです。インボイスを発行できないと事業の継続ができない事態も生まれると、このように専門家の指摘もあります。飯島町の中小零細業者にとって死活問題となる可能性もあります。

このような低所得者や中小零細業者にとって重い負担となる消費税率の10%への引き上げは中止すべきと考えます。

本来あるべき税の原則にのっとり、大企業や富裕層に対する課税のあり方を改めることのほうが先決であるというふうに考えます。

よって、この陳情に賛成するものです。

議長

次に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

賛成討論はありませんか。

9番

坂本議員

この陳情書に対して賛成の立場で討論いたします。

現政権の税制改革に対する不公平を見るにつけ、今は10%にするべきではないと考えます。

		所得格差は年々広がり、先日の日産の元会長のカルロス・ゴーン氏の 40 億円の脱税を思うに、大手企業の内部留保がこんな形で表に出てきています。一個人が小さな国の国家予算のお金をもっても一生使い切れないことでしょう。その陰で、多くの人材派遣労働者、また一般の地方の生産に係る労働者、また福祉業界、または医療関係者の方々は、中央にお金の流れるこの税システムから吸い上げられていくばかりです。 地方交付税とは名ばかりで、一向に大都市以外の地方は政府の政策に惑わされ衰退の道を逃れられません。政府は、税の不公平を拭い去る新しい税制度の改革に乗り出すべきで、殊さら 8 % の続きである 10 % の税率アップはやめるべきと思います。 よって、この陳情に賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。——ありませんか (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 陳情第 11 号 国に対し、消費税率 10 % への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。 ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。 本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 [賛成者起立]
議	長	お座りください。起立少数です。したがって、30 陳情第 11 号は不採択とすることに決定しました。 次に、30 陳情第 12 号 灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 30 陳情第 12 号 灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、30 陳情第 12 号は採択することに決定しました。
議	長	日程第 20 議員派遣についてを議題とします。 お諮りします。会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

議 長	日程第 21 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。 お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続調査といたします。
議 長	ここで暫時休憩とします。
休 憩	午前 1 1 時 3 7 分
再 開	午前 1 1 時 3 9 分
議 長	会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、三浦議員、坂本議員から各 1 件、計 2 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 及び第 2 として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第 1 発議第 9 号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の提出について を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
10 番 三浦議員	それでは、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の提出について提案説明をいたします。 2007 年 7 月 5 日に参議院本会議で安全・安心の医療と介護の実現を求める増員署名の請願が全会一致で採択をされました。その内容は、医師、看護師など、医療、医療従事者を大幅に増員すること、2 つ目に看護職員の配置基準を夜間は患者 10 人に 1 人以上、日勤時間は患者 4 人に対して 1 人以上とするなど抜本的に改善すること、3 つ目に夜勤日数を月 8 日以内に規制するなど看護職員の確保法等を改正することでした。 10 年以上たった現在も深刻な労働実態が続いていることが日本医療労働組合連合会の 2017 年度の夜勤実態の調査の結果にあらわれております。調査によれば、慢性疲労を 71.7%、健康不安 67.5%、1 年前に比べて大幅に仕事が増えたと 21.3%の人が答えてお

		り、若干増えた 36.7%と実に 50%をはるかに超えて仕事量が増えていると答えています。仕事をやめたいが 74.9%あり、うち人手不足で仕事がついが 47.7%もあります。医療事故の原因でも人手不足による忙しさが 81.7%です。全国的に医療、介護の現場での人手不足は解消されておらず、いまだに深刻な状況であることは、働く医療、介護の従事者はもとより、患者、利用者にとっても安全・安心に大きな不安となっています。現状の改善のため、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出をすることを提案し、提案説明とさせていただきます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 9 号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第 9 号は原案のとおり可決されました。
議	長	追加日程第 2 発議第 10 号 「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
事務局長		
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
9 番		
坂本議員		「上伊那高校再編を早急に進めないように求める意見書」の趣旨説明をいたします。 さきの社会文教委員会の中で議論された内容で、1 つとして、県の教育委員会は 9 月に発表した高校改革の内容を 12 学区で協議会をつくって協議して、来年の 2 月に提案してほしいとしていますが、この間わずか半年しかありません。このような短い間に広く地域の住民や P T A など関係者の方々と情報を公開し話し合いを持つのは、期間が短過ぎて難しいと思います。 また、上伊那地域の高校の将来像を考える協議会のメンバーは、先ほどから言われておりますが、具体的に言いますと、市町村長が 1 人、市町村の教育長が 1 人、産業界として商工会関係者が 3 人、経営者協会が 1 人、農業協同組合 1 人、医師会 1 人、県の地方創生を使ったまちおこしの理事が 1 人、信大の先生が 1 人、中学校長の代表者が 1 人、高等学校長の代表者が 1 人、あと P T A 連合会が 2 人、宮田村教育委員会委員が 1 人、

	それから三菱UFJリサーチの方が1人、自営業が1人、地域振興局が1人というように経済関係者が多く、この問題の当事者である高校生は入っておらず、また教育関係のプロと言われている大学の先生はおりません。どうしても競争を教育に持ち込んだ考え方や経済に関係のある教育のあり方にならざるを得ません。
	また、大人数クラス、要するに40人クラスの学級とのような話も出ておりますが、富山県、秋田県、青森県などは、国がやらなくても県単予算で30人～35人学級をやっております、非常に生徒にとってはよい状況となっております。
	そのようなことを考えても、高校が再編の中にあるとするならば、現在高校生である生徒たちもその輪に加わり、時間をかけて丁寧な高校のあり方を考えるべきであります。
	よって、記以下2点を上伊那地域の高校の将来像を考える協議会に要請するものです。
	多くの方の賛同をお願いしたいと思います。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	提出者は自席へお戻りください。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
3 番 久保島議員	本意見書の提出に反対をするものでございます。
	先ほども私、請願の審査の中で申し上げましたけれども、ここの7年間は100人というところ、これは非常に意図的であると、その3年後には400人になるということを隠しているというような意図的なものがあり、これは非常に不適切であるというふうに感じています。
	また、高校再編については、もう早急に進めないと、一朝一夕に来年から再来年からというわけにはいかないわけでございますので、ここでは、2019年に一応結論を出して、県に申請を出すということをしないと、とても10年後には間に合いません。子どもたちの将来のために、ぜひとも適切な学校を残していくと、そのことが大事でございまして、感情的に私の学校がなくなっちゃうということではいけないというふうに思っています。
	よって、ぜひとも意見書につきましては不採択として、意見書の提出をしないことを求めるものでございます。
議 長	次に賛成討論ありませんか。
6 番 浜田議員	この意見書に対する賛成の立場からの討論を行います。
	子どもの数の減少は、確かに避けられない現在の流れだというふうには思います。しかし、そのことが自動的に高校の統合あるいは廃校に結びつくのかということについては、まずもって教育の内容を深く議論することが先決ではないかというふうに思います。これは、先ほど申し上げた、澤井教育長がおっしゃるとおり、数合わせ、とりわけ経済合理性のための数合わせで進められるようなことがあってはならないというのが基本であります。

では、どんな解決策があるのかということでありますけれども、一番基本は、やはり少人数学級を基本とした高校の教育の見直しが基本にあるのではないかというふうに私は考えております。

先ごろ、確か長野日報のコラム欄だったと思いますけれども、長野県の県議会議員と、それから高校生の討論会というのがありまして、その内容が紹介されておりました。そこで紹介されていたのは、実際にいろいろな科目をこなしていく中で、やはり 20 人ぐらいの規模でのディスカッションが非常に役に立つ、こんな意見が少なからぬ高校生から寄せられたということが報告されておりました。

これは、提案者から出されました秋田県やなにかの成功事例から見てもそのとおりですし、それから世界の趨勢から見ても、40 人学級というのは、実は最低レベルの、要するに一番規模の大きいレベルの高校の編成だということをあえて指摘しておきたいと思っております。むしろ世界の趨勢は 30 人ないしは 35 人学級であります。そうであれば、その現在の数の減少には十分耐え得るというのが私の見解でありますし、少なからぬ教育者の見解でもあろうかというふうに思います。

したがって、まず何よりもなすべきは、本来の高校の教育はどうあるべきかという教育の中身について十分な議論を行い、しかも、それに対して、保護者あるいは将来の高校生の親になるであろう人たちについて十分な理解を得た上で、再編を含めて将来の高校のあり方を決めるというのが教育という問題についての正しい取り扱いではなからうかというふうに思います。

実際、高校を含めまして、学校の教育の再編については、どの地域でも少なくとも 5 年～10 年の期間をかけて検討しているというのがこれまでの例でありまして、単なる経済合理主義で物事を進めてはならないということを改めて指摘しておきたいと思っております。

そういった意味を含めまして、この意見書に賛成するものであります。

議 長 次に反対討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 10 号 「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

12月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る7日から本日まで12日間の会期をもって開催されました12月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重な審議をいただき、上程いたしました全ての案件を御議決いただきまして、まことにありがとうございました。

あわせて、議案審査や一般質問を通じていただきました貴重な御意見、御提案等をしっかりと受けとめ、私を初め全職員が共有し、確固たる信念と情熱をもって全力で行政運営に努めてまいり所存でございます。

町ににぎわいや活気を取り戻し、まちづくりの将来像である「人と緑輝くふれあいのまち」、行政の究極の目標であるみんなが安心して暮らせる豊かなまち、言いかえれば、いいまちの実現のためには、町民の皆様と行政がともに知恵を出し合い、汗を流して行動すること、そして総力を挙げて事を起こすことが極めて大切であり、欠かせないものであります。町民の皆様には、いいまちをつくっていくために、それぞれのお立場から、より一層、主体的、積極的な御参加をお願い申し上げますとともに、議員各位には、今後とも一層の御理解、御協力を心からお願い申し上げる次第であります。

国は、景気の基調判断を「緩やかに回復している。」としていますが、世界経済を見ますと、通商問題の動向やアメリカや中国を初め世界各国の経済の先行きや政策にかかわる不確実性による影響等が憂慮されているところであります。

このような中で、国の平成31年度の予算編成が進んでおります。概算要求と要望額の総額は、一般会計ベースでおよそ102兆97億円に膨らんでおり、今後の予算編成作業は大変厳しいことが予想され、地方への負担増も懸念されているところでございます。

また、地方財政は回復傾向にあると言われてはおりますが、慢性的な課題である財源不足や社会保障費の自然増などにより、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、町では、第5次総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略をベースに平成31年から平成33年までの3カ年の実施計画を策定し、これに基づいて現在平成31年度予算の編成を進めているところでございます。来年度の行政運営も引き続き厳しい状況が続きますが、福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政3大事業の推進と私が掲げました重点施策である3つのチャレンジを推進し具体化するため、限られた財源を有効に使うため、職員一人一人の創意工夫と意識改革をもって、これらの課題の実現を目指すアイデアを生み出すとともに、町の5年後10年後、そして20年後を思い描きながら、今やらなくてはならない事業、真に必要な事業を十分精査しながら予算編成を進めてまいりところでございます。

ところで、先ごろ、ことし一年の世相を漢字1字であらわす「今年の漢字」に「災」という漢字が選ばれたという報道がございました。6月の大阪北部地震に始まり、西日本豪雨や北海道胆振東部地震など、全国各地で自然災害が相次いだことを理由に挙げる人も多かったということです。当町におきましても、7月から9月にかけて局地的な豪雨や台風の接近があり、町内に避難準備・高齢者等避難開始情報を発表するなど、当町でも災害がイメージできる年であったと思います。「災」という字を揮毫した清水寺の森貫主は「来年は災害のない年になるよう祈願した。」と話されております。

迎える新しい年は、5月には新天皇が即位され、新しい元号となります。平成の時代に続いて人々が平和で安心して暮らしていける年、時代となるよう祈念するところでございます。

ことしも余すところ10日余りとなりましたが、議員各位には、ことし一年間の御苦勞、御協力に対しまして心からお礼申し上げますとともに、いよいよ御健勝でよい年を迎えられ、飯島町の発展のため一層の御活躍を心からお願い申し上げまして、12月議会定例会閉会のごあいさついたします。

ありがとうございました。

議 長

以上をもって平成30年12月飯島町議会定例会を閉会いたします。

閉 会

午後0時01分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員